

平成 20 年度一般会計予算特別委員会会議録

平成 20 年 3 月 13 日 (木)

(開 会) 10 : 00

(閉 会) 21 : 41

○ 委員長

ただいまから平成 20 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についておはかりさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、おはかりしていきます。次に、各款の質疑に入りますが、質疑は表に示しておりますように、歳出は 7 つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては歳出の方で、質疑をお願いします。次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債、給与費明細書についての質疑を行います。次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、ハッキリと的確に質問された部分のみ、答弁をしていただきますように要望しておきます。また、審査を行います過程で、各款に関係の無い方は退室していただき各職場で仕事をして頂きますよう、強く要望しておきます。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第 9 号 平成 20 年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。お手元に配付いたしておりますとおり、事前に資料要求の通告がっております。

執行部にお尋ねいたします。まず、瀬戸委員から要求のっております資料は、提出出来ませうでしょうか。

○ 財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課でお答えさせていただきます。瀬戸委員から要求がおります資料につきましては、提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。瀬戸委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと求めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。次に、兼本委員から要求がおります資料は、提出できますでしょうか。

○ 財政課長

提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。兼本委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと求めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。次に、人見委員から要求がおります資料は、提出できますでしょうか。

○ 財政課長

提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。人見委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと求めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。次に、川上委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

○ 財政課長

要求のっております資料のうち、要求資料の3ページ、上から4段目、5段目に部落解放同盟飯塚市協議会平成18年度支出のうち市長選25,000円、市議選73,000円の領収書の写し、及び部落解放同盟研修費に関わる領収書の写し、この2件については資料がありませんので提出出来ません。なお、他の資料については、提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。川上委員から要求がありました資料のうち、執行部が提出出来る資料について要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと求めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。次に、江口委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

○ 財政課長

要求のっております資料でございますが、小中学校幼稚園につきましては、資料を作成しております。学童保育所等につきましては、対象がありませんので、その他の分について提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと求めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

○ 川上委員

私が資料要求しましたうち、部落解放同盟に関わる二つの資料要求が提出出来ないということのようです。どういう事情なのか伺いたいと思います。

○ 人権同和推進課長

今言われました部落解放同盟飯塚市協議会平成18年度支出のうち、市長選25,000円、市議選73,000円の領収書の写しということでございますけど、これにつきましては、運動団体の方に領収書の写しということでお願いに行きましたけど、提出出来ないということでございました。また、部落解放同盟研修費に関わる領収書の写しでございますけど、これにつきましては、私どもの検査しております際に確認しておりますので、ご理解ください。

○ 川上委員

予算特別委員会で、委員が資料要求をしたわけですが、25,000円と73,000円についての領収書は、今の答弁からいうとあるということですね。

○ 人権同和推進課長

先ほども申しましたが、運動団体の方に行きましたけど、提出されないということでございます。

○ 川上委員

提出されないというのは、運動団体に文書があるんですね。領収書そのものはあるんですね。

○ 人権同和推進課長

これにつきましては、補助対象外ということになっておりますので、あるかないかについての答弁は避けたいと思います。

○ 川上委員

そういうことは、通用しないでしょう。あなた方は、領収書があるかないかも分からないわけですか。それとも分かっているけども、答弁しないんですか。ここは、飯塚市議会の予算特別委員会ですよ。541億円の規模の予算を今から審議するんですよ。はっきり答弁してください。

○ 企画調整部長

この経費につきましては、補助対象外の経費という支出区分から支出されております。従いまして、飯塚市には勿論、この領収書の写しはございません。補助対象外の経費から、支出されておまして、運動団体の自主財源の中から支出されております。先だって、私の方が運動団体の方に行きまして、この領収書の写しを市の方でいただけませんかというお願いをいたしましたところ、運動団体の方は、これはあくまでも団体の自主財源から出してるのだから、領収書の写しは出せないというようなお答えでございましたので、よろしくお願いたします。

○ 川上委員

私はさっきから領収書は運動団体にあるのかどうかを聞いてるんですよ。今の答弁では分からないでしょう。

○ 企画調整部長

ただ今、ご答弁申しましたように、運動団体の方には領収書はありますが、自主財源の中から支出しているの、飯塚市には写しは出せないというようなお答えでございました。

○ 川上委員

全く納得がいかなわけですが、研修費の方はどうですか。ご理解願いますということでしたけど、その意味が分からない。研修費の領収書は、なぜ出てこないんですか。

○ 人権同和推進課長

議員のご存知のとおり、私どもが年に2回、運動団体の方には検査に行っております。その際に、運動団体の方から全ての領収書のチェックを行っております。指摘を受けた領収書を提出してくださいということですが、私どもが検査に行った際に、領収書のチェックは行っておりますので、これはご理解をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

残念ながら、行政執行をチェックするのが議会の仕事なんですよ。だから、我々を見たとき、あなた方は見る資格がないという訳にはいかないんです、自治法上、我々はそれを見る責任があるんですよ。だから、予算委員会で請求したいというふうに言ってるわけですよ。先ほどは、自主財源だから解放同盟が出さないとやってますと、理解せよと、納得せよというふうに無理難題言ってるわけですよ、あなた達は、今度はね。研修費は何ですか、自主財源じゃないでしょう。市民の税金そのものじゃないですか。それをあなた方は、私達は見ましたと、領収書があることは認めたことは一歩前進ですよ、その領収書の中身が大問題だっていうことが明らかになってるじゃないですか。だから、予算特別委員会に出してもらいたいというふうに言ってるんです。どうして出せないんですか。

○ 企画調整部長

ご質問者が言われますように、確かにこの研修費につきましては、補助金対象内の中から、経費が出されております。この領収書の写しというご質問でございます。これにつきましては、私の方が、しっかりと年2回検査したなかで、領収書を確認させていただきまして、適正に執

行されているということを確認いたしております。領収書の写しというご質問でございますが、これにつきましては、飯塚市が補助している団体は財政援助団体は数多くございます。この一部分の領収書だけを出すということになりましたら、全ての領収書も飯塚市の方が移しを保管とかいうこととなりますので、そこらあたりは十分にご理解をしていただきまして、ご容赦のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

他にも団体に補助金を沢山出してるから出せないとかいう、そういうことは通用しないでしょう。なぜ私がこの二つの領収書を要求してるかという、最初の方のものは法に明確に触れるか、あるいは触れる恐れのある、そういう支出だから言ってるんじゃないですか。そういうことを言ってるんですよ。それから、後者の方は、あなた方答弁したように、研修、行き先も分からない、人数も分からない、分かっているのは金額だけと、不明だらけの研修費500万円、こういうのが市民の前で通用するかということでしょう。だから、要求してるんじゃないですか。あなたは、確実に領収書が前者の方も後者の方もあって、しかもあなた方見ると、それなら出しなさいよ。

○ 人見委員

のっけから、資料要求の段階でどうも平行線というか、すぐさま折り合いのつくような話になりそうもない気がするんですね。それで、いくつか整理を、要求者も整理をしていただきたい。答弁者も執行部の方も、領収書に関わる補助の対象内外によって、その領収書の提出義務の有無まで関わってきちんとルールとしてあるのかないかとかですね。我々は、当然のことながらこれは人権に関わる大きな日本全国津々浦々関わるような話なんですよ。だから、一面質問者の言われることも分かるような気がする。同時に、執行部があえて行政としての立場を貫かれようとするのも分かる気がする。どちらに我々重きを置けばいいのかというのが付けないですね。そここのところを、時間とっていただいて、明日なら明日でいいんですが、時期を明示していただいて、それまでに我々が判断出来る、お互いの主張を整理してもらったらどうだろうかと思うんですが、委員長何か知恵がないですか。多分これは時間がかかるばかりだと思います。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 10:15

再 開 10:17

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

当局側の資料に関する答弁は、全く納得がいかないんです。それで、今日は保留しますので、再度あなた方が補助金を出している責任があるわけですから、きちんと領収書を出すようにということで、再度当該団体に申し入れをしてください。これは、強く要望しておきます。そこで、今から予算特別委員会始まるんだけど、重要な問題があるんだけど、答弁がないと、それから資料も出てこない、どうしたらいいかということなんです。それで、部落解放同盟については、平成20年度47,378,000円もの補助金が計上されています。予算書に書いてある。この問題の解明を避けていては、市民の期待に応えた厳格な予算審査が出来ないと思うわけです。そこで、先ほどから言っております部落解放同盟飯塚市協議会平成18年度支出のうち、4月16日に飯塚市長選挙齊藤守史氏出陣式25,000円、翌年3月4日に松本友子出陣式(選対事務所)73,000円の支出があったことになっていることが、市の資料で既に明らかになっているわけです。この二つの支出は、寄付行為であれば、政治資金規制法違反、3年以内の禁固又は50万円以下の罰金に当たるわけです。出陣式参加者に対する日当であれば、公職選挙法

買収に抵触する恐れがあります。これについては、財源が補助金であろうとなかろうと法の規定を免れることは出来ないんです。あなた方も承知のとおりです。私は、3月7日の本会議における一般質問で、この二つに支出と併せて同和住宅入居をめぐる特別会費1万円の収入が二箇所あること、狭山闘争費支出、中央交渉の参加人数のほとんどが不明であるうえに、そのたびの懇親会名目の多額の支出、行き先や人数のほとんどが不明である研修旅行にあわせて500万円もの支出、こういうことがあるのを指摘しました。これに対しまして、監査事務局長は見落としがあったと答弁したんです。しかし、企画調整部長及び人権同和推進課長は、これらの事実を自ら確認しているのも関わらず、本会議では事実を隠して答弁しなかった。一方、齊藤市長は平成18年の市長選において、部落解放同盟飯塚市協議会から寄付を受けた覚えが無い旨の答弁をされたわけです。そして更に、部落解放同盟に対する補助金全体についてこう答弁されましたね、「私自身も中身も知らないことが沢山あり、質問者の方からのいろんなかたちでの示唆を頂きましたけれども、補助金の交付につきましては私は適正に行われているとの認識のもとに、今までありましたけれども、今までのことが確かなのか不確かなのかをしっかりと見ながら、これからの補助金交付等については、考えてまいりたい。」こういう答弁をされたんですね。そもそも刑事訴訟法第239条の2は、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思慮するときは、告発をしなければならない、このように規定していますね。こうした状況のもとで、今日から541億円規模の予算の本格審査が始まるわけですが、本委員会が審査しようとする平成20年度一般会計予算案には、この部落解放同盟に対する補助金があるにもかかわらず、47,378,000円計上されたままです。仮にこのまま、この予算案が可決されて、実際に補助金交付が執行されるということになりましたら、法に照らしてどうかという点もあります、重大です。同時に、市民の大きな批判を浴びることは火を見るより明らかだと思うわけです。従って、本予算特別委員会としては、責任ある予算案審議を厳格に行うために、当事者を参考人として招き、深く事情をお聞きする以外にないと思うわけです。そこで私は、地方自治法の規定に基づき、参考人として齊藤守史市長、松本友子市議、部落解放同盟飯塚市協議会の松本建一委員長並びに会計担当者及び領収書のチェックをはじめ監査責任のあった縄田洋明企画調整部長、高倉孝人権同和推進課長、千代田一敏同補佐、更に本市の宇都口洋一監査委員、道祖満監査委員、池口隆典事務局長の10人、参考人として招致することを求めるわけであり、日時については、3月17日月曜日が適当と判断いたします。是非、委員長において取り計らいをよろしくお願いいたします。

○ 人見委員

今、取り上げられ参考人の話まで出ております今回のこの問題ですけど、この部落解放同盟に対する補助金の支出の歴史、経過、何年続いている話ですかこれ、およそ何年からやっているのか分かったら教えてください。何でもさきに今こんな話がまことしやかにというか、出てくるのがよくよく理解出来ない部分があるわけです。法律だって、いくつも判例が積み重なってくると、それはそれでまた法律になっていくということを薄い知識の中でもってるわけです。我々は、執行部が営々として出してこられ、チェックしてこられ、国の事業や制度の主旨にのっとってやってこられたことに対する信頼というものを基本的にはおいてるわけですよ。それを何であえて今回みたいに最終的に10人にもおよぶような参考人招致の話が出てくるのか。その前に我々にきちんとそうした歴史的経過も踏まえてもう少し説得力のあるような話を返してくれませんか。おかしいですよ、こんな議論は、と僕は思うんですがいかがですか部長。

○ 企画調整部長

今、ご質問者のご指摘の件でございます。まず、1点、いつからこの補助金を出しているのかということでございまして、旧飯塚市におきましては昭和44年から現在に至るまで、この補助金ということで運動団体の方に交付をいたしております。この目的としましては、常に私

がご答弁申し上げますように、人権問題、部落問題の解決に向けて飯塚市の行政の補完的な活動をしていただいております運動団体に対しまして、その活動費ということで飯塚市の補助金交付要綱に基づきまして、適正に支出させていただいているところでございます。

○ 人見委員

そういう意味では、適正にといわれる中で、今回具体的に資料まで提示して、この支出名目のこの金額で指摘があつて居るわけですよ。対象内なのか対象外なのかということも含めて、はっきりとそうした相手先、補助団体からの提出義務というのがどこまでかせられ、そして我々議会に対しては、どの程度までにそれを明らかにする執行部として、求められれば、義務が生じてくると判断されるのか、そこまでの説明は先ず頂きたい、その上で参考人の云々の話というのは判断をしたいと思うわけです。すぐさまそういうふうな話が、答弁返していただけますか。いただけないとすると、ちょっと休憩とってもらって、何かこれもまた明確に時期を定めて結論を得られるような配慮がいただければと思うんですけど。

○ 兼本委員

今、参考人を招致ということで提案が出ましたけど、参考人招致の場合は、参考人にどういふふうなことを聞こうかということの意見を付してやらなければならぬわけですね。だから、質問者、10人ですか、名前だけ列記されましたけど、どういふことを聞こうかということをはっきりさせていただかんと、我々は呼ぶか呼ばないかということについては、判断しかねるわけですよ。だから、あなた、ただ名前だけ、関係のある人だけ名前出したけど、この人にはこういうことを聞きたい、この人にはこういうことを聞きたいということをはっきり言ってやっていただかんと、我々はただ呼ぶ呼ばないだけの賛否をとるわけにはいかないから、その中でこの方にこういうことを聞くということが、あなたが言ったことがしかるべきことであれば、判断の材料になると思いますけど、ただ名前だけ列記されたわけではいきませんので、呼ばれるんでしたら、必ずこの方にはこういうことを聞きたい、この方にはこういうことを聞きたいというは明記して提案していただかんと、それは提案になりませんよ。

○ 川上委員

それについては簡単ではあつたんですけど、さっきの提案要望の中で申したつもりでしたけど、不足したと思います。それで、指摘を受けて改めて申し上げたいと思うんですが、齊藤守史市長と松本友子市議については、寄付行為、寄付を受け取っていないかということを出れば証拠を付けてお話を聞きたいと思うわけです。それから、部落解放同盟飯塚市協議会の松本建一委員長並びに会計担当者につきましては、支出は明らかになつて居るわけですから、支出先がどこなのかということをお聞きしたいわけです。これによって、政治資金規制法に抵触するのか、あるいは公職選挙法に抵触する恐れがあるのかが明らかになるだろうと思うんですね。それから、縄田洋明企画調整部長、高倉孝人権同和推進課長、千代田一敏同補佐それから宇都口洋一監査委員、道祖満監査委員、池口隆典監査事務局長については、領収書を確認したかどうか、またその上で確認しておるのであれば、二つの法に関する観点から違反する問題、それから違反する恐れがある問題についてどういふ観点で監査したかということをお聞きしたいと思うわけでありまして。

○ 兼本委員

議会事務局にお尋ねしますけど、担当の事務方の名前が今かなり出ました。担当の事務方を参考人として呼ぶことについては、どういふ取扱いになるかご存知であれば教えてください。

○ 議事課長

市長をはじめ担当部課長につきましては、説明員という範疇に入るのではないかとお考えです。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休憩 10:32

再開 10:43

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

申し訳ございません。運動団体に対します補助金につきましては、これまでの川上委員の質問に対しまして、ご答弁させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○ 人見委員

構いませんけど、対象内の科目については、こういうものです、対象外の科目については、それ以外のものですか、せめてそうしたものをこういうふうな機会をとらえたら、私が言ってるのはそういったことが分かっていないことがあるわけですよ。だから、聞いているわけです。そしたら、こうしたものが対象内になるんです、だからこの範疇なんです、ここについては対象外の科目になっておりますので、こういうふうな答えがかえってきておると、なんかそういうのをきちんと我々が納得できるようなかたちで説明、答弁が出来ないかということをもどかしく僕は聞いているわけです。かえってきた言葉が、そういうふうなことなんですよ。全然丁寧とは思いません。その上で、判断はさせていただきます。

○ 江口委員

先ほど資料要求があつておまして、領収書の写し、特に研修費のほうについてでございます。研修費のほうについて、先の決算委員会でも問題になりましたですね。18年度の決算委員会の席でも、領収書をきちんととっているのかどうか問題になりましたよね。その時のお答えが、これをきちんとお願いに行くという話でしたよね。その時にお話したのは、公金だよと、公金を使って仕事をしていただく、行政が行うべき事務を代わりにやっていただくというわけですよね。そうであるならなおのこと、きちんとこれこれこういうふうなかたちでちゃんとやりましたという証拠を残さなければならない。ほとんどの団体、それこそ領収書の写しを付けて出しますよね。特に、やっぱりこの部分は前回の時も疑念があつた部分です。いくつかの団体で、清算が0, 0, 0、下3桁がゼロ3つですよ。本当にこれが正しいのっていう疑念が持たれた団体です。だからこそきちんと整理をしなくてはならない、領収書も添付して出さなければならぬ、見たのであれば領収書の写しをとらなければならないわけですよ。その部分について、きちんと出しいただくようにお取り計らいをしていただけるのかどうか。若しくは、それがなされないのであれば、補助金交付規則の方には、補助事業等が完了した時は、その成果を記載した実績報告書に補助金等に係る経費の収支を明らかにした書類を添付し、市に報告しなければならないとあります。そういった部分で、きちんと出されるのか、どうなりますかお聞かせください。それでも研修費についての領収書が出されないのであれば、その代わる部分の報告書等の資料の提出をお願いしたいと思います。委員長において、取り計らいのほどよろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休憩 10:47

再開 10:48

委員会を再開いたします。江口委員の方から要求がありましたことにつきましては、関係ある質問のところまで要求していただきますようお願いいたします。それでは、ただ今川上委員から本案審査に際して、参考人を招致したいとの発言がありました。これに賛成の委員は举手願います。

(挙手)

賛成少数、よって参考人の招致については否決されました。先ほど要求されました資料のうち、準備がなされた資料を事務局に配布させます。なお、残りの資料につきましては、準備が出来次第配布させます。それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

○ 財政課長

補足説明させていただきたく思います。議案資料として配布いたしております平成20年度予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。予算額につきまして、一般会計は、541億円、特別会計、企業会計、合計で1,126億2,616万8千円、前年度と比較いたしまして、92億9,051万1千円、7.6%の減となっております。27ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出を款別に前年度と比較したものでございます。まず、総額の比較でございますが、前年度と比較いたしまして、6億2,000万円、1.2%の増となっております。増減の主なものについて説明いたします。総務費の減の主なものは、地域振興費のうち企業誘致、新産業育成事業等の商工費への組み換えや人件費の減等によるものです。民生費の増減の主なものは、後期高齢者医療制度への移行によりまして、県の広域連合への負担金増、老人保健特別会計繰出金の減、颯田保育所の新築工事による増などです。農林水産業費の減の主なものは、強い農業づくり事業費補助金、防衛施設周辺障害防止事業の廃止等によるものです。土木費の増減の主なものは、住宅建設事業の増、県流域下水道事業の減などによるものです。教育費の増の主なものは、小・中学校整備及び健康の森公園多目的施設整備の増によるものです。公債費の増の主なものは、合併特例債及び臨時財政対策債の元金償還の増によるものです。諸支出金の減は、土地開発基金からの土地買戻しの減によるものです。

29ページをお願いいたします。この表は、歳出を性質別に前年度と比較したものでございます。人件費の減の主なものは、職員不補充等による職員給の減によるものです。補助費等の増の主なものは、後期高齢者医療制度の開始により、県広域連合への負担金10億7,300万円です。繰出金の減の主なものは、後期高齢者医療制度の開始により、老人保健会計の繰出金の減によるものです。普通建設事業費の増は、颯田保育所新築工事、住宅建設費の増、小・中学校整備の増、健康の森公園多目的施設建設などによるものです。25ページをお願いいたします。この表は、歳入を款別に19年度と比較したものでございます。市税は、19年度の実績を参考に3億9,700万円を増額いたしております。地方交付税は、19年度の交付額を参考に1億円減額しております。国庫支出金の増は、公営住宅建設や小中学校整備事業費の増などによるものです。県支出金の減の主なものは、明星寺川流域下水道事業委託金の減によるものです。繰入金は、財政調整基金、土地開発基金の減等により、約8億3,800万円の減となっております。市債は、保育所、公営住宅、小・中学校等の整備費の増額に伴い増となっております。2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについて説明いたします。先ず、歳入でございますが、市税は、19年度の実績を参考に総額で139億1,383万1千円を計上いたしております。地方交付税は、普通交付税を133億円、特別交付税を17億円計上いたしております。3ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金で財源の調整を行っていますが、18億6,420万7千円を計上いたしております。諸収入で颯田病院の打ち切り決算に伴います未収金を計上いたしております。また、文化会館の自主運営に伴い自主事業収入を計上いたしております。市債につきましては、36億5,860万円を計上いたしておりますが、このうち、合併特例債を15億8,920万円見込んでおります。次に、歳出でございますが、4ページをお願いいたします。人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして92億1,902万9千円を計上いたしております。なお、特別職につきましては、市長10%、副市長、教育長5%の報酬削減を1年間延長し、地域手当につきましては、平成19年12月より廃止いたしております。企画費の飯塚市地域公共交通構築事業は、法定協議会を設立し、コミュニ

ティバス運行の事業計画を策定し、21年度からの運行を予定いたしております。5ページをお願いいたします。電算管理費の電算システム適正化コンサルタント委託料は、次期のリプレースに向けて、20年度から22年度にかけて、現状の分析を行い、適正な電算システムを構築しようとするものです。民生費の社会福祉総務費の中国残留邦人支援対策事業は、本年度からの新たな支援措置でございますが、老齢基礎年金相当額を補完する給付金の支給と自立支援のための日本語教育支援等を行うものです。忠隈住民センター指定管理委託料は、本年度から利用料金制によりシルバー人材センターに委託するものでございます。高齢者福祉費の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委託料は、21年度から23年度までの第4次事業計画を策定するものです。6ページをお願いいたします。後期高齢者医療療養給付費負担金は、平成20年4月からの制度改正によりまして、医療療養給付費の1/12の自治体負担を老人保健特別会計への繰出金から県の広域連合負担金へと変更となったものです。はり、きゅう施術費給付金は、19年度までは、国保会計で実施しておりましたが、後期高齢者医療制度により、後期高齢者が対象外となりますことから、一般会計で給付対象を国保以外の後期高齢者にも拡大して実施するものです。7ページをお願いいたします。子育て支援を充実させるため、児童福祉総務費の乳幼児医療費で、乳幼児医療費の無料化について、19年度は、5才未満まで無料にするように、市単独分を引き上げておりましたが、20年度につきましては、更に就学前まで引き上げるようにしております。また、児童措置費の乳幼児健康支援一時預かり事業で市立病院に一箇所の増設、母子父子福祉費で母子家庭等日常生活支援事業委託料、青少年対策費で、ファミリーサポートセンター事業委託料、次ページで子育て短期支援事業委託料、産前・産後生活支援事業委託料を計上いたしております。7ページの保育所費で、子育て支援センターを新たに颯田第1保育所内に設置するようにしております。また、二つの保育所を統合する颯田保育所新築事業にかかる経費を計上いたしております。青少年対策費の次世代育成支援行動計画(後期)ニーズ調査委託料は、平成21年度策定予定の後期計画のための調査であります。8ページをお願いいたします。生活保護の扶助費につきましては、92億2,511万2千円を計上いたしております衛生費の健康づくり推進費の妊婦健康診査委託料で公費負担の回数を2回から5回に拡充いたしております。上水道費の水道事業会計補助金で合併特例債を活用して浄水場整備等に対し事業費の50%を出資するようにいたしております。病院費で市立病院事業会計補助金を交付税の算定等を基礎に1億3,793万6千円を計上いたしております。また、颯田病院事業精算費で、打ち切り決算に伴う未払い金5,240万5千円を計上いたしております。9ページをお願いいたします。労働費の旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業で、延べ8,151人を吸収いたしまして三軒屋～工業団地線道路新設工事を4工区に分けて実施するようにしております。農林水産業費の農業振興費の福岡県農地・水・環境保全協議会負担金は、地域で組織を作り、計画に基づき共同で実施する活動に対して助成するもので、市の負担部分を一旦、県の協議会に支出し、県の協議会から実施地区に助成するものです。本年度は、八木山地区、津島地区、津原地区で実施の予定です。農業土木費の上穂波東地区県営土地改良事業負担金は、20年度から25年度にかけて実施する35haの圃場整備事業に対し負担するものです。10ページをお願いいたします。林業振興費の荒廃森林再生事業委託料は、森林環境税を活用して、荒廃した民有林2,000haを10年計画で再生しようとするものです。商工費の商工業振興費で企業誘致を推進するため名古屋事務所設置にかかる経費を計上いたしております。新産業創出支援事業は、総額2,755万7千円で、ベンチャー企業への支援や新技術・新製品開発補助金等を計上いたしております。商店街活性化がらぼう会補助金は、天道商店街が行ないます商店街活性化のためのソフト事業に対し助成するものです。11ページをお願いいたします。企業立地促進補助金は、19年度に要綱を見直しましたが、本年度は旧要綱と新要綱での補助金の交付となります。観光費の旧伊藤伝右衛門

邸運営費でイベントの開催経費等を計上いたしております。飯塚観光協会補助金につきましては、協会の組織体制を強化するために事業運営費の増額いたしております。土木費の道路橋りょう費で小峠・東光線道路改良事業費、本町2号線景観舗装整備工事等、また、県営事業費負担金として飯塚穂波線等の負担金を計上いたしております。12ページをお願いいたします。都市計画総務費の都市計画基本方針等策定委託料は、都市計画に関する各種計画を年次計画で策定するもので、本年度は、国土利用計画を策定するようにしております。街路事業費で、水害対策の一環として取り組んでおります芳雄橋、飯塚橋の架け替え事業の県負担金を計上いたしておりますが、本年度完了予定です。遠賀川・穂波川もぐり橋等設置工事は、国土交通省の工事とあわせて中の島の利用を促進するために実施するものです。勝盛公園改良工事は、健康遊具ゾーン整備等を行うものです。住宅建設につきましては、市営住宅ストック総合活用計画に基づき事業を進めておりますが、本年度は、川島公営住宅建替事業、弁分公営住宅建替事業等を実施するようにいたしております。13ページをお願いいたします。消防費の災害対策費の防災行政無線設備設置調査設計委託料は、21年度にかけて市内全域に同報系の防災無線を整備しようとするものです。別途、債務負担行為で工事費5億6,400万円を計上いたしております。教育費の小学校教育振興費で、小学校の1学年から3学年までを35人学級にするために、11人分の臨時教員の経費を計上いたしております。また、外国人児童教育支援事業は、片島小学校を拠点校として、外国人及び帰国児童が安心して学び通学できる環境の整備を行うものです。小学校特色ある教育活動費は、学校、家庭、地域が連携し特色ある教育活動に取り組むための経費です。外国人講師委託料は、小学校3学年以上のクラスに年間20時間の英語の授業を実施するものでございます。小学校整備費で颯田小学校、庄内小学校及び上穂波小学校の調査委託料を計上いたしております。14ページの伊岐須小学校大規模改造工事、各小学校図書室等空調設備設置工事につきましては、合併特例債を活用して整備するものであります。中学校教育振興費の外国語指導助手委託料は、外国語授業の効率化を図るため、ALTの更新時期に合わせてALTから民間委託に切り替えるものであります。中学校整備費で颯田中学校及び穂波西中学校の調査委託料を計上いたしております。また、飯塚第一中学校大規模改造事業、各中学校図書室等空調設備設置工事につきましては、合併特例債を活用して整備するものでございます。図書館費で本年度より実施いたします市立図書館3館の指定管理委託料を計上いたしておりますが、ブックスタート事業も併せて実施するようにいたしております。15ページをお願いいたします。文化財保護費で旧伊藤伝右衛門邸管理費を計上いたしております。また、庭園保存整備調査設計委託料は、まちづくり交付金事業を活用して、名勝指定に向けた調査を行うものであります。鹿毛馬神籠石敷購入費は、国の補助事業を活用して年度計画で購入しているものでございます。文化会館費で、会館運営にかかる経費を計上いたしておりますが、本年度の運営につきましては直営で実施するようにいたしております。体育施設整備費の健康の森公園多目的施設建設事業は、目尾地域振興基本計画に基づき、実施するものです。公債費は、臨時財政対策債、合併特例債の償還増により、元金を71億3,172万4千円、利子を10億5,279万5千円計上いたしております。繰越明許費は、弁分公営住宅建替工事から健康の森公園多目的施設建設工事までの4件につきまして、工期の都合で年度内の完了が見込めませんので事業費の一部を次年度に繰り越すものでございます。債務負担行為でありますが、行政評価制度導入支援業務委託料、16ページの電算システム適正化コンサルタント委託料は委託期間が3年にわたるため設定するものでございます。固定資産税納税通知書作製費、外国人講師委託料、外国語指導助手委託料は、21年度の予算執行にあたり準備期間が必要なため設定するものでございます。防災行政無線設備設置工事は、工期が2年にわたりますので設定するものでございます。農業制度資金利子補給金、福岡県信用保証協会保証料負担金は、制度資金利用者に対して助成しようとするものであります。中小企業融資資金の信

用保証にかかる損失補償は、代位弁償が発生した場合に補償するものでございます。35ページをお願いいたします。この表は、投資的経費内訳表でございますが、款別に、予算額、財源内訳を記載いたしております。37ページをお願いいたします。本年度の合計額は、43億1,864万4千円で、財源内訳の右端の一般財源は、10億4,865万3千円となっております。平成10年度から19年度の過去10年間の投資的経費の平均は、101億119万5万円、投入一般財源は、26億2,410万4千円でありますので、特定地域開発就労事業の終息の影響もありますが、事業費、充当一般財源とも非常に抑制した状況になっております。40ページをお願いいたします。この表は基金ごとに17年度末残高、18年度残高、19年度末見込額、20年度末見込額を記載いたしましたものです。一般会計の積立基金の20年度末見込み額の合計は、98億1,818万5千円で、財政調整基金は、13億1,571万8千円となる見込みです。なお、19年度の決算で剰余金が発生した場合、1/2は積み立てることとなりますので、若干の増加は見込めます。減債基金につきましては、20年度末は10億2,053万5千円の見込みです。次に、地方債の状況について説明させていただきます。予算書の215ページをお願いいたします。一般会計の前々年度末から本年度末の現在高見込額を記載いたしております。前々年度末は、18年度で647億6,873万9千円、19年度末は、608億8,257万6千円、20年度末は、574億945万3千円となる見込みで、投資的経費を抑制いたしておりますので、地方債残高につきましては、減少傾向にあります。本年度予算も財源不足のため、18億6,420万7千円の財政調整基金の取崩しで収支バランスを取っており、行財政改革実施計画の確実な実施が必要であり、今後の扶助費等の経常経費の伸びや国の地方財政対策の状況では更に厳しい状況となることが予想されます。更に、普通交付税では、現在、合併特例として、合併算定替えの措置がとられており、合併11年目より減少し16年目より本来の算定となり、年間20数億円が減額となりますので、そのことを念頭に置いた行財政の運営を行なって行かなければなりません。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款ごとの質疑に入りますが、質疑をされる際には、予算書または資料のページ数と費目を示して、質疑されますようお願いいたします。まず「第1款 議会費」および「第2款 総務費」48ページから77ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております51ページ、総務費、一般管理費「職員採用試験の概要について」、人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

51ページ、職員の採用試験の概要についてという質疑に入ります前に、資料の207ページ組織機構体制の新旧表を提出いただいておりますので、先ずこの現体制から4月以降の見直しの体制の説明をできたらしていただきたいと思っております。

○ 行財政改革推進室主幹

組織機構体制表についてご説明いたします。左側に昨年の5月1日現在の職員配置数、それから右側に本年度末までの退職予定者等を見込んだ中で、来年度当初の職員配置予定数を記載いたしております。昨年の5月1日では、配置職員数は1,130人でしたが、来年度当初では本会議、代表質問等で来年当初の職員数につきましては、1,044人を予定しているというご答弁をいたしておりましたが、作成する時期等が若干ずれているために、比較表では1,047人を配置予定数といたしております。配置職員数が減少いたしました理由としては、比較表作成後に死亡、それから普通退職などによりまして退職予定者が増えたことによるものでございますが、今後におきましても若干の職員配置数の減少が考えられるところでございます。なお、新旧比較表の内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

○ 人見委員

省略されていいと言えればいいんですが、およそこのあたりがご覧のとおり変わりますとか、何かそういう特色はないんですかね。

○ 行財政改革推進室主幹

失礼しました。組織機構の主なものでございますが、平成20年度につきましては、大きなものについてご説明いたしますが、建設部と都市整備部を統合いたしまして、都市建設部を設置いたします。それから、経済部でございますが、企業誘致推進室を設置いたします。それから、住宅課と建築課を統合いたしまして、建築住宅課を設置することにいたしております。また、病院老人ホーム、企画調整部の中にあります病院老人ホーム対策室につきましては廃止するようにいたしております。それから、各種委員会、教育委員会でございますが、現在の教育総務課でございますが、これを教育総務課と教育施設課ということで新たに教育施設課を新設するようにいたしております。また、文化課につきましては、文化財保護課ということで名称変更いたしまして、今現在文化課の中に、文化振興係がございますが、これにつきましては生涯学習課の所管ということにいたしております。また、図書館につきましても廃止をいたしまして、図書館事務につきましては、生涯学習課図書館係ということで新設を予定いたしております。上下水道局につきましては、管理課、建設課を統合いたしまして、上水道課ということで、1部4課で組織するようにいたしております。また、病院局につきましては廃止をいたしまして、病院に関する事務につきましては、健康増進課の方で所管するようにいたしております。なお、支所につきましては、現行どおり4課体制といたしておりますが、係につきましては統合いたしまして、穂波支所は10係を6係、それから他の3支所につきましては10係を5係に再編いたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 人見委員

ありがとうございます。こうやって説明を受けて改めて目を落としてみますと、出たり入ったりというか、これは数年前に新設されてこういう独立した課だったのになとか、それがまたどこかに引っ張り込まれて、また縮小されてるなとか、こういうのが見えたりするもんだなと思います。これがまさに人事の妙というか、この時期の役所における大きな新陳代謝というか、時には統合したり時には分散したりとか、そういうような形をとりながらエネルギーが改めて薫発されるというか、そういうふうにするんですが、ややもするとそうはいかない変わり映えのせんというか、そんな認識を市民からもってもらおうと決して良くないし、こういう機構の見直し、組織の再編というのは常にそうした職員こぞって新しい息吹にもえる、そうしたものを彷彿されるべきものだろうと思います。そうした中で、新規の採用のあるべき姿、そして職員の適正な規模というのが、さあどの程度なんだろう、今この社会の変化が激しい中で、自治体に求められている適性な職員というのはどの程度のものなんだろうと、こういうふうな関心も高いところだろうと思います。それで、改めて20年度の採用の人数等概要が決まっておれば是非お聞かせを願いたいと思うわけですが、いかがですか。

○ 人事課長

昨年、採用試験を実施いたしまして、20年度に採用をいたします職員については、14名でございます。うち2名が技術職員でございます。

○ 人見委員

そうじゃなくて、ようするに平成20年度で採用試験を受験する、その概要を聞きたいのですが。

○ 人事課長

20年度の採用試験ということでございますが、これにつきましては21年度の組織体制、新たな再編等も見込まれますが、その体制が行革の中で確定し次第、採用人数そういったもの

を決定したいというふうに考えております。現在のところ、未定でございます。

○ 人見委員

観点が変わりますが、先ほど体制表をご説明いただいて、比較すると1,130人が1,044人になっていくわけです。確かに職員数の減少は、おおいに見られるところなんです。ちなみに、これが正規の社員であれば、再任用、それから臨時雇用、それから嘱託、このあたりの非正規職員については、平成19年度と20年度、大きな変化があるのかどうか、このあたりどうでしょうかね。具体的に何名くらいおられるのか。

○ 人事課長

平成19年度の再任用職員でございますが26名、嘱託職員については256名、臨職については394名と、臨時職員につきましては変動がございますので、4月1日時点での概数ということでご理解いただきたいと思っております。それから再任用職員でございますけど、平成20年度につきましては、60名弱、だいたい55名程度になるんじゃないかなろうかと、今職場配置の中で詰めておりますので、確定数字じゃございませんが、55程度になろうかと、嘱託については220名から230名、それから臨職については約350名程度になるんじゃないかなろうかと思っております。ですから、再任用職員については増加予定でございますが、嘱託、臨職につきましては削減の予定でございます。

○ 人見委員

数字だけ見ると、そこそこ220から230でしょう、350でしょう、55でしょう、相応な数にのぼるんだなと思うわけです。一方で、正規職員は5年の目標が2年でほぼ達成されるとか、こういう見方がなされ実態があがっておるわけですよ。この項で2つ聞きたいんです。一つは、先ほどのまだこの時点で21年度の採用にあたる平成20年度の採用試験の人数等の概要は21年度の組織のあり方だとか確定がなされない中で、未定だという話でございました。昨年の採用試験の経過を新聞報道等で聞いてみますと、なかなか応募数がままたらなないと、特に技術系はとかいう話だってあつてるわけですよ、一時の公務員にどっと人が、新卒の希望の人が殺到したという時期はなくなったのか。逆に自治体の方としては、新規採用に氷河期とは言わないけれど、そうした冬の時代に入りつつあるのか。見方を変えれば、人材が集まってこないよということなのかという気がするので、そのあたりどのように認識をされておるのかお聞かせ願います。

○ 人事課長

国家公務員、県職員、それから私ども地方公務員の市職員とおるわけでございますが、全体的に若者の公務員志望が減少していることは事実でございます。それから、今後受験の対象年齢の人口も減少しております、全体的に職員の確保に苦労してあるというのは実態でございます。私どもも最盛期の3分の1程度に減りましたが、各自治体同様な状況でございます。

○ 人見委員

そうした状況が既に認識もされておるわけですよ。先ほどの話ではないですけど、まだこの時期ですから、新年度の予算の時期ですから、とても今の時期に次年度の採用試験の人数枠にしるその概要というのはまだ決めきれないという部分は分からないでもないんですが、ただそれが慣行として今までの人事のそうしたあり方のサイクルというか、年間サイクルの中ではそうなんだという慣行の中で行われているとするならば、どうなんだろうという疑問をもつわけです。どこかサイクルを少し早めてでも、先ほど言われたように人材の確保は難しくなるといふことになると、早く先駆けて採用試験が実施されるような準備に入れないものなのか。どこかのネジを巻くのを少し早くすれば出来ないのかとか、更に言えば人事課の方としてもこのより良い職員の採用というか確保を図るためには、求職活動じゃないけれども、人探し活動というか、高校だとか大学で進路の担当者が企業訪問したりだとか学校訪問したりだとか

するような、いい人材が欲しいんですという、来てくださいますよと、逆に人気落ち目の時がチャンスですよと、これから将来が見えてきますよと、またこういう時勢であるがゆえに次のまちづくりの主体者におおいに関わっていただきますよと、地域づくりに貢献できるんですよと、そうしたPRもあってもいいのかなと思っておりますが、そうしたサイクルを少し早めてとか、そういうふうなことが出来ないものかなと思ったりするんですが、相対的にどうですか。

○ 人事課長

確かに、質問者言われますとおり民間の採用、これが早く動いておりまして公務員のなり手が少ない状況の中で、各自治体採用に苦勞いたしておると、ですから採用試験も9月、10月という前期、後期ございますけど、私どもは昨年は前期の9月に行いました。これは、統一試験でございますけど、7月の検討もなされておって次年度20年度からは7月の実施の方が、7月9月10月というかたちで検討もされておると、行われるだろうと、それに私どもが間に合うかどうかというのもございますし、そういったかたちで動ければそういったかたちも検討いたしたいと、ただ実質的にははっきり何名採るかというのは、21年度の組織、これで不足する数が確定しますものですから、そういったところで行財政改革の方とも協議をいたしたいと、それから質問者言われました学校を回って出来るだけ応募者を募れという事に関しましては、技術系を中心に努力をしていきたいと考えております。

○ 人見委員

そういう積極的なPR活動は自治体だからしていけないとか法に抵触することはないわけですよ。分かりました。もう一つ聞きたいのは、当然行革が進んでおるわけです。一方で、正規の職員は減ってるんです。当然、これは計画の中で、どのように減らしていくかという、まさに人件費そのものの根本的な抑制から行革は始まるであろうと、このような観点はあるわけですね。一方で、人数的に見て職員の、それは正であろうが非正規であろうが、臨時だとか再任用だとか嘱託も含めると、それほど大きく変わってないのかなという気もするんです。ということは、市民に対するサービスを人的に見るとそんなに極端には減らせないと、サービスの低下は招かすことはできないよということが一方であるのかなと、そうやって見たときに、我々が行革行革と言うんですけど、この行革の進捗を計る尺度、どの角度どの視点で見ていくことが、行革が図られておるということにつながるのだろうかとか、このような疑問を改めてもったわけです。この機構体制の見直しの中でも、先ほどちらっと触れましたように、数年前やっとこの課が重要だという共通認識のもとで増えたにも関わらず、今回また縮小されて違う課のところに入ってるとか、こういうようなケースがままある。人事等も含めて、この体制の見直しというのは、新鮮さ、そういう行政が発信するエネルギー、そういうものも合わせ持つんだろうと、これが採用試験の折にそうした青田刈りにしろ何かについても飯塚市はこういう面で力入れてるんだというのが、一目瞭然ははっきり分かるようなものにこういう体制を見れば出てくるのかなと、このようにも関連付けられるわけです。一方で、行革の尺度と言いつつ、一方でこういう目玉というか、そういうものも見てみたい、改めて最後お聞きしますが、行革推進の進捗の尺度、どういう物差しをもって行革は進んでるんだと、我々はその認識をもっておけばいいのか、行政の立場からは人数を減らすだけじゃない、人数から見れば極端に減らすわけにはいかない、しかしながら財政はこれだけ縮減できたとか、いろんな見方があって私が言ってるこういう部分もあるんですよと、何かそういう尺度、物差しになるようないくつかの視点を示唆いただければと思うんですが無理難題でしょうか。よかったら、お答え願えないですか。

○ 財務部長

進捗状況の見方は、いろいろ考え方があるでしょうけど、端的に申しますと今実施計画をたてております。この中で、その年で実施計画にあがっていても金額の入ってない項目もございますけど、一応前回議会の方にも相談し、あるいは説明した中では、実施計画の中で、その年

の目標額というのを定めております。これが一つの大きな尺度であろうと思っております。人的な面は別としますと。ですから本会議の代表質問の中にもありましたけど、過去2年間は、それと今年の当初予算に対しましても、目標額を上回った数字、個々の事業については多少のデコボコと言いますか、より進んだところともう少し調整のかかるところがございますけど、数字だけを見るとはるかに上回っておる。ただ残念なことに、それをはるかに上回る地方交付税の削減があったので、どうしても先ほど財政課長が答弁しましたように18億何がしかの財政調整基金を繰り入れて全体の収支バランスを図ると。ただ、これについても3年目に入りますので、ここらで現時点での行政需要といいますか、改めてきっちりした中で見直してみて、このシュミレーションをして今の実施計画のままでいいのかというのは、新年度に入ったら早々にその作業に取り掛かる必要があろうと思っております。ですから、実施計画の進捗状況など、財政シュミレーションをたてております、それが現時点で言えば実施計画の進捗状況がどうかということが一つの物差しではないかというふうには考えております。私はそれぐらいかなと思っておりますけど。

○ 人見委員

財務担当で見れば、そういう実施計画で行革の進捗が見られると、他に部署が変わればこういう見方だって出来るんじゃないかというものをお持ちの方おられません。是非、教えてもらっときたいんです。こういう角度からも行革というのは進められるんだと、市民にも説明できるんだというようなことを我々も知っておきたいんです。私自身は知っておきたいんです。何も人数だけじゃないよ、財政がこうだからということでもないよ、こういう面もあるんだよと、ないならないんですね。こっちも質問が的を得てるかどうか分からないで質問しているところもあるんです。だから、思い切って感じるころがあったら、どんどん言ってくれればいいと思うんですが、無いようですから委員長ごめんなさい、これで閉じらないとしょうがないね。

○ 委員長

続きまして、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

52ページ総務費、一般管理費、説明の項には穂波地区ふれあいバス運行委託料、筑穂ふれあいバス運行委託料、庄内地区ふれあいバス運行委託料、穎田地区施設間バス運転委託料というふれあいバス関連と言いますけれども、予算が計上されています。今年度のこれらの委託料は前年度と比べて増減はどうなっているかお尋ねします。

○ 穂波支所総務課長

穂波地区の状況でございますが、旧穂波地区には3本のコミュニティバスを運行しております。その中で、総務部の担当といたしましては、ふれあいバスとふれあいタクシーの2つでございます。福祉センターバスにおきましては、保健福祉部の所管となっております。資料の22ページをお願いいたします。委託契約金額は、19年度で7,266,000円でふれあいバスでございます。ふれあいタクシーは、3,669,750円、以上でございます。ふれあいバスにつきましては同額でございます。

○ 筑穂支所総務課長

委託料につきましては、16,220,000円で前年度と同額でございます。

○ 庄内支所総務課長

19年度の委託額が11,138,400円で、予算額は同額です。

○ 穎田支所総務課長

18年度の委託料が2,602,600円、19年度の委託料が2,679,600円で77,000円ほど増額になっております。失礼しました、予算同額であります。

○ 川上委員

穂波についてなんですが、22ページに旧穂波町とあって、ふれあいバス、福祉センターバス、ふれあいタクシーとありますね。この福祉センターバスを除いたところで同額という説明ですか。

○ 穂波支所総務課長

そういうことでございます。

○ 川上委員

これは同額になりますか。ふれあいバスとふれあいタクシー合計すると、予算書の11,344,000円になりますか。

○ 穂波支所総務課長

ふれあいバスが、ちょっと失礼しました。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 11:43

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

○ 穂波支所総務課長

予算額としては、同額でございます。

○ 川上委員

では、予算同額を確認します。そこで、今年度路線の改善がありますか、お尋ねします。

○ 穂波支所総務課長

今年度は、予定はございません。

○ 川上委員

とにかく穂波とか筑穂とか越えて、質問したときは全部ということで答弁いただけますか。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 11:44

再 開 11:44

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

穂波は、路線の改善なしというのを確認しましょうね。それから、筑穂はどうですか。

○ 筑穂支所総務課長

便数、路線等の変更はございません。

○ 川上委員

同じく、庄内はどうですか。

○ 庄内支所総務課長

20年度は、19年度と同じ路線で同じ便数を予定しております。

○ 川上委員

穎田はどうですか。

○ 穎田支所総務課長

20年度につきましては、路線の変更、延長ありません。

○ 川上委員

2007年度の22ページ、23ページの資料を見ますと、延べ利用者は107,358人という手元計算ですけどなります。かなり貢献していると思うんですね。それから、予算合計しますと、44,807,000円程度ということなんです。そういう意味では、過去の実績から言っ

ても、私は良く言われる最小の経費で最大の効果と言われるんですが、市民の方には喜ばれておるといふふうに思います。そこで、予算は変わらず、路線運行については改善点はないと、20年度ですね、ということなんですが、内部に検討委員会を作られましたでしょう。そこでは、どういう検討をしたのかお尋ねします。

○ 総合政策課長

お答えする前に、22ページ23ページの資料で総合政策課の方でまとめさせていただきましたが、一部誤記がございますので、訂正方をお願いしたいと思います。23ページの中断の委託業務期間でございます。旧庄内、18年から19年のところを、19年から20年の4月1日、3月31日のように訂正方よろしくお願ひいたします。その右側でございます。旧穎田町、同じ機関でございますが、19年4月2日で間違いありませんが、平成20年3月31日までということでもよろしくお願ひいたします。申し訳ございません。委員ご質問の庁内の検討委員会でございます。この検討委員会、昨年の秋以降2回程開催をさせていただいております。内容につきましては、今現行のコミュニティバスの議題というよりも、来年度以降の新しいコミュニティバス計画の内容、今後の取り組み方、今後のスケジュール等の論議をしておるところでございます。

○ 川上委員

それでは、運行の改善の問題では、もう4月1日以降の運行プランをたてていると思うんですが、営業用ではないので随時見直しが可能と思うんですね。そういった点では、内部の検討委員会が、来年度というか、平成21年度からの新規スタートに向けて努力するのは当然だと思うんだけど、20年度も今走っているバスの運行改善充実については、経費のこともあるかもしれませんが、あまり経費がかからないで改善できることも沢山、タウンミーティングでも要望が出てくると思うので、それは是非改善していただきたいというふうに思います。

○ 委員長

続きまして、瀬戸委員の質疑を許します。

○ 瀬戸委員

取り下げます。

○ 委員長

続きまして、人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

59ページ、先ずこの指定管理者に関わる条例及び規則の制定に関してであります。旧飯塚市のこの関連の条例、規則の制定時期及び新市の同じく制定の時期について、併せて相違点があれば、その相違点についてご説明を願ひしたいと思います。

○ 総合政策課長

旧飯塚市におけます指定管理者に関する条例は、平成17年9月に制定をされております。合併後の新市におけます条例は、合併日であります平成18年3月26日で制定いたしております。相違点でございますが、飯塚市の旧条例の方では、委員が市役所の職員即ち施設を所管する部課長で構成をされており、定数が8名以内ということになっておりました。新市での条例では、学識経験を有する者3名、公募による者1名、市長が必要と認める者1名の5名で構成をされており、定数も5名以内となっております。なお、任期と再任につきましては、旧条例では特段規定はございませんでしたが、新市の条例では任期が2年間、再任につきましてはできるといふこととされています。

○ 人見委員

新市の条例の18条、ここで指定管理者選定委員会、指定候補者を選定するため飯塚市公の施設指定管理者選定委員会を置く、2項として前項の委員会の組織及び運営に関し必要な事項

は規則で定めると、このように新市の条例の中では選定委員会の条文があります。旧飯塚市の条例には、この分がなくて委任というのが18条にあります。第18条この条例の施行に関し必要な事項は市長等が別に定めると、こうやって18条が違うんですが、この違いというのは何か特段説明を要するようなことなんでしょうか。いかがでしょうか。

○ 総合政策課長

旧条例の方では、委員ということで内部の選定委員会の選任については、別途定めるということで、そういうような要綱等があったというようには聞いております。しかし、大切な選定委員会でございますので、新しい条例を制定するときに他の市町村、いろいろな市町村の条例も参考にしながら、より良い決まりを作っていたと認識をしております。

○ 人見委員

より良い条例になるように、あえて旧条例では別に定めるという委任の項で足りてたものを、あえて選定委員会を18条で明確にして、人数について内容にその構成のメンバーのありようについても明確に外部からの委員の登用選任を図る、そうしたことが新市では行われていたと、こういうことで理解してよろしいですか。

○ 総合政策課長

そういう認識をいたしております。

○ 人見委員

その上で、新市の条例の制定にあたって新市の議会において、どの委員会でこれは審議をなされましたか。

○ 総合政策課長

この内容につきましては、先ほども申しましたように新市発足時の時の案件で、私の記憶でございますが、特段条例規則につきましては総務委員会付託というかたちになったと思うんですけど、その程度の記憶でいったと思います。

○ 人見委員

正確を期したいと思います。どの時点でどういう形で議案上程されて、どの委員会に付託となって、この条例が制定に至ったのか、新市の中ですね、これを一つ明確にしていきたい。そして、事跡があるのであれば、是非調べてもらいたいというか答弁願いたいんですが、旧市の条例の中で、制定にあたってどの委員会でどのような議論を経てこの条例が制定をされたのか、このあたりの事跡がなんか記憶呼び覚ましても構いませんが、当時の担当者おられれば、答えていただきたいと、ちょうど昼前ではありますが、委員長よろしくお願いいたします。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 11:58

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革推進室で、合併前の資料を所管いたしておりますので、私の方から答弁させていただきますと思いますが、合併前の指定管理者制度導入に係る経過でございます。先ず最初に17年、これ合併前でございますが、17年の8月2日に総括調整委員会の方で報告し了承を得ております。それから、17年の9月、これにつきましては各1市4町の議会で指定管理者の指定手続きの通則条例、それから公の施設の設置条例の一部改正議案が提出をされまして、通則条例については同じものがございますが、可決を受けております。なお、旧飯塚市では当然ではございますが、特別委員会の方でも報告はさせていただいております。これを受けまして17年の10月27日第7回の合併協議会で報告をいたしましたし了承を得ております。なお、

翌年の2月9日に第9回の市町長会におきまして、新市におけます専決する条例について協議を行って頂きまして了承を受けまして、3月26日合併の日に他の条例と一緒に専決処分をいたしております。

○ 総合政策課長

総合政策課からは、合併後の経過についてご説明申し上げます。午前中の答弁の中で、合併すぐの3月26日専決分の指定管理者の指定手続き等の条例、その中の規則におきまして選定委員は外部を交えた選定委員という説明をさせていただきましたが、再度調べてみますと専決で3月26日に専決を行いました条例規則の中では、旧市の選定委員の方法を踏襲しておった内容になっております。その年の10月1日でございますが、やはりこの選定委員会の透明性、また市民サイドからの利用者のお声等の必要性を十分に感じまして、一部改正の中で今ある有識者等の外部選定委員さんのメンバーに代えさせていただきます、新市における選定を新しいメンバーでお願いしたという経過がございます。午前中のご質問の中にどの委員会で協議をしたかということでございましたが、最初の専決分につきましては4月7日の臨時会の本会議の中で質疑があつておる記録がございます。そして、10月1日に規則の一部改正をした新しい選定委員さんの件につきましては、12月の指定議決の関係で総務委員会の中でこういう新しい委員さんの方からの答申書を交えまして選定を行ったという説明を加えた経過がございます。改正前に議会の方には、調べましたけどお諮りしてないというのが現状でございます。

○ 人見委員

現在の条例の制定の経過は、合併協議会での調整の上でそれぞれ制定までやってきた。特に規則の方ですけど、18年の3月26日の合併時においては、旧飯塚市の規則に基づいて市内選出というか、そういうかたちで出発していたものが、10月1日の時点で規則の改正がなされて現在の第8条になっているということのようでございます。それで、先ずはよろしいかどうか、もう一度確認をさせてください。

○ 総合政策課長

委員、ご指摘のとおりでございます。

○ 人見委員

そしてなお12月の議会、総務委員会に改めて付託をいただいて、了承いただいて、これは了承なのか、規則ですから議案ではなかったということなんでしょうか。

○ 総合政策課長

総務委員会に付託されました案件は、市民交流プラザの指定の案件でございました。その選定の経過等の中で、新しい選定委員さんによる答申をいただいて指定議決をお願いしておりますという説明ということでさせていただいた記録になっております。

○ 人見委員

その折もさることながら、いよいよ本題に入りますが、先ず12月議会のコスモスコモン指定管理者において、16対16議長採決になりまして否決になりました。その時の否決の理由は、執行部はどのようにとらえられ収められているのか。理由について聞かせてください。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 13:08

再 開 13:09

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

12月議会におきまして、私どもが提案いたしました指定管理者につきまして、一応否決の理由といたしまして、勿論賛成討論もあったわけでございますけど、否決の理由といたしまし

て選定委員会の中に文化知識をもった専門的な方がおられなかったが1点、それから地場雇用について不安が残るといふ以上2点を理由にあげられまして、提案いたしました案件につきましては否決を受けましたので、その否決を真摯に受け止めまして、その後の検討をしてきたところでございます。

○ 人見委員

それで、昨年の6月議会、市立図書館の指定管理者の話がもちあがった時期じゃなかったかと思いますが、違うのですかね。図書館の指定管理者の話は上程されたのはいつでしたか。

○ 生涯学習部長

図書館の指定管理者につきましては、6月の議会で提案をさせていただいております。

○ 人見委員

その時の審議経過、振り返ってみていただいて、今回12月議会で否決をされた、選考委員会に文化知識人、図書館の運営に造詣のあるような文化知識人がいたかどうかとか、地場雇用の必要性があるかないかとか、こういうふうな議論がなされたのでしょうか。

○ 総合政策課長

選定手続きの立場の方から、図書館について補足説明させていただきます。選定委員会におきまして、図書館の選定が見えてきました時に、選定委員さんの中から、図書館の専門的な学識を有する方のお話を聞きたい、勉強会をしたいというお声が出まして、もとの大学の副学長さんでございましたけど、時間を設けまして選定委員さんに公立図書館のあり方等のご講演をいただいた経過はございます。

○ 人見委員

同じ厚生文教委員会ですよ、図書館もコスモスコモンも、ですね。図書館の場合は、そうしたかたちの文化人を呼ぶ機会があったわけですね。コスモスコモンについては、そのあたりの話はどうだったんですか。

○ 総合政策課長

コスモスコモンの選定に際しましては、専門的なお話を聞こうかどうかという協議は確かにございましたが、最終的にはその機会が作れずに選定に入ったという経過はございます。

○ 人見委員

いずれにしても、同じ選考委員会で図書館も図書館の特殊性や諸々考えると、同じ土俵ですよ、それでコスモスコモンの指定管理の選定の有様について一つは文化知識人が含まれてないじゃないかという話で結果はそうだったということです。そして、この時はコスモスコモンに限っては、それはその通りですと言える理由が執行部の立場からして分からないわけです。もっと言っていいですか。議会の半数はそれまでの選考委員の構成とあり方にぎりぎり理解を示しておったわけです。そして、時には必要となれば、知識人文化人を参考意見として聞くこともできたわけです、現実やってるわけです。そして一方では、全会一致で成立してるわけです。全会一致じゃないか、それならそれでいいです。同じ選考委員会でありながら、一方では、他にもありますよね12月議会は、そのことだけが私は理解が出来ないんです。そして、その話がどこでどうなったか分からないけれど、一般質問の中で、もう変えますという話を平気でなされる、とても理解がしづらい話だと思って聞いていたんです。選考委員の構成メンバーなり人数が足りないことが、一つは理由だということであれば、足りない中で他の施設についてはゴーサインを出してきた、そこについての整合性をどのように理解をしていけばいいのかご説明願いますか。

○ 企画調整部長

その整合性ということでございますけど、昨年実施しました施設の指定管理者の選考委員会では両施設とも公平公正に選定が行われ、その結果市長に答申がなされたものと受けてとめて

おります。しかしながら、指定議案を採決する中で、文化センターについては否決という結果になったわけでございます。この過程の中で、先ほど課長が申しあげましたように、施設の専門的な立場からの有識者が入っていないじゃないかとか、それから施設の担当部課長が入っていないじゃないかとか、それから専門的な人の意見を聞いていないじゃないかとか、そういういろいろなご意見を賜ったわけでございます。そこらあたりも十分に市の方でも考えまして、そしてこれからむかえる指定管理者の選定委員会の中でも選定をしていただくというふうには考えておまして、そういう委員の増員も含めた中で現在市の執行部の方でも検討しているということでございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

○ 人見委員

同じ方々ですよ。そしてあえて公募に切り替えて、そして準備を進めてきてるわけですよ。そしてその上で、他の施設は出来て、こちらだけが、その理由が、専門性がない、文化に長けた人がないと同じことになれば、それぞれの施設の指定管理の中で、図書館に造詣の深い人、住民センターに造詣の深い人、諸々施設ごとにそうした専門性を有する人を入れてこなければならぬ。もともと、この選考委員でいきたい、いきますと私ども議会に説明してきた、その理由を改めてお示し願いませんか。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 13:19

再 開 13:20

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

同じような答弁になりまして、本当に申し訳ないと思っております。先ほども答弁させていただきまして、図書館につきましては図書関係に精通なさいました大学の先生をお呼びしまして、先生のご意見を賜ったうえで選定委員さんもそこで選定結果を出されたという経緯でございます。しかしながら、文化会館につきましては、委員さんについては全ての施設に精通なされたという委員という立場の中からあえて有識者の意見等を聞かなかったというような経緯もございます。そういう中で、選定された結果を市長に答申なされた、その結果議会の方で否決されたという経過でございます。しかしながら、議員の方からも多数のご意見等も賜っておりますので、それを教訓としまして今後の指定管理者制度の中にかかしていきたいと考えておるところでございます。

○ 人見委員

なかなかかみ合わないようでございます。ただ言えることは、議会の状況、議会の判断、ことごとの姿を見ながらこうした選考委員のあり方、選考のあり方は変わるということ、それはありえるんですということをあえて言ってることだと私は感じ取りますが、それでよろしいですか。その度ごとに、議会がこれはよろしい、これはだめだと、議会の判断によってまた変わります、メンバーも今回は違う施設になりましたから、これから公の施設はいくらでも出てくるんですよ。だからこそきちっとしたスタンスをお持ちだったんだらうと、そのことの理由で今回否決をされて、次にどのような選択があるのか分かりませんよ、コスモスコモンは、これはまた後ほどの予算の中で議論になろうと思いますが、少なくとも選考委員会のあり方をそう容易く変えていいのかということでもありますし、なおさらそういうかたちで整合性も何も図らない、議会からの理由がそうであったからそれに応えるべくして変えていかざるをえないのですと、そういう認識で市長よろしいですか。あくまで整合性なんかもちえない、その場で一番良い判断をしていくしかないんだと、部長でもいいですが。

○ 市長

先ほどの整合性というのは、今の言われている整合性とその前の整合性の意味が違うと思うんですね。先ほど言ったのは変えるということと、選考委員会が存続するということが、それからやることが整合性だということじゃなくて、最初の質問は私は違った整合性のとらえ方をしたんですね。ちょっと待ってください。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 13:25

再 開 13:25

委員会を再開いたします。

○ 市長

整合性の件に関しては、後でまたお話したいと思いますが、やはり質問者が言われますように、公的施設の検討委員会の中でやっていく中において、やはりその選考委員そのものを選ぶ段階でも議会の中で私の指定するものも、また公募するものもあった中で、私は議会の中で理解を得られたメンバーだと思います。それで、そこから上がってきたものに対して、今回の問題に関しては、我々のあげた委員さんが選考した中で、十二分じゃなかったと、内容が十二分じゃなかったからもう一度それをやり直していただきたいというつもりでの否決をされたんじゃないかという認識の中で、だったらその間の中に専門家の人がいなかったとか、それからそういう人数も少なかったとかいうような意見が議会の中から出たから、それに対して補ったかたちでもう一度やり直そうじゃないかというかたちで議案を出させていただいたというのが現在の心境でございます。

○ 人見委員

質問している私の方が、分かってないのかもしれませんが、選考委員会の選考のあり方と議案の賛否というのが、今回その賛否を巡る理由を聞いてたら、そうではないのではないかという気がした。否決をする理由と、選考委員会のあえてあり方を問うのであれば、他の施設の場合はどうだったんだと、今度は他の施設との整合性、選考のあり方とは、そこに果たして整合性が生まれてくるのかと、地場の問題もそうでしょう。それと文化や専門性とか言われるような話、人数の問題、このことが理由だとするならば、選考委員のメンバーだとか同じやつで同じ選考委員で決定してきてるわけですよ。ただし、コスモスコモンについては、何だか疑義があるような評価の仕方があったとか、よほどそういうふうなところに詰めていくような理由があれば別ですよ。と私は思ってたんです。それが、今回選考委員を構成代えますとか、こういうような話で流れてきてるから、ちょっとおかしいんじゃないかなと、そしたら今の選考委員の方々に来ていただいて、どういう選考の実態だったのか、一面評価の点数のついたそうした資料も持ってる議員さんはおられる、持ってない我々もおる、そうした中でどこまでがどこまでなのか、このあたりをもう少し議論をした上でないと、簡単にそういう指摘があったから選考の委員のメンバーを増やします、専門性のある方を入れますとか、なんかそういうことに短絡的になるんだろうかと、そういうことからの理由だけになると、施設がいろいろ変わってくるがその度ごとにその施設に応じた専門家を入れないといけなくなっちゃう、そしたらちょっと最初の主旨とこの指定管理者に向かう、指定管理者を選定する選考委員会のあり方、メンバーと最初の思いは、最初の狙いはどうだったのかということと隋分と乖離していく可能性が出てきたのではないか、そういう気がしてならないからちょっと長くなっていますが、これを聞いたかったんです。もう一度言いますが、あえてそれでも今回の1件で選考委員会のあり方を変えていかざるをえない、変えるということですか。そうならば、先ほどから私が言ってる施設ごとにメンバー代えていくようなことにもなりかねないし。議会のそうした結果が選考委員のあり方について常に問題提起されていきますよと、こういうふうなことは、公平性を欠い

ていく、ルール上はよくない悪しき慣習になっていきはしないかと、こういう心配に対しては、どのようにお答えしていただけますか。これを最後でいいです。

○ 企画調整部長

繰り返しの答弁になりますけど、今回こういうふうないろいろなご意見を議会の方から賜っております。これを執行部としても十分に考えた末、これを一つの教訓としまして委員の増員というかたちで検討を進めております。そういうことからしまして、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 人見委員

可能性としては、理解を示した私などは今のままでいいという思いもある。知恵はいくらでも出てくる。そういうことだと、そのこととコスモスコモンの指定管理のあり方というのは、別次元で考えても良かったのではないかと、こういう意見をもっているということですね。そのことをよく承知をしていただきたいと思います。なにか一方的な意見聴取で終わってはしないか、そういう気がいたします。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 13:32

再 開 13:32

委員会を再開いたします。次に、江口委員に発言を許します。

○ 江口委員

59ページ企画費の中で指定管理者についてお聞きいたします。先ほども議論がありました。私は1点だけスケジュールについて確認をさせて頂きたいと思っています。先日、厚生文教委員会がありました。その中で、文化会館の指定議決の取り計らいについて、スケジュールの方お聞きいたしました。そうすると、21年度に指定管理にまた戻るわけですが、その議案の上程等の時期に関してもどおりのルールにのっとってやりたいというふうなお話がありました。その時に1点お願いしたのは、この前みたいに12月の議会に提案されて、もし否決になるとまたここで期間が短いと、再公募なり再提案なりする時間がない、そしてまた同じような直営ということにもなりかねないということを考えると、その点が1点、そしてまた文化会館とかいう施設は、それこそ自主文化事業をしようとする、ある意味仕込みの期間があります。来年度、例えば21年度にやろうという企画を考えて、それぞれのイベント、プロモーターとかと話をするためには、確実に一定期間が要ります。そのことを考えると出来るだけ早く指定議決を採るべきではないかと思っています。これが例えば9月議会の指定議決ですと、これから半年あります。そうするとその半年の間に、まだそのプロモーターとかは動ける、またもし否決になった場合でも、それからまた12月議会があるということもあります。それとまたもう1点、コミュニティビジネスに関してです。官から民へというときに、民間事業者ではなく市民団体を含めた市民ですね、NPO等も含めたところで地域の新しいビジネスとしてやっていこうとするときには、そこの方々がこれを挑戦しようとするときには、調整に非常に時間がかかります。民間事業者は別です。民間事業者は、それこそある意味トップが、トップ同士でお話をすれば、よし組んでやろうと、これは下手すれば3日4日で決まってしまうわけですが、ところがNPOであるとか市民団体が手を挙げようとするときには、団体の中で合意を図り、そしてそれが採算にのるかどうかを検討しということになると、非常に時間がかかるのが常でございます。そのことを併せてそちらの方に育成に関しては、この前の一般質問で配慮していただけたというお話がございました。先ほどの指定議決等の点、そうして育成等の点を考え合わせてスケジュールについて再度見直しをするかどうか、その点1点だけお聞かせください。

○ 総合政策課長

公募期間を一定期間設けることは、現在の公募のスケジュールを見直さなくてはなりません。施設の設置条例等の手続きを含め、事前準備を公募する前年度に済まさなくては、なかなか公募期間の一定期間の設置は難しいと思います。やはり委員ご指摘のような部分も大切と考えておりますので、その体制づくりを含めて検討を十分にしていきたいというふうに思っております。

○ 江口委員

確かにいろんな検討が必要だと思いますが、今言われたように検討していただけるということです。ちゃんとやっていただきたい。今までのルールどおりに6月の提案、指定管理者の条例の提案、そして公募をやって12月の指定議決、そして3月ですと一つ間違えると本当に不測の事態が2度3度起こることになります。そしてまたコミュニティビジネスは育ちません。そのことを併せて検討をよろしく願いいたします。次に、地域公共交通会議に関してでございます。同じく企画費の中で、地域公共交通会議の運営資金の貸付金並びに負担金の予算が上程されております。これに関して1点だけお聞きいたします。コミュニティバスを念頭に置いて初年度は議論を進めるというお話がございました。これはあくまで法定協議会がやることとなりますよね。その中で、コミュニティバスが念頭に置いてということではあったけど、その議論の中で、コミュニティバス以外の交通手段、乗り合いタクシーであるとかいろんなものがあるかと思います。そういった部分の提案があったときに、何もそれを妨げるものではないと思うのですが、その点確認をお願いします。

○ 総合政策課長

委員のご質問、そのとおりと思っております。今回の設置予定の交通会議は、早急に対応する必要性のあるコミュニティバスを特化したかたちでこの会議をたちあげたいと思っておりますが、今後いろいろな交通手段、地域交通を考える時にいろいろ連携の方法や活用方法等十分にこの会議で検討されるものと思っております。

○ 江口委員

続きまして同じく60ページ、負担金補助及び交付金の中の、筑豊横断道路建設促進期成会についてお聞きいたします。昨年9月に一般質問の際に、八木山バイパスの件に関して、その他の関係自治体と協議をしていただきたいというお話をさせていただきました。そして、その中でこの横断道路の建設促進期成会の中で、一旦議論のテーブルにあげられたかどうか、先ずこの1点お聞かせください。

○ 国県道対策室主幹

昨年の9月の本会議後の平成19年10月に期成会といたしまして八木山バイパスの無料化について、県の土木部道路建設課に行きまして、八木山バイパスの無料化における課題及び問題点等について、県の考え方などを伺い協議を行いました。今後も国、県及び関係自治体と無料化等について連携し、協議検討していきたいと考えております。また、期成会において協議することも含めまして、検討していきたいと考えております。

○ 江口委員

対応、ありがとうございます。八木山バイパスについては、飯塚庄内田川バイパスのトンネルが抜け、そして共用開始があと1年と迫っております。あそこが抜けてしまうと、かなり交通の体系が変わると思っております。そうすると八木山バイパスをこのまま残すのか、市としての考え方は、あそこの4車線化を早くやりたいというお話だったかと思いますが、逆に4車線化を先にやってしまうと、有料の期間が延びることも十分考えられます。そのことを併せて是非先に無料化をして、そして4車線化を図っていただけましたらと、それも併せてご検討、そして前向きな協議をお願いいたします。

○ 瀬戸委員

指定管理者について、関連でお聞きいたします。先ほど、部長のご答弁では、選考委員会を見直すということですが、見直しの箇所はどういうところを見直されて、いつまでにそれを私達に公開していただけるのか、そのへんを先ずお尋ねします。

○ 総合政策課長

今、選定委員のメンバー5名以内ということになっております。それを、10名以内というような改正の方向を考えております。内容につきましては、先ほど来出ておりましたその施設につきましてはの専門性の学識の方、それにその施設に携わる部課長というような新しい委員の参画を考えて今検討中でございます。時期につきましては、出来ましたら年度で変えていきたいと思っておりますが、次回の選定からそういうふうな方向で考えていきたいという方向で検討中でございます。

○ 瀬戸委員

今、お聞きすると選定委員さんの人数を増やしたりとか、専門性をもった方を入れると、公の施設というものは、一つ一つ目的もあるし用途も違ってくると思うんですね。そのへんは十分に専門の方を入れていただいて、検討して頂かなくてはいけないと思えますし、選定内容が非公開なんですよ。業者さんのヒアリングなども公開出来るか出来ないか、そのへんをご答弁お願いいたします。

○ 総合政策課長

先の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、その候補者となるべき団体の方とのプレゼンテーション、選定委員とのヒアリングの中身につきましては、次回から公開というふうなことで今は考えております。ご案内のように、広く見て頂き、市民の皆様のご理解も一層進むというふうにも思っております。

○ 瀬戸委員

選定委員さんの検討会、こういうものも公開していただけるのでしょうか。

○ 総合政策課長

基本的には、公開の方向で取組んでいきたいというふうには思っておりますが、基本的には公開ということを考えておりますが、審議内容でやはり委員さん方の意見の中立が保たれないとかの心配があるときは、公開非公開についての判断をさせて頂きたいというふうには思っております。

○ 瀬戸委員

ご存知のとおり管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要なときに設置することができる、無理にしなくてもいいんですよ。行革によって、ただ経費削減のためにやるものじゃないこともあるんじゃないかなど、私は考えてるわけです。とにかくそういうことで、なるべく公明正大に、ご存知のとおり行政処分も一部は移譲するわけでしょう。行政行為を移譲するわけですよ。普通の一般競争入札の委託業務とは違うわけですよ。そのへんを十分に分かっていただいて、慎重にやっていただきたいと、そういうことを全て公開しながら慎重審議をしていただきたいと思えます。これ要望してきます。

○ 委員長

次に、安藤委員に質疑を許します。

○ 安藤委員

60ページに行政評価制度導入支援業務委託料としまして、予算書の中に756,000円という研修費があがっておりますけど、この行政評価制度につきまして説明をお願いいたします。

○ 総合政策課長

飯塚市におけます行政評価制度につきましては、総合計画の進行管理を図る上で、事務事業の改善及び職員の意識改革等を基本目的として導入するものと認識しております。この行政評価制度導入につきましては、合併前におきまして、旧4町では取り組み検討はされておりました。旧飯塚市が、平成15年度16年度と試行を行い、17年度の本格導入を予定しておりましたが、合併に伴い新市に引き継いだ経緯がございます。今後のスケジュールといたしましては、旧4町職員に対する行政評価制度自体の研修が必要であること、また各課事務作業がいろいろ細分化されたこともあり、研修を既に受けた旧飯塚市の職員についても再研修が必要であるというふうに考えております。平成20年度につきましては、全職員を対象とした研修事業を実施したいと、そして21年度にこの行政評価の試行、そして22年度に本格の導入をしていきたいというふうな計画を予定しております。

○ 安藤委員

この制度において、庁内評価といいますか、庁内だけで評価するんじゃなくて、外部評価システムの導入というのはいかがでしょうか。

○ 総合政策課長

この行政評価制度導入につきましては、先ず職員による評価が特にしっかりしなければならないというふうに思っておりますが、将来的計画的になりますけど、第三者の方の評価機関におきまして評価を行うことが重要だというふうに思っております。そういう形態につきまして、十分に研究検討をしてみたいというふうに考えております。

○ 安藤委員

いろんな取り組みがあると思いますけど、パブリックコメントという制度もございますけど、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○ 総合政策課長

パブリックコメントの制度でございますが、市民の市政への参画の促進や市の説明責任の履行、そして公正で民主的な開かれた市政の推進などを目的として市政運営に関する計画や政策の立案過程に必要な事項を市民に公表して、意見を募集しその意見を考慮して意思決定を行った後に、意見に対する市の考え方を公表するという、言ってみれば意見公募手続きのことをパブリックコメントと言われております。本市といたしまして、このパブリックコメントにつきまして、現在様々な角度から検討を行っているところでございます。いろいろと研究をして、本市にプラスになるような内容を検討してみたいと思っておりますし、他市の状況も調査研究をしていきたいというふうに思っております。

○ 安藤委員

まだ飯塚には無いということでございますけど、市民と一緒に考えるシステムというか市民の意見を取り入れながらやっていかなくてはいけないなというふうに思っておりますし、費用対効果と申しましょうか、成果主義と申しますか、そういう部分で精査していかなくてはいけない部分が沢山残されていると思います。それと、この間直方の方で取組まれておりました、事業仕分けを試行ということでやられたと思うんですけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 総合政策課長

先ほど、直方市が行った事業の仕分けの公開がございましたので、庁内の関係各課の職員が参加をさせていただいております。その話を聞いてみますと、第三者によります事業の評価委員会、直方市事業仕分け評価委員会が開催されましたということでございます。内容的には、直方市におけます19事業を対象に評価が行われ、事業に対しての現行どおり、要改善、民間委託、不要の4つに分類するものでございました。担当課の事業説明に基づき、各外部委員さんと思っておりますが、非常に活発な意見交換や検討がなされて厳しい評価がされておられた

ようでございます。参加した職員は、非常に参考になったというふうな感想が出ておりました。

○ 安藤委員

ある意味、近隣でもそういった先進的な取組みをやっているところがあるというところがございますし、今後そういった市民を巻き込んだ意見を聞きながら、その中でどうやって効率的に物事を進めていくかというところが求められていると思っております。今、行財政改革の途中ではございますし、先ほども出ておりましたけど、財政を厳しくすると言いますか、財政を抑えていって市民に何を求めていくのかという部分も沢山あると思しますので、その中でこれはやっぱり残していきましょう、必ず残していかなくてはいけない、これはもう少し精査していかなくてはいけない、そういった整理をきちんとやる時が今じゃないかなというふうに思っていますし、今後の財政の状況を見てもなかなか厳しいものがあるという中で、市民と一緒に巻き込んだ中でこういうことを是非今後もしっかりと取組んでいただきたいというふうに思います、以上要望で終わります。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 13:55

再 開 14:02

委員会を再開いたします。次に、人見委員に発言を許します。

○ 人見委員

この規約を出していただいて、私は初めて目にするんですが、先ず地域公共交通の活性化及び再生ということになっております。周辺地域から地域の中心地へ、それから中心地から逆に地域の周辺地域へと、今度は周辺地域における公共交通のあり方だとか、更に言ったらうちは飯塚市地域公共交通会議ですよ。これが、隣接の桂川町や嘉麻市、少なくとも旧2市8町でつつい見ってしまうわけです。そして飯塚市は、そういう意味でも中心市というか中心地域という位置付けをついつい我々はしてしまうんです。そしたら、そういう中心地域と自負するのであれば、桂川町であれ嘉麻市であれ飯塚市に来ていただくための公共交通手段というのはどうあるべきかとか、その連携はどうあるべきかとか、こういうことまで入った会議に成り得るのかどうか、先ずその点をお願いいたします。

○ 総合政策課長

この法律の主旨から申しますと、地域は委員ご指摘のようにいろいろなエリアがあろうかとは思いますが、本市におきましては近々の課題でございますコミュニティバスという大きな課題がございますので、飯塚市内の地域公共交通を主眼に検討していきたいというふうな考えを持っております。

○ 人見委員

それはそれで譲ってよしとしますけど、ただ必ず出てくるんです。そうした広域のあり方、そして自らが恩恵を得ているわけですよ、その地域からすると飯塚市は、ある意味ではね。そして自負するわけです。となると常に心がけておかないのは、そうした周辺との連携とか、値段が違うとか、要するに例えば嘉麻市の上山田の方から降りてきた、飯塚に行きたい、嘉麻市の中では公共交通機関で稲築の役場までは100円で来れた、さあ乗り継いで飯塚に行かなくてはいかん、その時の連携が悪いとか、ですね、民間の公共交通がある時代はまだ良かったですよ、だけどそうでないわけですね。そうするとそこで止まっちゃう。また値段が違ったりだとか、そういうようなことが必ず出てくる。同じ公共交通のあり方を改めてこの機会にやろうとするのであれば、そういう視点というのも忘れてはならないのではないかという気がするので、言っておきたいと思っております。そして、この会議の組織の30名以内、これまた40名以内にしろとかいう声 cameたら変えたりだとかいうことはないでしょうね。先ほどちらっと聞いた

ら、前は25名だったが30名以内になってるだとかいうような話も聞きますが、大丈夫ですかそのあたり、いいですね、もういろいろ指摘があっても、ちゃんと返事してください。

○ 総合政策課長

今日お示しをしております資料での30名以内でございます。十分に市民代表の方も参画をお願いした中での30名でございます。これで、お願いしたいと思っております。

○ 人見委員

最後、このスケジュールを聞かせてください。

○ 総合政策課長

先ほど、ご指摘にありました新しい法律に基づいた取り組みを考えております。この法律が、4年間の法律ということで、平成20年度計画策定、これは地域公共交通の連携計画も含めた計画策定、そして21年以降3年間でコミュニティバスの計画の改善を含めました実証運行を考えております。以降につきましては、この法律が4年間ということになっておりますので、継続して別にまた法律が出来れば、その法律を検討しながら取組んで参りたいというふうに思っております。

○ 委員長

次に、安藤委員の質疑を許します。

○ 安藤委員

地域振興費の中で、庄内地域づくり事業費ということで、後で八尾委員から質問が出るということでございますので、私はこの中のまちの駅の事業につきましてお聞きしたいと思います。先ず、このまちの駅の事業につきまして、どういったものかお答えください。

○ 庄内支所総務課長

まちの駅については、既にご存知の方もいるかと思いますが、道の駅が国土交通省が進めている事業なのに対しまして、まちの駅はNPO法人地域交流センターが国土交通省や関係機関の協力を得ながら拡大しているものであります。道の駅は公共団体が申請を行い、原則的には幹線道路沿いになければなりません。まちの駅は官民誰でも登録することが可能であります。基本的に、どこにあっても設置可能という点で違いがございます。また、道の駅が主に車を運転するドライバーのために休憩施設であります。まちの駅は主に人と人との交流を促す施設であるとの一番大きな違いがございます。

○ 安藤委員

では、周辺でどこかこの取組みをやられているところをご存知でしょうか。

○ 庄内支所総務課長

県内でありまして、私の知っているところでは、朝倉地域とか宮若市、嘉麻市の旧碓井町などが行っております。庄内地区におきましては4箇所、旧穂波地区では2箇所あります。場所といたしましては、庄内観光、ミニストップ、きど葬祭、筑豊ハイツ、穂波地区では紙風船、モコビーボがあります。

○ 安藤委員

既に飯塚市でも取組んでいるところがあるということなんですが、実際私が感じる場所とありますと、全然分からないとかどこに何があって、例えばまちの駅のメリットというののお店にとってどういうことになるのでしょうか。

○ 庄内支所総務課長

道の駅になりますと旗を掲げますが、通行中のドライバーなどがまちの駅の旗を見かけられれば、より気安く立ち寄られると考えられます。そこで、滞在されれば経済的な効果が期待できると思います。

○ 安藤委員

こちらに予算もついてるわけですけども、その予算を使ってどういうことをされようとしてるんでしょうか。

○ 庄内支所総務課長

現在は庄内地区と穂波地区にまちの駅を誕生させているわけですが、20年度におきましては飯塚市全市的に広げていきたいと考えております。この委託料につきましては、コンサルタントに委託するものでございます。

○ 安藤委員

ちょっと意味が分からないんですけど、ではコンサルタントに委託して、このまちの駅事業を進めていただくということなんですか。

○ 庄内支所総務課長

コンサルタントが進めるところもあれば、なりたいと思っているところを聞かれれば、職員が伺ってアドバイス等したいと思っております。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 14:15

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

○ 総務部長

庄内地域では合併前から、5年前から取組んでいるわけですが、その中でこのまちの駅事業というのを取組んでおりまして、最終的にはまちの駅というのは人を呼び込むと申しますか、庄内地区はなかなか人が寄ってくれるところがありませんものですから、そういったまちづくりの観点から一つの方法としてまちの駅の指定等があったわけでございます。

○ 安藤委員

予算をとってされようとしてるわけですから、まだまだPRが足りないと言いましょうか、どこに何があるかというのはほとんど分かってないせいか、私も今初めて聞いて飯塚市にもあったんだというふうに思ったりするわけです。これだとやはりPRと言いますか、そういうものを市民にこういうのをやりますよというふうなことで大きく募集をかけるとか何かしていかないと、ただそこにおまかせするとか自分でいってそういうところにはやってもらうというようなことだけでは、広がり感が全く感じられないというふうに思うんですよ。じゃあこのまちの駅という、そういう手を挙げられているところが、今いくつか挙げられましたけど、そういうふうなネットワークみたいな部分は何かあるんでしょうか。

○ 庄内支所総務課長

地域交流センターのホームページから抜粋させていただきますが、まちの駅の効果といたしまして、飯塚ではまだ効果は現れてないんですが、これは今からのことになりますが、まちの駅にいろいろなテーマをもった官民両タイプのものであり、それらが交流することで官民の連携が可能になります。また、まちの駅をネットワークさせることで、まちづくりの様々なノウハウや他地域との連携が容易になります。また、PRパンフレットやホームページの総合活用によって、コストの削減が図られます。まちの駅からの情報発信を広域的な視野で統一するため、情報発信の効率化が図れます。などがNPO法人のインターネットに載っております。

○ 安藤委員

主旨はだいたい分かるんですが、それは実際に言われたことが結果として現れていかないとはいけないと思うんですね。折角こうやって取組んでおられるわけですから、それが絵に描いた餅じゃないですけど、今言われたことが本当に充実して実を結べば、これは凄い事業だというふうに思ったりするんですけど、まだまだそういうふうには思ったりしませんし、例えばこ

ここで書いております委託料の中のまちの駅事業とただならぬ地域づくり事業と二つ書いて、等となっておりますけど、そこらへんの振り分けと言いますか、そこらへんはどのようになっているんでしょうか。

○ 庄内支所総務課長

この事業は地域活性化のための事業として、その他に今年も行いましたけど、かかしを活かした地域づくり、これは懇談会のメンバーが発見したんですけど人面木の珍樹を活かした地域づくり、あるいはゴミの不法投棄のある場所へのしめ縄づくりなどの事業を考えております。

○ 安藤委員

そういうのも含めて、こちらの金額になっているというところでございます。それで、先ほどからも言ってますように、もっとPRする必要があると思いますので、是非先ほど言われたインターネットに載ってたと言われましたけど、NPO法人が掲げているそういうところに向かってしっかりと進めていただくことが、肝要かと思っておりますので是非そのようにお願いいたします。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

今、かなり話が出てきたんじゃないかと思いますが、再度ただならぬ地域資源づくり事業の委託料の内訳と成果にお示しいただきたいと思います。

○ 庄内支所総務課長

委託料の内訳といたしましても、今言わせてもらいましたが、まちの駅の掘り起し、かかしを活かした地域づくり、珍樹を活かした地域づくり、ゴミの不法投棄のある場所へのしめ縄づくりを考えております。成果といたしましては、かかしについては高倉地区のコスモス開花時期に合わせて、かかしづくりを行っているわけですが、19年度は10数体のかかしづくりを行いました。そのかかしについて、ユニークなかかしで面白かった、あるいは猪のかかしが面白かったという感想等をいただいております。次に、珍樹を活かした地域づくりと書いておりますけど、これにつきましては平成17年に庄内元吉のあまふり神社というところに人面木などの珍樹を見つけ出しております。その当時の新聞にこのことが報道されたことにより、約300人の方が見学に来られたそうです。中には、貸切バスで来られた方もおられたそうです。ゴミの不法投棄のある場所へのしめ縄づくりにいたしましては、これは去年の2月に庄内の元吉地区、あるいは高倉地区にゴミの不法投棄の多いところにしめ縄を作りました。庄内元吉地区について言いますと、2トン車2台分のゴミがあったそうです。それが今では無いとは言えませんが、もの凄く少なくなっております。このことについて、去年の12月にも庄内元吉地区にしめ縄を張り替えております。このことについて西日本新聞で報道されております。このことについては、韓国の釜山日報でも報道されたそうです。その他に、学校の安全安心な通学路づくりという社会実験を行いました。懇談会の委員の中に、庄内小学校の教諭に参加いただいておりますが、教諭を通じまして小学校と連携しながら社会実験を行ったわけですが、その中に110番の家、挨拶を兼ねて学校だよりを配布させてもらいました。その中に、近くの自治会長さんから、小学校はいろんな良いことに挑戦しているんだなと思いました、子ども達の安全や将来のために地域として協力していきたいと思い安栖との感想文をいただいております。

○ 八児委員

本年も継続してされるということですかね。

○ 庄内支所総務課長

そのように考えております。

○ 八児委員

だいたい分かりましたけど、ともかく我々も知らないこと沢山ありますので、しっかりPRの方を何とかがんばってやっていただけたら、市民の皆さん喜ばれるんじゃないかと思しますので、そこらへんを要望して終わります。

○ 瀬戸委員

関連でございます。これは、4,800,000円非常に高いと思います。何でこんなにこのコンサルがかかるのかなと、これは20年度もこの事業をしていくと、ただアイデアなんですよ、それに何で人面木をどうかして観光地にするとか、しめ縄張ったところでゴミが減ったとか、そのくらいのことで何を4,800,000円払うんですか。ただ、まちの駅は縄田部長に何回も言った、勉強してくださいと、これは今の伊藤邸とか一生懸命飯塚市が取り組んでいる観光行政において、道の駅が出来ない、なかなか行政が第3セクターでやらなければならないから今の状態では出来ない、しかしまちの駅だったら出来るんですよ。地域の商店街、これはねトイレを貸してやることなんです、先ず観光者に、そして地域のインフォメーション、地域の案内をしてやればいいんです。年間に30,000円ぐらい手を挙げた人にやってシールを貼っとけばくるわけですね。そういう来ることに対して、安藤委員が言われたように市の観光マップの方にここにまちの駅がありますよというような案内とか、伊藤伝右衛門邸のところに案内、嘉徳劇場に行かれる間にそういう看板を付けとくとか、そういうことをすれば非常に有効的なものだと、そしてその商店で寄られれば買っていかれるか分かりません。今だったら、折角雛祭りにも33万人ひとが出て見えるのに、交通渋滞を起こして近所の人が迷惑しただけと、何も経済効果が上がってないということです。これは、早急に取組むべきだと思います。ただ、このただならぬ、ただなんです、本当にこれ、4,800,000円も、これはちょっとねよく検討してみてください。これ要望しておきます。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

61ページ地域振興費、負担金補助及び交付金の中の穎田地区まちづくり推進自治公民館活動助成金3,917,000円がついております。以前にも決算委員会、予算委員会等で議論が出たかも分かりませんが、片や184ページを見ますと自治公民館の運営費補助金というのは、10,053,000円です。この穎田地区のまちづくり自治公民館活動助成金が、この地域振興費でなぜ組まれているのかが1点、それとこれを単価として比べると良くないのかもしれないかもしれませんが、例えば人口で割ると非常に差が出てきます。その差が、どのくらいあるのかが1点、そしてなぜその差が生まれているのか、先ずその点についてお聞かせ願いますか。

○ 穎田支所総務課長

地域振興費の穎田まちづくりの推進自治公民館活動助成金は、自治会の組織と公民館の組織と統合し、行政区の組織を自治公民館組織へ移行させ、更にはまちづくり協議会その他教育会議など独自のまちづくりシステムを構築してきた経緯があります。このまちづくりを円滑に推進していくために、補助要綱の主旨、交付基準などが異なる他地域との予算を区別したものであります。それから、単価の関係でございますが、穎田まちづくりの推進自治公民館活動助成金は、各自治会の独自の活動で地域住民の多く協力を得て総合活動の連携を図り、住みよいまちづくり、地域の活性化のために地域内の軽微な草刈や道路補修などの作業を含めたところの助成金であり、他地域との金額の比較はし難いものと考えられますが、仮に単価に比較した場合は、先ほど申されました自治公民館運営費補助金との比較でございます。それぞれの1世帯ごとに引きなおしますと、穎田まちづくり推進自治会自治公民館活動助成金は、1世帯につきまして約1,450円ほどにあたります。自治公民館運営費補助金、これを1世帯に引きなおしま

すと約 220 円であります。その差は、穎田まちづくり自治公民館助成金の方が、約 6.7 倍ほど高くなっております。また、それぞれの人口 1 人当たりにつきなおしますと、穎田まちづくり自治公民館活動助成金は約 580 円、次に自治公民館運営費補助金は約 80 円であります。その差は、穎田まちづくり推進自治会自治公民館助成金の方が約 7 倍ほど高くなっております。

○ 江口委員

穎田は公民館を中心としてまちづくりをしてきた。宮崎県の綾町とかそういった部分を参考にやっけてこられたかと思えます。お話があったように軽微な草刈に関しては、旧飯塚であってもその他町であっても、例えば公園とかの草刈は自分達でやっけてくださいという部分がありますよね。ただ、道路整備とかが入っていたんで多少違う部分があるのかなと思っていますが、ただしこれが本当にこの差が必要な分だけ違うかどうか、そしてこれから先どういうふうなかたちでやっけていくかどうかについては、検討が必要かと思っています。今後について、どのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○ 穎田支所総務課長

自治公民館運営補助金と穎田まちづくり推進自治公民館活動助成金とは、補助額、交付率には差異がありますが、今後につきましては、他地区との平準化を含め穎田独自のまちづくりシステムの再構築など、またこれまで積み上げてこられた自主活動を阻害しないよう、いろいろな角度から精査を行い関係各課と協議し調整を図りながら、平成 20 年度中には一定の方向性を出していきたいと考えております。

○ 江口委員

平成 20 年度中に一定の方向性をみたいというかたちですので、是非しっかりやっけていただきたい。その時に、是非穎田でやっけてこられた積み重ねが無駄にならないように、逆に良いことであれば全飯塚市に広がるように、その部分も含めてお願いをしたいと思っております。

○ 上野委員

お疲れのところすいません。穎田町まちづくり、今支所長言われた 6 倍、7 倍ということなんですけど、まちづくり関係全部ひっくるめて穎田はこの予算一本で取っております。今日予算委員会の答弁の中でも、この予算の中で子ども山笠、獅子舞、あいさつ運動の推進、グラウンドゴルフ大会、ソフトボール大会、コスモス園づくり、公民館内の周辺の清掃、環境美化や環境衛生、花いっぱい運動、カーブミラーの点検清掃等々、桜の木の消毒等という予算全部ぶっこんでこの予算でございますんで、これまた昨年予算委員会の中で第 1 次飯塚市総合計画基本計画構想案の中で穎田地区がスッポリ入るところは本市における生涯学習に関する情報発信機能の整備を推進しますというところで、これは担当部長、縄田部長の方からそのような位置づけを明確にさせていただいておりますという答弁をいただいているんですが、今 20 年度中で方向性を出すということなんですけど、例えば他の地区みたいに頭割りいくらで中身を精査していただいて、別費目で上げてもらう方向で行くのか、それとも穎田のまちづくり一本で各地区にこういうまちづくりの予算も出して後は自治公民館内で割り振っていただくのか、そういったところをキチンと皆さん方にご説明できるようにやっけていただきたい。昨日ちょうどいいといいますか、夜、自治公民館長会議が穎田でありました。私も担当の職員さんはやっぱり大変ですよ、説明に。お金削られてるわけですから。前年度各補助金が 10% カットされた折に穎田のこのまちづくりの予算、2 割、皆さん方はカットをされていますが、ただ金額が大きだけで 2 割カットというのはやっぱり納得できないわけですよ。今みたいに全部ぶっこみでやっけてるわけですから、そういうところもキチンと確認をしていただきながらまちづくりの方向性をじゃあどっちに合わせていくんだと、また 20 年度検討していただけるということなので、じゃあこの穎田の方針で行くのなら、後 1 年間、2 年間続けていくとか、21 年度は 1 回なべて平準化するんだよとかいう方向をちゃんと説明できる形で作って行っけていただきたい

いというふうに思いますし、ひとつご提案は今日の予算委員会冒頭でも部落解放同盟の補助金の問題、資料請求だけで1時間ですよ、予算委員会が。だからこういう補助金とか助成金の関係、昨年兼本議員も言われておりましたけれども、一括して今あるものを審議会、庁内でも結構ですが審議会みたいなのを作っていただいでというふうな方向で行くのか本当に一つひとつの金額が正しいのかということとを1年かけてもらって結構だと思えますけれどもね、精査していただいでちゃんと説明できると、一つひとつやってたってこれは毎年やんなきゃいけないですよ。できるというような形でやっていただければいいのじゃないのかなというふうに思います。

○ 委員長

次に、電算システム適正化コンサルタント委託料について、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

今委員長が申した点について質問させていただきます。20年度から22年度にかけての事業でございまして、債務負担行為によりますと全体予算が約1億7,800万円あまりというようなかなり大きな金額の予算でございまして、まずこの事業につきまして、コンサルを導入する目的についてお尋ねいたします。

○ 情報推進課長

現在の情報システムは合併時に基幹業務、住民基本台帳システム、税システム、国保システム、介護保険システムというのはホストコンピュータを使って行くと。それ以外のシステムをほとんど全てサーバーを設置してネットワークを介して運用しております。そのほとんどは新設で行ったわけでございますけれども、現在の課題といたしまして、データの即時更新がすぐできず、翌日になるケースがあるということ。それからホストコンピュータの継続使用をしますと、随契によるベンダーの寡占化ということが1つあります。それからもう1つ行政のシステムというのは国も進めておりますけれども、オープン化という方向にありまして、非常に利便性の向上を図るとのこと等がございまして。次期リプレイスにこれらを解消する方法を検討することとを目的にコンサルタントを導入したいというふうに思っております。

コンサルタントの形態といたしましては、プロジェクトマネージャーを置きまして、その下で情報推進課内に1名あるいは2名、常駐の形でそれぞれのシステムの検討を行いまして、システム構築時にはその管理、システムがどういうふうに行っているか、もちろんそれには基本設計および詳細設計もそのコンサルタントで行いますので、そこでそういう監査まで進めたいというふうに思っております。

○ 兼本委員

問題点としては即時更新ができないと。それとホストコンピュータがうちの場合はNECか何かですよ。だからNECですから、それを改善する場合にはNEC以外のところではやれないからNECと随意契約を結ぶと。随意契約を結ぶということは割高にはなるんじゃないかということ、今度おそらく誰でもが入札に参加できるような、更新に参加できるようなものになるんじゃないかと思えますけど、そういうものも含めてどのようなシステムを構築するというお考えかお尋ねいたします。

○ 情報推進課長

今お尋ねの件に関しましては、コンサルタントと深く検討していかなければなりませんけども、今ご指摘のありましたように、現在のホストコンピュータによる基幹業務の運用をどうするかということが一番最も需要であるというふうに考えております。佐賀市では、これ韓国のサムスンとの共同開発でホストコンピュータをやめて、J A V A言語によるシステムに変更いたしまして、現時点では問題なく稼動しているというふうに聞きおよんでおります。もうひとつ福岡県が全国に先駆けまして、共通基盤技術化標準というのも公表しております。これもJ

AVAで組まれてるわけですけども、それに基づいた開発も全国的にいくつかの自治体でそれを取り込んで、少し独自にアレンジしておりますけれども、それによって開発は行われておりますので、本市といたしましても福岡県と協調しながら電子自治体構築に最適なシステムを構築していきたいというふうに考えております。

○ 兼本委員

そのような電子自治体を作ろうということは今始まったわけじゃ、2、3年前から、もうずっと前から電子自治体言われてますね。ホストコンピュータであればそういうふうな問題点があるということはもう恐らくそれも分かっただと思うんですよね。じゃあ合併のときにそのようなことができなかつたかと。合併のときに富士通やいろんなところにあるやつをNECに持ってきたとき、恐らく相当な金使ったと思うんですよね。その時点でやっとならば、今このような2億円近いような金は要らないわけですけど、そのときには対応はできなかったわけですかね。

○ 情報推進課長

平成15年に実施いたしました新市のシステムの構築に関する今言われました富士通であるとかのベンダーによるプロポーザルの中では、住民基本台帳とか税情報等の重要な基幹業務のデータをいかに統合するかという点が重要視されてきて、その結果、合併協定項目の中で現在のようなシステムを構築するということが決定を見ております。もちろんその時点でも先ほど申しあげました佐賀市でのホストコンピュータからの脱却の件というのは分かっておったわけでございますけども、合併時のデータの統合というのは一番重要なことでございますので、新規の合併の、データの統合と新規のシステムの構築を一緒に同時に行うというのは、もう非常に危険であるというふうなことから、現在の本市のシステムが構築されたという経緯がございます。

○ 兼本委員

それではその、あまり私もコンピュータのことよく分かりませんが、ホストコンピュータをやめた自治体もあると。今言うような答弁の中にありますけど、ホストコンピュータをやめたことによって共通基盤にすることによってどのような効果があったのか、やめた自治体がすぐ効果が出ておるかどうかわかりませんが、分かるとればその点教えてください。

○ 情報推進課長

これ埼玉県のある自治体、ちょっと名前がちょっと内緒にしとってくれという話もございましたので、私の方で調べますと、埼玉県のある自治体で、ホストコンピュータをやめて、先ほど言いました福岡県の共通基盤を少しアレンジして新しい概念でシステムを構築した例がございます。それと比較しますと、本市の場合5年間で新規で構築した毎年の運用費を入れますと約30億円今かかっております。それを埼玉県のシステムと同様のシステムを構築いたしますと、5年間で約8億円程度安くなるという試算が出ております。

○ 兼本委員

相当な財政効果が出るということで、1億7千万円使っても、それだけの財政効果が出れば、費用対効果から行けば結構かなりの効果があるということのようですね。

当初はいろいろトライバレー構想とかいろんな意味で、それから地元のベンチャー企業育成とか何とかやってるわけですけどね、このシステムを構築した場合にこのような地元企業を使えるとか、いろんな他市と違って大手の今までのようなNECとかそういうところに頼らなくても、できるとかいうようなので、他の自治体とまた違ったものがあると思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○ 情報推進課長

今委員指摘されましたけれども、トライバレー構想というのが平成15年にできております。

これは産学官協働で今からの飯塚市のどういうふうに進めていくかということが提言として出ております。その中のキーワードとして1つありますのは、J A V A言語で今から先やっていこうという話がございます。今九工大にしろ近畿大学にしろ、市内のベンチャー企業にしろ、ほとんど全てJ A V Aという言語をキーワードにして開発を行っております。先ほど申しました福岡県の共通基盤というのもJ A V Aで書かれておまして、これJ A V Aというのは非常に全てオープンになっておりますので、ソースコード、ソースコードというのは文章でいいますと原稿が全てみんなが見れるように公開されております。インターネットで調べますと福岡県の共通基盤のコードというのも一般的に公開されておりますけれども、そういった意味からこれに沿った開発が進められるということになりますと、市内のベンチャー企業、それから大学と連携できる部分が期待できます。そうしますと産学官連携の新たな取り組みが始まるということになるというふうに私どもは考えております。

○ 兼本委員

総務省は昨年3月に新電子自治体推進指針というのを策定して、2010年までには電子自治体を実現するという目標を、各自治体に電子自治体を構築せよということになっておりますよね。そういう意味では電子自治体の大きなあれとしては総合窓口とかそういうようなものを作って、市民が1つの窓口で、いわば出生から死亡までが全部そこでできるというような総合窓口を作るというようなものが電子自治体の大きな柱ではなかろうかと思っておりますけど、当市はそれに向けてどのような対応を今後やろうとするのか、その点はいかがでしょう。

○ 情報推進課長

今委員ご指摘されましたけども、国も電子自治体の推進ということで、実は今地域情報プラットフォームという名称で新たなシステムの標準的な行政のシステムをこういうふうにしなさいというふうな指針を立ち上げておまして、それが19年度末にはまた全部上がってくるというふうに私ども聞いております。行政において電子自治体構築の一番大事な話は今言われましたけども、市民の利便性の向上ということが一番求められますので、一般的には総合窓口の設置というのが求められることになると思います。

私が先ほど一番最初に現状で問題点としておりました即時更新、そういったものが解決できないと総合窓口の設置というのは非常に難しくなっておりますので、それがまず第一に求められていると。それから第2には行政内部の効率化ともう1つはセキュリティの向上ということが挙げられてまいります。そういうことから考えまして、次期リプレースのシステムにつきましては、安定性、安全性、経済性、それから使いやすさの面から検討していきたいというふうに思っておりますけども、実はこういう検討というのは職員レベルでの知識といいますか、そこだけでやりますと私どもやっぱりホストコンピュータの下でいろんなことやってきておりますので、目がそれ以外のところに行かない部分が非常にございまして、国が求めているやり方であるとかそういったものについて専門的な知識を持たれたコンサルタントを入れて次期リプレースの数年前からこういったものを検討しておかないといけないんじゃないかというふうに考えております。そういった意味で今回このコンサルタントの委託契約というものを計上させていただいてるのが現状でございます。

○ 兼本委員

コンサルが常駐するというところでございますのでね、よく指導を受けながら、20年度から22年度ということですので、あなたの残りの市役所の人生かけてこの一つ立派なコンピュータを組織してもらってね、電子自治体が構築できるようにぜひがんばるようお願いしておきます。

○ 委員長

同じく江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

おおよそ今兼本委員の質疑の中で出てきたかと思いますが、私もこれについては賛成であります。これをしっかりやっていただいて市民の利便性の向上、特に総合窓口の設置ならびにその窓口の数の増加をやっていただきたいと思うわけです。コストが下がることによって児童交付機の数が増やせる。もしくは1カ所で全ての仕事が終わらすことができるから、お客様がたらい回しにされなくてもいい。安く上がるお金で例えば人が一番来る場所にそういった窓口が置ける等々のメリットがあるかと思っています。それについてぜひしっかりやっていただきたいと思っています。

これコンサルでやるわけですが、心配になるのがコンサルがガーッと走ってしまっている意味実際にベンダーと切り離してやるという話、オープン系でやるというお話でしたが、それでもなお、ある意図を持った誘導というのもできるかと思うんです。それを防ぐための仕掛けが何らか必要だと思っているんですが、そのために例えば複数の事業者で組織する協同組合、事業組合等に対して発注する等も考えられるかと思っています。飯塚市内でITに関わっている業者さんもかなりおられます。そういったところも含めて考えるお考えはございますでしょうか。

○ 情報推進課長

今委員ご指摘の件につきましては、私ども考えてはいました。実は先ほど申し上げましたように、飯塚市内ではベンチャー企業、それから大学もあるわけですので、そういった方々と一緒にということはもちろんあるわけですが、私はそういった面に関しましては別に委員会等を作ってコンサルが出してきたものに対して、そういった委員会である程度検討していただくと。それによって大学であるとか、先ほどドライバー構想の話もいたしましたので、ドライバー構想との連携の中でそういうコンサルタントが出してきた計画書、これには基本計画書を必ず作らせますので、まず一番大事なものは基本計画書をどう作るかと。これ情報化推進のための基本計画書ですので、地域情報であれ行政情報であれ、この計画書をいかに作るかということになりますので、これにつきましてはそういった委員会的なものを産学、商工、経済部と協議しながら進めていってはどうかなというふうには今考えております。

○ 江口委員

一定程度考えられておられるということで安心をしております。やり方としては今言われたようなやり方もそうですし、たとえばコンサルが現実にメインでやるコンサルとある意味それを横からチェックする今委員会と言われましたけど、それもまたコンサルという形もありえるかと思うんですね。そういった部分に関しては検討していただきたいとお願いをいたします。というのがそういった部分を市内の事業者等、大学も含めて検討していただくと、その方々に対して、その方々が実際の構築に関して非常に知識が増えるかと思っています。またもしそういったところがあることがありましたら、それを外に売ろうという話もできるかと思っています。こうやって飯塚がある意味皆様方が仕事の中での知的財産を出しながらシステムを作っていただくわけですよね。それを飯塚としても飯の種というか、お金に変える仕組みをぜひ考えていただきたい。そのことをお願いして質問を終わります。

○ 原田委員

サーバーによるネットワークから、ホストコンピューターからプラットフォーム型にシステムを再構築していくということですね。その中で、当初合併しましたときに、飯塚市が一番システム的には古かったわけですよね。4町の方が、システム的には新しかった。そこで合併しましたところ、いろんな支障といいますか、例えば手間数がふえたてくる、それから先ほど課長が答弁でありましたように、日時更新これはしなきゃいけないんで、例えば国保との連動が出来てないので、国保に今日転居してきましたも今日は国保は発行できませんと、明日来てくだ

さいということが現行行われているわけです。これが、サーバーとしての限界で、データコンバートしなければいけない、そういった手間があるんで即日更新出来ないということだったと、確か去年説明があったと思います。今回これが今後再構築されるわけですが、そこでやはり今どんどん職員さんが退職というかたちで、行財政改革も進んできております。どんどん人間が減ってきてるわけですね。そうしますと、実際本当に皆さん方がお困りになる一番頼りに今からやっていくところだと思うんですよ。実際、実務されている方にとっては、これが一番の生命線になってくるのではないかなと思うわけなんです。そこで、やっぱり各課の実務者の要望なり、こうゆうところを改良していただきたいという点が多々あると思うんですけど、そういったものをどういったかたちで今後こういうコンサルが入りますけど、答えていくのか。また、路線に乗せていくのか、お尋ねします。

○ 情報推進課長

今、飯塚市の電子計算組織の推進に関しましては、先ず最小単位として係で1名そういう委員を選定しております。それから、その係が集まったのを部に1人置いております。その部から集まった人達を全体の意見集約として、委員会を立ち上げて今のところ行っております。委員ご指摘の分に関しましては、コンサルタント常駐という意味合いは、そういったものがございまして、常駐したなかでそういう各課が集まってくるわけではなくて、各課にコンサルタントが行って、どういう問題があるか、どうすれば市民に対して利便性があるか、これは勿論職員の利便性がどうあるか、そういったものを含めてそのために常駐というのを条件として私ども考えております。

○ 原田委員

対費用効果も非常に大きいということでございます。これ1点だけお聞きしたいんですけど、セキュリティは前よりも堅固になるって話を先ほど聞きましたが、これに対してはどのようなセキュリティをかけてですよ、セキュリティに堅固で100%というのは多分無いというのはご存知だと思うんですよ。最大限、どのようなかたちで今後されていくのか。

○ 情報推進課長

現時点でもセキュリティの面では、一度委員のご指摘もございましたので、その時に答弁させていただきましたけど、今のネットワークにつきましては、端末が各課にありますけど、その端末を他所の課に持っていても先ず動かないと、ネットワークにつながらないというシステムにしております。また今の端末は通常のPCのノートが主流になっておりますので、USBポートであるとかそういったものはまだクローズしておりませんので、そこからデータを持ち出すということは可能性としてはあります。私も一番心配しておりますのは、数日前も学校の先生があるところで荷物を盗まれて、そういったデータ、ハードディスクであるとかUSBのメモリーを盗まれたといったことがございますので、職員に対しましては機会あるたびにそういうことをするなと、禁止だということを申しておりますけど、現実問題としてそうできる機械になっておりますので、今実は福岡県とも考えて実証実験をうちの方でしてるんですけど、新クライアントというやり方がございます。新クライアントというのは、その中にハードディスクも何も持たないと、USBのメモリーも差し込めないと、何もできないと、ただできるのはサーバーとの連携であって、それによっても業務は全てできると、それはグループで全てできますので、そういうものの実証実験をやっておりますけど、そういうことも可能になってくれば、ある程度そういった方向にいくべきではないだろうかということを思っておりますけど、これにつきましてもコンサルタントの中で、先ほども申し上げましたけど安定性であるとか安全性とかそういったものの中で一番いい方法を考えていきたいと、日々進歩しておりますので、委員ご指摘の分も私どもが一番心配しているところでございますので、その点は十分に考えていきたいというふうに考えております。

○ 原田委員

メモリスティックと言おうと思ったんですが、今言われましたけど、やっぱり新聞等でも何件も出てますよね。現実にも今の業務の中で、ネットで調べてそれをプリントアウトして、またこっち持ってきて入力して、大変だからということで、やはりスティックを使って持って帰ったりとかなるわけですね。紛失したりとか、どうしてもポケットに誰でも1個入れていくんですよ。そうなりますと、ぼろっと落としたりとかありますんで、このへんが中に重要な顧客情報とか市民データが入ってということも十分考えられます。それと今課長の答弁お聞きしまして、このセキュリティに対して非常に強化をするんじゃないかと、入ってこないように消極的な対処法だと思うんです。何が言いたいのかといいますと、課に1台だけウェブがつながりますよね。インターネットができるのは、課に1台だけ、旧町なんかは自分の机で見られた、確かにセキュリティで非常に危ない部分があります。しかしながら、そのデータを目の前で見れるという利便性もあったわけですね。今、課長が言われるのは、危ないことはとにかく止めようと、使えないようにしようと、使えるのは自分の目の前の仕事だけしか使えないようにしようとしか私は聞こえないですが、そのあたりのウェブなんかの有効活用するための、またそれに対しては、セキュリティきちっとしなければならないけど、そのへんの感覚と言いますか、比較論と言いますか、どのようにお考えかお尋ねしたい。

○ 情報推進課長

その件に関しましても、委員が今まで何度か委員会等でご指摘受けておりますので、今回のコンサルの中におきましても、私ども効率性からいくと今のやり方が良いとは思っておりません。今仰いましたように、合併前の自治体では自分の机の上からPCでやれるという話がございまして、実は今非常に国あたりが住基情報のセキュリティを非常に厳しく扱っておりまして、外部との連携があった場合には、それは非常に排除するというふうな総務省あたりの見解も出てきている部分がございます。ですから、そういったものを扱わない部署においては、多分可能だと思うんですけど、例えば市民課であるとか税務課であるとかいうところになりますと、住基データが常に動いてますのでそういった場合には、職員が使うPCに限っては、今委員が言われましたような方向性というのは、私ども利便性があっていいのではないかと、後は中の安全性をどうやって高めていくかということを考えていきたいと思っております。

○ 原田委員

そこら辺の利便性も含めて検討頂きたいと思えます。そして、やはりコンサルが入りましても、注文主側がここだけはこんなふうにやってくれと、頭から言ったらしませんからねコンサルというのは、そうでしょう、注文主ですから、家建てるんだったら2階建てしてくださいと言って、コンサルが平屋にするわけありませんから、勝手に3階建ては出来んわけですから。そのとこを言ってるんですよ。あくまでもそこら辺の可能性のある部分を残してやっていただきたいということです。それから、JAVA言語の問題点というのは、確かあったと思うんですよ。例えば返還の問題とか、これはどうなっているんですか。

○ 情報推進課長

JAVAもいろいろ良い面悪い面、勿論それでございます。ただ、私が先ほど申しましたけど、オーオウン系という部分が出てきますと、OSに移動しないという部分が一番大事になってこようかと思っております。ちょっと専門的になって申し訳ないんですけど、共通基盤というのがJAVAで抱えておりまして、そのJAVAの下にOSを何にするかということになるわけですね。通常はユニックススペースのオープンに出ているものを入れようというのが主流になってきてます。その上に、JAVAの共通基盤がありましてその上にのっかかってくるものは全てJAVAで組んでいきたいと思いますので、ですからその中に上がってくるのは、一番大きいのは役所内部で言いますと、決裁基盤、今から先決裁というのはどうしても出てくる事務処理が出

てきますので、そういう決裁基盤全て J A V A でオープンでやっという事で考えておりますので、委員ご指摘のような J A V A に関するいろんな問題点、そういったものも含めながら J A V A に変わるものがあるのであれば、例えばルビあたりも朱になりかけておりますので、そういったものを含めて考えていくということも検討の中でしていきたいと思っております。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 15 : 06

再 開 15 : 12

委員会を再開いたします。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

予算書 64 ページ総務管理費、委託料に吉原町自転車駐車場管理運営委託料 5,302,000 円があります。これについてお尋ねいたします。委託方法は、どのようになっていますか。

○ 土木管理課長

委託方法といたしましては、随意契約でシルバー人材センターの方に契約をしております。

○ 川上委員

施設の概要はどうなっておりますか。

○ 土木管理課長

開設が平成 10 年 4 月 1 日開設いたしまして、所有者福岡県の所有でございます。これは道路事業の中で、吉原町周辺バスセンター周辺の放置自転車等の駐車を防ぐための施策で、県に設置をしていただいて、飯塚市が管理するという方法でございます。大きさは、敷地面積 241 m² 鉄骨 2 階建て 346 m² 1 階が 122 台、2 階が 156 台の自転車の駐車スペースがございます。料金としては、無料でございます。

○ 川上委員

1 階が 122 で 2 階が 156 と言われましたか。そうすると 278 台ですね。利用状況は、いかがでしょうか。

○ 土木管理課長

平成 16 年では 1 年間に 58,282 台、17 年度 59,316 台、平成 18 年度では 45,825 台となっております。

○ 川上委員

回転率といいたまいますか、278 台かける 365 を分母として利用台数を割るとどれぐらいでしょうか。

○ 土木管理課長

回転数という意味合いじゃないんですけど、日常駐車場に参って状況を把握する上においては、半分程度駐車台数があるという程度でございます。

○ 川上委員

本来需要は高いのではないかと想像するんですが、丁度土木管理なんですけど、自転車が通りにくい状況が少しずつ改善はされていると思うんですが、一気にいかないのだからこれまで自転車に乗ってくるのがなかなか命がけというようなこともあるのではないかと思います。それで、シルバーに随契で出している理由は何ですか。シルバーでなくてはならないということなんでしょう、理由は。

○ 土木管理課長

随契理由といたしましては、自転車駐車場の設置目的を効果的に達成するため、また高齢者福祉政策の一環といたしまして行うものでございます。そういった状況の中で、随契というこ

とでお願いをしておるところでございます。

○ 川上委員

業務内容からいえば、シルバーでなければならない特殊な技術がいるということではないけれども、シルバー人材センター支援ということなんですね。

○ 委員長

続いて、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

同じく64ページ総務管理費、報酬、人権啓発センター運営審議会委員報酬72,000円と、その一つ上には同和会館運営審議会委員報酬72,000円があります。そこで、先ず人権啓発センター運営審議会の設置目的をお尋ねいたします。

○ 人権同和推進課長

同和会館及び人権啓発センターの、管理及び運営に関する事項を協議するため設置するものです。

○ 川上委員

それについては、資料が出ておりますね。56ページに人権啓発センター運営協議会の要綱と委員一覧というのがあります。これは、どうしても設置しなければならない審議会ですか。

○ 人権同和推進課長

どうしてもということではないと思いますけど。

○ 川上委員

そうすると、どうしても作らないといけないわけではないのに、何故審議会を設置して72,000円支出しようとするんですか、あなた方は。

○ 人権同和推進課長

先ず、この隣保館というのは、地域に開かれたコミュニティセンターということで考えております。それで、平成17年度から19年度までは厚生省のモデル事業として立岩会館の方で高齢者を中心に介護予防の事業をやっておりました。それで、平成20年度より、デイサービス事業といたしまして、立岩会館と穂波人権啓発センターで実施する計画をたててます。その他、筑穂人権啓発センター、伊岐須会館においては、高齢者の生活支援や子ども達と保護者を対象にしたキャンプ事業等を考えております。そこで委員の方には高齢者の代表や老人クラブ、またPTAの役員、自治会の役員などで、また女性の立場からアドバイスをいただけるような方を選任してやっていきたいと考えております。

○ 川上委員

ということは、この審議会の委員はどうしても選ばないといけないということですね。必要なことだということなんですね。今の答弁からすると。

○ 人権同和推進課長

平成20年度から、私達が高齢者を対象にした事業をやっていきたい中で、この総括的な協議をすると思い、今後は事業内容の調整審議をするために、そういう審議会を作っていきたいと考えております。

○ 川上委員

こんなところで時間とりたくないんですよ。さっきあなたは、これはどうしても作らないといけないものではないと言ったんですよ。じゃあ72,000円も何故予算計上して設置するのかと聞いたわけですよ。そしたら、いろいろ言われてどうしても設置したいんだということなんですね、20年度からね、何か答弁したいことがあるんですか。

○ 人権同和推進課長

私が言いましたのは、どうしても作らなくてもいいと言ったのは、法的に作らなくてはいけ

ないということではないということです。

○ 川上委員

ですからあなた方は、過去2年間この運営委員会の予算を計上しておきながら、設置しなかった。そのことを自分で書いておるじゃないですか。合併した18年と19年、予算計上しているけど、設置してない。20年度も作ると言って72,000円計上しているけど、本当に作る気があるのか分からないですね。それではちょっと関連するから聞きますよ。その予算の上に同和会館運営審議会委員報酬がありますね。同和会館運営審議会というのは、設置されているんですか。

○ 人権同和推進課長

今は、設置されておりません。

○ 川上委員

今じゃ分からないですね。少なくとも、18年合併したんだから、18年と19年、2年連続であったのか無かったのか。あなた方は、予算計上しているんですよ。

○ 人権同和推進課長

合併当初は、各館で実施していた事業や管理運営体制がまちまちでしたので、審議会を設置しておりませんでした。先ほども申しましたように、平成20年度より、デイサービス事業やキャップ事業等を行いたいと思いますので、設置したいと考えております。

○ 川上委員

2年間設置しなくてやってきたんでしょう。どうして、平成20年からだけ必要になるんですか。そしたら、その運営審議会が無い間に、実際の運営はどうだったかというのを考えてみる必要があるでしょう。資料の76ページを見てください。ここに、あなた方が出した同和会館人権啓発センターの施設管理委託実績というのがありますね、委託業務が10事業委託してますね。この中で、入札にかけたのはどの事業ですか。

○ 人権同和推進課長

個人の方は、随契になると思いますけど、あとは入札にかけております。

○ 川上委員

間違いないですか。そうすると、見てください。穂波人権啓発センター、この17年18年19年度と田中百合子さんという方が3年連続で随契になってますね。ということになりますでしょう、今の答弁から言いますとね。それから、隣の筑穂人権啓発センター、同じく施設管理18、19が原忠さん、この方が随契ということになりますよ。その下の館内外清掃委託、これ18年見てください。藤田政子他と書いてあります、これ随契ということになりますね。あなた方が、随契出す時は、随契でいきたいというのを契約課に伺い出すんでしょう。契約課、伺い出してますか。

○ 契約課長

申し訳ございませんけど、今手元に資料を持っておりませんので確認はできません。

○ 川上委員

人権同和推進に聞きましょう。これは、随契ということですね。契約課に随契伺い出しましたか。

○ 人権同和推進課長

随契理由書を付けて出しております。

○ 川上委員

じゃあ、その理由書に随契をする理由が何と書いてますか。

○ 人権同和推進課長

申し訳ありませんけど、手元に持っておりませんので。

○ 川上委員

なんて書いたかは今分からないと、では主旨ですよ、この6件の随契した主旨を聞かせてください、理由を。

○ 人権同和推進課長

委員が聞かれてるのは、随契理由にあたるんじゃないかと思いますが、この方たちは、穂波人権センター、筑穂人権啓発センターの方ですけど、田中さんについては管理人でございますので、住み込みで入っておりますので、多分それで随契と思います。原忠さんについては、夜間の警備をしていることで、啓発センターから近いということで随契したと思います。清掃については、藤田さんと原田さんが近くの方で来ていただくということだと思いますけど。

○ 川上委員

予算書の66ページ、総務管理費の委託料の中ほどに二つ支出があります。予算計上されています。一つは同和会館人権啓発センター清掃委託料2,659,000円、それから一つとんで人権啓発センター施設管理委託料1,857,000円ですね。この金額は何に照合するのかと見てみますと、結局清掃委託料は資料76ページの一番下の館内外清掃委託のトキワビルから筑豊美装、トキワビル商会、原田美装、ここのところの合計にだいたい照合するので、実績に基づいてると考えられるわけですね。そうすると、この施設管理委託料の1,857,000円というのは、19年度の1,449,600円及び649,000円、この合計にだいたい並ぶんですね。これらの実績を積み上げて予算をたててるんですか。

○ 人権同和推進課長

実績に基づいて、積み上げております。

○ 川上委員

ということは、この穂波人権啓発センター、それから筑穂人権啓発センターは、平成20年度も新年度も、この方達に随契をする予定ですか。

○ 人権同和推進課長

委託料は、若干来年度は下げております。それと、筑穂の方については、この原さんという人が高齢ですので、代えていこうと考えております。

○ 川上委員

ところで、施設管理という仕事は、穂波人権啓発センターの場合は1,449,600円と筑穂の場合は649,000円と、あまり規模は変わらないでしょう、まあ多少は変わるでしょうけど、開館日もそう変わらないでしょう。それなのに、どうしてこんなに2倍以上も違いがあるんですか。

○ 人権同和推進課長

穂波は住み込みでずっと居られますので、筑穂の場合は夜間警備でございます。

○ 川上委員

穂波人権啓発センターに、30年にわたって部落解放同盟穂波町協議会が居ましたね、長期に貸してましたね。昨年、11月26日に退去されてますね。退去した理由は、何ですか。

○ 人権同和推進課長

先ほど言いましたけど、隣保館といいますか、一般施策でやってます穂波人権センターになって福祉事業として、地域に開かれたコミュニティセンターとなっておりますので、そこについては特定の団体が長期に入るのには駄目ですということでもらいました。

○ 川上委員

透明性が欠如していたと私は思うわけですよ。それが、一定程度是正された。あなた方の言う随契というのは、私は歴史的な経緯があって、そういう状況があるだろうと思うんだけど、このまま随契を続けていっていいかどうかについて、どういう検討をしましたか。

○ 人権同和推進課長

ご指摘のとおりなんですけど、競争入札で出来る分は競争入札で私どももやりたいと思えますけど、今言われてますように住み込みでおられる方に競争入札でできるかという話になると思えますけど私は、それと夜間警備されている方、地域をよく知っている方に対して競争入札をするかということについては、私としてはそういうことは随契ですべきだと考えておりますけど。

○ 川上委員

どういう検討をしたかを聞いたわけです。それで、こういう状況が、随契随契できてる状況を本来運営審議会が、そういうことも含めてどうしたら市民に開かれた充実した人権啓発センターになるか考えないといけないでしょう。ところが、あなた方は報酬まで決めておって、予算計上して、敢えて作らなかった、この人権啓発の方もセンターの方も同和会館の方も作らなかった。あなた方が、人権同和関係で作らなかった審議会は他にもあるでしょう。審議会自身も構成に問題があるのもあったんだけど、審議会が無い中で、結局どういうことが起こったかということを考えないといけないですね。だから、規則作ってるんだったら規則作ってるように機能させたらどうですか、この場合は、特別調査会とかは解散したほうがいいですよ。部落解放同盟を特別扱いするようなやり方は止めないといけない、この分野で、穂波町協議会が昨年11月26日に出て行ったのはいいんだけど、17,100円使用料の未払いがあるでしょう。合併前は、10,500円だった月に、合併して12,400円でしょう、使用料は、1,900円月値上がりしてるじゃないですか、その分をあなた方は9か月分ですから17,100円ですよ。市民の中で、17,100円使用料滞納したらどうしますか、あなた方追いかけていくじゃないですか。ところが、部落解放同盟町協議会何百万円も補助金を貰ってる団体でしたよ。そこに対しては、もう払わなくていいと、あなた方言ったんでしょう。そういうスタンスで、この大事な人権啓発センターだとか、同和会館運営を指導だしたら困りますね。どう思いますか、部長は。

○ 企画調整部長

ご指摘の点は重々私も理解をしているところでございます。今回、改めて同和会館及び人権啓発センターの管理運営に関しましての協議をしていただくということからしまして、20年度からこの審議会の委員さんを選んでいただいて、そして協議をしていただくということにいたしておるわけでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

遅い、そのことを指摘して質問を終わります。

○ 田中委員

人権啓発センターの運営審議会、いつ無くなったんですか。

○ 人権同和推進課長

先ほども答弁しましたように、無くなっておりません。

○ 田中委員

無くなってないのに、何で人選せんのですか。

○ 人権同和推進課長

先ほども申しましたが、合併当初は各館でまちまちでしたので、管理運営体制がまちまちでしたので、審議会の設置が出来ませんでした。それで、平成20年度より各館とおしたような事業をやってまいりますので、平成20年度より委員会の設置をしたいと思っております。

○ 田中委員

2年もしなかったんですか。2年も暇がかかったんですか、そのことについて、そのように答えていただきたい。

○ 人権同和推進課長

その通りでございます。

○ 田中委員

その人権啓発センターの運営ですよ、内容を変えてないですか。あなた達が、勝手に変えた部分があらせんですか。何か隣保館祭るとか、今まであったんですけど、そういうものをどうかしとらせんですか。

○ 人権同和推進課長

今、委員ご指摘の件については、穂波の人権啓発センターで祭をやっておりましてけど、平成20年度については高齢者のデイサービス事業に組み替えて行っていきたいと考えております。

○ 田中委員

そういうことを決めていくには、運営審議会が要らないのですか。そういうことを目的として、ずっと運営審議会もたれたんじゃないとですか。内容を検討していただくとか、意見を聞くとかいうことで運営審議会あったんじゃないですか。

○ 人権同和推進課長

その通りでございます。

○ 田中委員

だったら、そういうものを変えることできないじゃないですか。私はそういうふうに考えますよ。2年間、この運営審議会をしないで、開かないで、そういうものをあなた達だけで変えられるということになると、運営審議会いらないと、今言われるとおりですよ。しかし、それが必要性があるから作っていかないかんということと言われよるわけでしょう。同時に、この人権啓発センターというものの目的、何ですか。

○ 人権同和推進課長

地域社会全体の中で、福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターのことでございます。

○ 田中委員

人権問題も取り扱わなくてはいけない問題点があるとやないですか。部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていくことも、このセンターの活動していく拠点じゃないですか。違いますか。

○ 人権同和推進課長

地域社会全体の中で、福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種生活上の相談事業や人権課題の解決の各種事業を行うものでございます。

○ 田中委員

そうでしょう。あなた先ほど、川上委員から質問された時には、そこまで答えてないですよ。高齢者の事業とか、そういうものだけしかしないという言い方じゃなかったですか。全般的に内容を進めていく上では、こういうものがありますよということが、当然のことやないですかね。そこには、こういう予算が必要ですよということを、当然のごとく言っていただくことが大切じゃないですか。そういうことを申し添えて質問を終わります。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

1点だけ確認です。立岩会館のエレベーターの整備工事があるわけですが、現在公の施設のあり方検討委員会がっております。それがあっておるのに、この時期にエレベーターの設置工事がある、その点についてどのようなかたちでなされるのかお聞かせください。

○ 行財政改革室主幹

立岩会館につきましても、あり方検討小委員会で協議が行われておりますが、施設の統合整

理等につきましては、市町合併のスケールメリットの一つでございまして、そのあり方につきましては、合併前から個別に検討を行っていた部署もございます。今後も存続させる必要があると考えられる公の施設につきましては、あり方検討小委員会での協議と並行した中ではございますが、緊急を要するもの、それから早急に利用者の利便性などを図る必要がある場合は、第1次総合計画の実実施計画を策定する段階で、関係各課等において慎重に検討を行い、大規模改造工事をはじめ高齢者、障がい者の方などの利用が多い施設につきましては、バリアフリー化やエレベーター設置など、施設設備の充実を図っているところでございます。

○ 江口委員

公の施設のあり方検討委員会があるから、統廃合等もその後だと、そしてだから施設整備もその後だという部分は、学校給食の面等でも聞かれる理論でございまして。その整合性がとれるようにきちんと資料を出しながら整備をしていってください。その点を要望して、質問を終わります。

○ 委員長

次に、人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

69ページ需用費の光熱水費の数字、これだけ見ると、質問事項の筑穂・庄内・穎田地区の負担のあり方なんていうのは出てこないわけですけど、予算資料の中でそういう内容のことが記されておったので、多分これ調整項目の一部なのかなと、このように感じたのですが、実態はどういうものなのか、教えていただきたいと思えます。

○ 総務課長

お尋ねの件でございまして、現在防犯灯の管理につきまして、旧飯塚市、旧穂波町におきましては、従来市が管理しておりましたが、旧筑穂町では全て自治会の管理のもとで、防犯灯を設置しておりました。また、旧庄内、旧穎田町では、全て町が管理しておりましたところでございます。従いまして、合併後は、旧飯塚の例によりまして、調整を行っております。20年度を目処に平準化するというので、現在調整中でございます。

○ 人見委員

私が資料要求したわけではないんですが、95ページに防犯灯の設置状況一覧というのがあるんですね。この中で、今言われた庄内、穎田について、18年度総本数と市の管理の数字が確かに一緒です。筑穂の分については、18年度総本数と自治会管理、それで市の管理が0になって、全て自治会管理に移行しておるわけですね。だから、このあたりの庄内、穎田の部分もさしておるのか、それと筑穂の場合は、一旦総本数が全部自治会管理に移ってるんですね。19年度になって、また市の管理が508のマイナス508、今度はまた戻っておるのかなと、市の管理に、こういうような見方でいずれにしてもこのあたりまだ市の管理がまた筑穂町についても増えておるんですね。このあたりも更に調整をしていく部分があるのかというのを含んでいるんですか。一旦全く全部移って、また一部戻して、また分散させようかというような話も含んでおるんですか。

○ 総務課長

現在、2カ年で庄内町、旧穎田町につきましては、調整中でございます。旧筑穂町につきましては、18年度中に調整が一旦整いまして、防犯灯も約3分の1が市の方の管理ということになりました。ただ、飯塚市の例で調整しておりますけど、各旧町の方ではやはり平準化ということにあたって、多少まだ微調整しなければならないところが残っております。そういうことで、現在旧庄内町、旧穎田町と併せて見直しに併せまして旧筑穂町におきましても再度確認点検の作業をやっておるところでございます。

○ 人見委員

この調整の見通しと併せて、この20年度においても本庁、それから穂波支所、本庁では市の管理が271本、穂波支所でも557本の市の管理があり、年度内においてもそこそこの数ではありますが、新設もなされておるわけですね。こうした調整と併せて、市の管理の部分と自治体管理の部分、同じようにある意味では求めたいわけですね。防犯灯を設置してほしいとかいう思いで来るわけです。その位置だとか諸々条件があるんだろうと思うんです。その中で市の管理に適しているとか、市が管理すべきものと、いやあくまで自治体でというものの見極めと言うか基準、こうしたことも明確に全市的に公平さを保たれる方向に向かうのかどうか、このあたりいかがですか。そして、あればその基準が欲しいんです。有るようで無いようで、分かるようで分からないんです。お願いします。

○ 総務課長

市が設置する防犯灯の基準につきまして、4つ程定めております。まず1点目としましては、周辺に集落がなく、通学路となっている道路に設置する場合、2点目といたしましては、周辺に集落がなく駅やバス停から集落へ通じており、徒歩による利用が多い道路に設置する場合、3点目としては、道路が新設され徒歩による利用が多く見込まれ、周辺に集落がなくどの自治会とも認めたい道路に設置する場合、4点目としましては自治会等、自治会間にあり、更にその道路を通り他の自治会の住民の多くが利用している道路に設置するような場合、このような場合は市が設置する防犯灯の基準というふうに定めております。ただ、質問者お尋ねのとおり、説明が十分旧地域に徹底しておりませんので、実は19年度につきましては、特に早く調整が終わった筑穂町、ここには8月9日と年明けて2月7日に再度説明に赴きまして、ご理解をお願いしたところでございます。

○ 人見委員

今、仰られたものについては、公開というか公表というか、誰でも頂けるような文書として存在するんですかね。

○ 総務課長

お求めがございました時は、写しをお渡しすることはございます。

○ 人見委員

そうした市が、管理して欲しいというのが、項目の中であった。通学路であり、集落のない部分だとか、こういう部分で安全対策上、まさに防犯灯の意味合いが強いわけです。ここがなかなか進まないという一面もあるわけですね。このあたりについては、随時指摘もさることながら、特に小中学校のそうした通学路の安全対策だとか、諸々自治会を通しての危険箇所だとか、こういうふうな中における防犯灯の必要性だとか要望だとかいうのが過去にもあるんだろうと思うんです。あがってきてるはずなんですよね。そのあたりの計画的な設置という方向にむかっておるのか、今後どのように考えていかれるのか、最後聞かせていただけないですか。

○ 総務課長

先ず現状を申し上げますと、だいたい住民あるいは自治会の申し出によりまして、防犯灯が欲しいというような申し出があったときは、担当者が現地に参りまして先ほどの4つの基準に照らして調査をしております。市の管理すべき防犯灯ということに明らかになった場合は、市の方で早期に付けるような努力をしておりますが、往々にして特に予算的なしほりから設置が来年まで待ってくださいとか、そういうような面はございます。これの計画的な整備ということでございますけど、なかなか防犯灯につきましては、全域をとおして計画的な整備というのは、非常に困難な面がございまして、それで、現状としましては、新たに団地等が出来るとかいう場合には、事前に確認する機会がありますので、私どもの方で調整をさせていただいてますが、今不足しているという部分についての計画的な整備というのは、なかなか困難な状況でございまして。

○ 人見委員

まさに安全安心なまちづくりだとか、こういう観点が言われていることからすると、やっぱりこれは政策判断が必要なのではないかという気がするんです。だから、総務課でもんもんとさせるような話では基本的にはないということ、今部長はチラチラとこっち見てますけど、そういう観点からの検討が必要ではないかなと思ったりもするんですが、これは市長のマニフェストにも入ってないのかな。入ってないと、入れた方がいいと思うな、次は、やっぱりそういうふうな観点が必要なんだろうと、今日はこれを指摘をしておきたいと思います。

○ 安藤委員

これに補助があるのに、10%減って書いてありますけど、補助ってどれくらいのものになるのでしょうか。

○ 総務課長

防犯灯の設置費の補助単価でございますが、高管柱に設置した場合は、17,870円、電話柱に設置した場合は、6,500円、軒下柱に設置した場合は、5,690円、旧電柱に設置した場合は、6,500円、概ね設置費の2分の1弱程度になることが多いように思います。

○ 安藤委員

先ほど設置基準出てましたけど、そこらへんに犯罪という部分でそういう事例があったときには、そこには設置基準の中に加えられるのかどうか、その点お知らせください。

○ 総務課長

犯罪等があった場合は、やはり優先的に設置するようなことになろうかと思えます。また、自治会の方からワイセツ事件とかの申し出をよく聞くことがあるんですけど、そういった場合は、自治会の方をお願いをしまして、自治会の担当の部分であれば、そちらで付けていただくようなこともやっております。

○ 委員長

次に兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

この件は、執行部から詳しく聞きましたので、取り下げます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

先ず、ページなんですけど、76ページ監査委員費、報酬、ここに監査委員報酬2,580,000円があります。先ず、この監査委員の報酬は何によって決まっておるのかお尋ねします。

○ 人事課長

監査委員の報酬額につきましては、合併協議の中で特別職等の特別報酬審議会が設置されまして、その中の答申を受けて識見が月額170,000円、議会議員が45,000円と決定されたものでございます。

○ 川上委員

監査委員の任務、役割については、地方自治法に規定されていますね。それで、監査委員の仕事の中心点は何ですか、紹介してください。

○ 監査事務局長

監査委員の任務につきましては、地方自治法の中に規定がございまして、233条の中に規定がございまして、決算の審査、定期監査、例月出納検査など10何項目の監査委員の任務があがっております。

○ 川上委員

監査委員の職務権限については、今のはいいんですが、職務権限として199条の規定があ

ります。監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に関わる事業の管理を監査する。このように書いてあるんですね。本市においては、監査委員2人おられるんですが、事務局5人おられますね。これ給与出てますね。この監査事務局の「仕事は何ですか。

○ 監査事務局長

飯塚市監査委員条例並びに飯塚市監査規定が定めてあります。この中で、監査委員の職務、事務局職員の職務が書いてありまして、監査事務局の職員は監査委員の補助職員として補助事務を行っております。

○ 川上委員

監査事務局は、地方自治法の200条で規定があるんです。監査委員の指揮下にあるわけですね。だからあなた方のあらゆる言動は、監査委員の指揮下にあるわけですね。そうでしょう、どうですか。

○ 監査事務局長

その通りでございます。

○ 川上委員

ところで、年額二人合わせて2,580,000円の報酬を受けておる監査委員、通常実務はどこで行うんですか。

○ 監査事務局長

監査事務局の事務室で行います。

○ 川上委員

年間何日くらい、代表委員とそうでない委員とおられると思うんですが、何日くらい出て来るんですか。

○ 監査事務局長

代表監査におかれましては、月曜、金曜が定例の業務日になっておりますので、月になおしますと10日前後でございます。あと識見の委員さんにつきましては、定期監査、決算審査、その他の審査の打合せ等におかれまして出勤されてきます。ですから、月に平均3日か4日は来られていると思います。

○ 川上委員

平成20年度、あなた方は沢山の仕事があるわけなんですけど、財政援助団体監査の予定がありますか。

○ 監査事務局長

20年度の財政援助団体監査でございますが、2団体予定いたしております。

○ 川上委員

あなた方が提出いただいた資料集の97ページと96ページに資料があるわけですね。飯塚市の監査委員が財政援助団体監査対象にしている団体は12団体ですね。今年は、ここに書いてある財団法人飯塚研究開発機構が4月から5月にかけて行くと、それからもう一つは、飯塚市観光協会10月から11月にかけて行くと、この二つだけですね。残りの10団体はどうするんですか。

○ 監査事務局長

我々が持ってます財政援助団体監査につきましては、今申し上げました研究開発機構と飯塚観光協会を20年度に予定いたしております。それ以外の団体につきましては、21年度以降に実施いたします。

○ 川上委員

それでは、例えば部落解放同盟については、昨年秋に行いましたね、11月に行いましたね、

6 団体、次に部落解放同盟の監査をやるのはいつになりますか。

○ 監査事務局長

ただ今の予定では、まだ21年度の監査計画をたてておりませんが、21年度に実施になるかと思います。

○ 川上委員

毎年2団体やってたら、6年かかるでしょう、一回りするのに、部落解放同盟の監査は、それまで補助金があれば6年後ということになるんじゃないですか。

○ 監査事務局長

援助団体の数によりましてやっております。ご存知かと思いますが、18年度につきましては、合併ということで援助団体を1団体もやっておりますでしたので、19年度につきましてはただ今申し上げました部落解放同盟以下5団体を19年度にやったわけでございます。残った2団体につきましては、20年度にやります。21年度につきましては、今ある団体分をそのままやるのか、団体の数を分けてやるのか、そこは検討していきたいと思っております。

○ 川上委員

あなた方が、12団体毎年やらない理由としては、平成18年の最初の議会で事務局体制が足りないからだと言われたんです。それで私は、市長に頼んで事務局体制を強化してもらった方がいいんじゃないかと、何故かと、清潔で透明な市政づくりの根幹をなすからですよ。だからそういった事を言ったことがあるでしょう。覚えてあると思います。そこで、財政援助団体の監査をするのは何のためですか。

○ 監査事務局長

市の方が援助しました補助金につきまして、目的に沿って適正に執行されているかどうかの財務の監査を行います。

○ 川上委員

そうですね。補助目的に従って、適正に使われているかどうかというのが一つあるでしょう。縦横の数字が合えばそれでいいっていう訳じゃないということを書いてあるんですね。古本議長に対する結果報告にもそう書いてありますよ。ところがあなた方も一つ重大なことを忘れてはいけませんよ。補助金を出すに相応しい団体であるかどうかということもあるんですよ。社会的に遮断されるような、あるいは法を犯すようなことがないかどうかということも当然のことですよ。そのへんはどう思われますか。

○ 監査事務局長

例えば、質問者が言われました、その団体が援助すべき団体なのかどうか、財政援助すべきかどうかということについての判断につきましては、監査委員の職務権限外でございますので、答弁は控えたいと思います。

○ 川上委員

そんな事はないですよ。監査の過程で違法な支出、違法の恐れのある支出を見つけるのも仕事ですよ。そしてそれを市長と市議会議長に報告するのが仕事でしょう。あなたはそこできちんと監査事務局長の責任を果たさないといけないですよ。法に規定されている、あなたの任務は、それで今年財政援助団体の監査は余裕があるじゃないですか。2団体だけでしょう。2団体だけとかしないで、去年5団体やったんだったら、今年5団体やったらどうですか。私は基本的には、12団体やるべきだと思う。飯塚市が今どれだけお金が足りない足りないとあなた方が言って、市民にお金が足りないと言えばどんな無理な相談でも押し付けられる、そういうような態度をあっちこっちでとっているでしょう。そういう時に、監査が多額の補助金を出しているのに、2年に1回とか、そのくらいしか、毎年補助金を出しているじゃないですか、なのに2年に1回とか、監査しないとか、おかしいでしょう。毎年してくださいよ。お願いしま

すよ、どうですか。

○ 監査事務局長

平成20年度の監査計画につきましては、先日掲示いたしております。その中で、研究開発機構と観光協会を財政援助団体監査としておりますけど、今年もそうですけど、今年もサンビレッジ茜、健康の森市民公園の指定管理者監査を始めております。来年度も、6団地の指定管理者監査を入れておりますので、これは18年度分を20年度にやるわけでございますので、21年度以降につきましては、そののとも含めて検討してまいりたいと思っております。

○ 川上委員

検討どころじゃなくて必ずやるというふうに言ってもらいたいですよ。特に、あなた方私の一般質問に対して答弁した、見落としというやつですよ。繰り返しになるとあれですが、飯塚市長選挙齊藤守史氏出陣式25,000円の領収書、それから松本友子出陣式選対事務所73,000円の領収書見落としと言ったでしょう。見落とすはずがないと私が言ったじゃないですか。見落とすはずないでしょう、計算が合わないでしょう。見落とすはずが、絶対ない。それでもあなた方が見落としと言うのであれば、責めは監査委員にあるわけだから、今年監査やり直してくださいよ。2007年度分と2008年度分、2008年補助金が出ればですよ、監査を20年度やり直してください。どうですか。

○ 監査事務局長

答弁は、控えさせていただきたいと思えます。

○ 川上委員

答弁を控える理由は。

○ 監査事務局長

先ほども言いますように、この件につきましては監査が終わりまして、市長、市議会議長、関係団体の長に監査結果を報告いたしております。それが、監査事務局の結果でございますので、これを改めて監査するという事はないかと思えます。

○ 川上委員

あなたがここで答弁を差し控えるという理由はたった一つですよ。ここに監査委員がおられないからですよ。だからあなた、そんなこと答弁せんとか何とか言わないで、監査委員に相談して報告しますというのが答弁でしょうも、どうなんですか。

○ 監査事務局長

先ほどから同じ答弁になるかと思えますけど、答弁は控えさせていただきます。

○ 川上委員

あなたが答弁しないとは越権ですよ。地方自治法200条から多少逸脱してるんじゃないですか。監査委員には、責任があるんです。責任があれば、権限もある。先ほど紹介した職務権限199条第7項、あなたそこで読み上げてください。

○ 監査事務局長

地方自治法第199条職務権限でございますけども、第7項でございます。監査委員は、必要があると認めるとき、また普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納、その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので、政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金または利子の支払いを補償しているもの、当該普通地方公共団体が、受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについてもまた同様とすると、終わりです。

○ 川上委員

これが、私が今問題にしているテーマに関わる、監査委員の責任、それから職務権限です。ですから、あなたはきちんと監査委員に報告しなければならんと思うんですね。それで、これに関わって監査するときの観点、何が一番大事かと、いくつかありますよ。その中の一つで、補助金団体が当該地方公共団体の議員だとか長だとか、あるいはその候補者に寄付行為をしてはならないという、それがあってないかどうかを監査しなければならんでしょう。ましてや、補助金団体であろうがなかろうが、チェックする目から見た時に、公選法違反の恐れがあるという場合とかは、的確にそういう恐れがないか、心配がないかチェックしないとイケないですよ。その観点がなかったら、目の前にそれがあっても気が付かないでしょう。今、市民の目から見れば、監査事務局は気が付いても見逃したんじゃないのかと、見落としたんじゃないかと、いう心配をしているわけですよ。この疑念を晴らすためには、監査委員がきちんと監査やり直すと、その結果を市民に公表する必要がありますよ。監査委員にきちんと今日の指摘について報告して、判断を求めてください、どうですか。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 16:20

再 開 16:32

委員会を再開いたします。

○ 監査事務局長

ただ今の質問委員からのご意見につきましては、監査委員さんにお伝えしたいと思っております。

○ 川上委員

そのように是非報告して、検討した後の結果をこちらに報告するようにしてください。お願いします。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

他に質疑はないようですから、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を終結いたします。次に、人見委員に質疑を許します。

○ 人見委員

元気が出てきたみたいですから、さあこれからです。

80ページ、中国残留邦人支援対策事業費について、そのとおり、その内容と本市における該当者数についてまずご説明をお願いします。

○ 社会・障がい者福祉課長

昭和20年当時、中国東北省旧満州地区には開拓団約155万人の日本人が居住しておりましたが、昭和20年8月9日のソ連軍の対日参戦により避難の途中、ソ連軍の侵攻や飢餓・疾病等により多くの犠牲者を出しております。このような状況の中で肉親と離別し、孤児となって中国人に引き取られたり、生活の手段を得るために中国人の妻になろうとして、やむなく中国に残られた方々を中国残留邦人と呼んでおります。この中国残留邦人に対する現行の支援策といたしましては、帰国援護旅費の支給や、帰国者に対する日本語教育等行っておりましたが、平成19年1月、総理大臣から厚労省大臣に指示がございまして、その後中国残留邦人への支援に関する有識者会議等の開催を経て、新たな支援策として1つ、老齢基礎年金制度による対応、2、老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援、啓発、広報の実施等、こういった支援策を講じるようになっております。なお平成19年10月末現在で日中国交正常化により国費により帰国された永住帰国者の中国残留邦人の数は6354名、これは同伴家族を含めま

したら2万344名となっておりますが、本市では9名といったことになろうかと思えます。

○ 人見委員

本市では9名、具体的にキチッと把握はされてるんですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

資料では9名と上げておりますが、予算では増えるかも分からないということで10名予算計上させていただいております。

○ 人見委員

具体的にこれほど一段と多分支援の手が伸べられたんだろうと思うんですけども、生活の基盤となる生活費というか、年金に当たる部分、このあたりは具体的にどのような内容になっておるのか良かったらもう一度お聞かせ願いたい、その点だけ。

○ 社会・障がい者福祉課長

この中国残留邦人の方に対します支給という、これは給付金という形になりますけども、予算的には1526万1千円を計上しております。この主な内容でございますけれども、今現在老齢基礎年金といった制度がございます。これは平成19年の法律の改正によりまして、こういった中国残留邦人の方々に現在のこの国民年金制度、今申し上げました老齢基礎年金でもって支給をするといった形になります。なおこの9名の中に4名ほど生活保護を今受給されておられますけれども、この生活保護につきましては、ご本人の生活状況もございますけれども、こういった老齢基礎年金で代えていくといった形に今後はなっていくかというふうを考えております。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

ただいま人見委員の方でお聞きになりましたので私の方は取り下げたいと思えます。

○ 委員長

ありがとうございます。

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

80ページ、社会福祉費、負担金補助及び交付金の中に原爆被害者の会補助金29万3千円があります。

これに関連して資料の101ページを見ますと、平成17年度の交付額が32万5千円、平成18年度同じく32万5千円、平成19年度交付額が31万5千円と減額になっておるわけです。そして平成20年度、29万3千円とさらに減額ということになっております。そこでこの減額の理由をお尋ねします。

○ 社会・障がい者福祉課長

実は答弁をする前にお断りを申し上げます。今質問者が申されました平成19年度の交付額が実は平成20年度予算額と同じ29万3千円ということで訂正方々お詫び申し上げます。

なお減額の理由でございますが、現在本市の財政状況を考えた場合、1割という形で19年度29万3千円に減額させていただいておりますし、平成20年度につきましても、29万3千円といった形の予算計上を今現在しております。

○ 川上委員

齊藤市長の行財政改革の下でこれ一方的に削ったんですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

本会につきましては、会長、副会長等々、理事もおられますけども、この会の趣旨等については十分理解しておりますけれども、現在こういった市の財政状況もございまして、お会い

した中で事情等申し上げまして、ご理解はいただいております。

○ 川上委員

行財政改革で市にお金がないとあって原爆被害者の会の方々に3万2千円、1割カットを要求したわけですね。それで涙を飲まれたということですね。

そこで、原爆被害者の会の方々の活動状況をお尋ねします。

○ 社会・障がい者福祉課長

現在被爆者の医療、生活、その他問題解決のための福祉活動および原水爆禁止の運動を今現在いただいております。なお毎週水曜日10時から12時まででございますが、本課の、社会障がい者福祉課の方に事務局をされてありますけれども、中山さんという方がおられますがこの方がおいでになられまして、今こういった被害者の会の活動を具体的にされておる状況でございます。

○ 川上委員

原爆被害者の方々は1つは高齢化が進み、原爆症と高齢化、多面的な病気だとか、生活上のお困りのこともたくさんあると思うんです。そこで相談が複合的というか、1つのことだけではない相談事が多いと思うんですね。それで、原爆被害者の会の方々が相談活動するのはそうでしょうけれども、市としてその相談解決のために一緒に努力するというようなことはどのようなふうになってますでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

例えば今申し上げましたように、毎週水曜日中山さんが来られましたときは、この時間の中でございますが、いろいろ中山さんの方で対応していただいておりますけれども、市に関わるようなそういったことにつきましては、本課の方で全面協力といった形でさせていただいておりますし、この1年間通した事業計画の中でもそうでございますが、市の戦没者の追悼式といった場合もございますけれども、こういったこともございまして、本市としましてはこの会については全面協力といった形で今現在進めております。

○ 委員長

次に人見委員の発言を許します。

○ 人見委員

同じ質問項目ならば、取り下げていたんですけど、80ページの操出金の関係です。国保特別会計への操出金がここにあげられておるんですけど、今回の後期高齢者医療制度の導入によって多分国民健康保険の保険税の中身も若干いじらざるを得ない、そういうふうな関連性があるんだろうと思っておるんですが、その事を前提にして何らか国保の保険税の改定がなされる運びになっております。その改定の主旨と内容について、ご説明が願えればと思っております。

○ 健康増進課長

医療制度改革によりまして、20年度より施行されます後期高齢者医療制度に関わる各保険者からの後期高齢者への支援金、これを創設するために国民健康保険税の賦課方法の改正が必要となり、今回税率の改正を行うものでございます。内容といたしましては、今回の条例改正の中で、国保税の医療分に4方式で課税しております所得割、資産割、均等割、平等割を付加方法に新たに後期高齢者支援分を設けるもので、現在の医療分の合計税率、額につきましては変えずに、医療分と支援分に分割する方法で改正することといたしております。また、付加限度額につきましては、現在医療分56万円が47万円となり、後期高齢者支援分の12万円といったものが新設されることとなる予定となっております。なお、介護分については、税率限度額とも変更はございません。なお、資料の中の100ページに以下税率等を示しておりますので、ご覧いただければと思います。

○ 人見委員

お話に出ておりました、資料100ページのこの表で見ますと、言われるように医療分として限度額47万円、そして今回新設される支援分として限度額が12万円と、昨年までは医療分のみでしたから、最高額限度額56万円でした。新年度からは、合わせると59万円に限度額がなるんですが、その通り59万円に合わせてなるケースも出て来ると、こういうふうなことでしょうか。

○ 健康増進課長

まだ、現在法律的には徴税法を今改正中でございますので、制定されておられませんけれど、既にこの方針は出ておりますので、この限度額で決定するというふうに認識しております。

○ 人見委員

その運びになるだろうということでございます。昨年までが、56万円であったものが、59万円になる階層の人たちも出て来ると。後は後期高齢者の医療制度分で、質問項目出しておりますので、その時にその分については聞きたいと思っております。

○ 委員長

次に川上委員の発言を許します。

○ 川上委員

80ページ社会福祉費の操出金、81ページまでかかりますが、国民健康保険特別会計関連で6本の操出金があります。それぞれについて、操出金の目的を簡潔にお尋ねします。

○ 健康増進課長

保険基盤安定保険税軽減分、金額359,290,000円でございます。これにつきましては、税の軽減額に関わるもので、軽減世帯数また被保険者数により算定するものでございます。次に、保険者支援分、これにつきましては、一人あたりの平均保険税収納額に基づきまして、軽減世帯に属する一般被保険者より算出する支援措置分でございます。なお、軽減分につきましても支援分につきましても、国、県の方からの歳入がでございます。職員給与費につきましては、職員分でございます。助産費分につきましては、出産育児給付に関わるものでございます。3分の2に関わる部分でございます。財政安定化支援分につきましては、医療費増高分とあって、病床過剰、つまり地域に病床が非常に多いとか、年齢構成差によりまして非常に負担が多いと、そういった部分に関します操出基準によしまして算出する支援分でございます。これは交付税措置がなされております。最後に利用要給付費等国庫負担金減額分でございます。これは、地方単独分に関する国保減額分でございます。

○ 川上委員

飯塚市の国民健康保険税は本当に大変高いですね。それで、保険税の軽減分とかはあるんですが、そういうものがあっても、被保険者の状況はどうなっているかということ、資料集の104ページと105ページに、一つの側面ですが、どれだけ苦勞しているかというのが見えるわけですね。国民健康保険税滞納によって、正規の保険証を取り上げられる、分割納入ということになってくると短期保険証が発行されるというようなことなんですよ。それで、下の方見ていただくと分かると思うんですが、例えば平成19年度の国保加入世帯数が27,836でしょう。これに対して満期保険証、正規保険証、一年間通用する保険証を交付されている世帯というのは、25,193しかないんですよ。その他の、ここで何人になりましようかね、短期保険証1,880それから資格証明証交付、資格証明証というのは保険証を取り上げられた方々ですね、763世帯合わせると2,643世帯が正規保険証を持たない。1世帯あたり3人と考えるか、4人と考えるかというのがありますが、仮に4人とすれば1万人くらいが正規保険証を持たないで、日常生活を余儀なくされているわけですね。だから国保加入世帯のうち、そういう方々がそれほどおられるということなんですよ。この要因の多くは、国民健康保険税が払えないくらい高いということなんですよ。その一方で、それでは国保税引き下げれば一番いい

んだけど、なかなか引き下げない。では、せめて国保税の減免規定があるので、減免してもらえないかと考えるでしょう。そうすると、国保減免の適用状況見ますと、例えば医療分104ページですが、医療分の所得の激減というのがありますね。16年度で29件これは合併前です。17年で18件合併前です。18年合併で27件、いかにも少ないですね。これでは、本当に正規の保険証を持たずに医療を受ける権利が脅かされているという事態が解決されない。だからせめて、国民健康保険税を大巾に引き下げるのが一番重要なんだけど、せめて国民健康保険税減免を充実する財源として操出が出来ないのかというふうに考えるわけです。今、国民健康保険税の操出金の状況を聞きましたけど、市の独自操出金は無いでしょう。それで、市の独自操出を行ってでも、この国民健康保険税減免の適用が伸びるように制度を変えてもらいたいんですよ。例えば、所得制限を緩和する。それから、所得の問題で前年所得でかかってくるでしょう。だから、なかなか払えないですね。だから、そのところを改善するとか、いろいろ皆さんの方がプロでやってるわけだから、こうすれば市民が助かるというのは分かっているはず。問題は、お金のことだと思うんですよ。だから、今言ったような所を手を付けて改善して、そして財源としては一般会計から繰り入れをすると、こういうことを検討できませんか、急いで。

○ 健康増進課長

国保事業の担当の所管といたしましては、一般会計の方からの繰入を十分にやっていただければ、非常にありがたいというふうに思っておりますけど、これも財政当局と十分に検討した中での今回の予算編成になっておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

○ 川上委員

これは、市民の命に関わる問題ということで、今年度予算編成の段階ではなかなかそうはいかなかったということのようですけど、継続的に検討してください。このくらいの緩和をすれば、このくらい救済というか減免が適用できる。そのためには、これだけの繰出しが必要だろうというようなことを計算できるでしょう。他所の自治体はやってますよ。だから是非そういう試算もして、具体的に検討してもらいたいと、これは要望して質問を終わります。

○ 委員長

次に川上委員の発言を許します。

○ 川上委員

81ページ高齢者福祉費、報償費の中ほどですが、長寿祝金20,115,000円があります。それで、この長寿祝金20,115,000円という数字は、どういうふうにして予算計上したのかお尋ねします。

○ 社会障がい者福祉課長

長寿祝金の計算につきましては、平成19年度の決算見込等を勘案いたしまして、77歳等の節目の方々の見込みを勘案いたしまして、この20,115,000円を計上させていただいております。

○ 川上委員

この交付の時期、支給の方法はどうなってますか。

○ 社会障がい者福祉課長

一昨年の18年度の場合は、市の職員でもって支給をいたしましたけど、昨年度よりこの節目支給ということで、自治公民館長さんのご協力を得まして、9月の15日の敬老の日前後ニ合わせてそれぞれ自治公民館長さんからの支給をお願いしております。

○ 川上委員

2005年あたりから、高齢者の方は税の改悪で税金が重くなり、年金は減るという状況が続いてますね。4月からは、後期高齢者医療制度ということで、保険税を75歳以上ですが、

天引きしていこうというようなことで、天引きだから払うわけじゃないんですね、気が付いたら年金がもの凄く減っているという状況です。それで、この数年間高齢者に対する犠牲と負担が著しく増えている。聞かれた事があるかもしれませんが、長生きして申し訳ありませんとかね、そういう言葉が高齢者の間から出て来るくらいの状況なんですよ。こういう時に合わせて、あなた方は敬老祝金あるいは長寿祝金を節目支給に切替えていったんですね。それで、2億円くらい財政効果があったというふうに言ってるわけですよ。これ本当に行財政改革ですか、これが、私はこういうのは行財政改革と言わないと思います。ですから、直ぐと言うわけにはいかないかもしれませんが、全体的なシュミレーション作り直す中でせめて元に戻す。合併のときの元に戻す必要があると思うんですよ。それに必要な財源というのは、2億くらいでしょう。是非、検討していただけないですか。

○ 社会障がい者福祉課長

先ほど答弁いたしました自治公民館長ではなくて、自治会長さんでしたので訂正させていただきます。今の件につきまして、何とぞ今の市の状況を見る限り、行財政改革ということで現在進んでおりますので、どうぞご理解よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

理解出来ないから聞いてるんです。これは、総括質疑の際に、今の答弁も踏まえて質問を続けたいと思います。

○ 委員長

次に人見委員の発言を許します。

○ 人見委員

82ページ高齢者保険福祉計画及び介護保険の事業計画策定の主旨と内容についてでございます。本年度取組まれるそうした策定計画等について、その主な主旨と内容についてお聞かせください。

○ 介護保険課長

高齢者保険福祉計画及び介護保険事業計画の主旨でございますが、老人福祉法に規定されます市町村老人福祉計画、及び介護保険法に規定されます介護保険事業計画を一体のものとして3年毎に策定するものでございまして、介護保険制度に適切に対応し、今後の超高齢化社会におきまして、全ての高齢者の人権と尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、高齢者の保険福祉の総合的な推進を図るために策定するものでございます。その内容といたしましては、本市における高齢者保健福祉の施策の方向性、種類、量など、それと介護保険の事業料及び給付の見込み、そして介護保険料などを定めるものでございまして、平成20年度中に策定するものでございます。

○ 人見委員

最近これは国の方の話ですが、極めて介護の現場で働く方々の報酬のあり方について、低過ぎるのではないかと、これは何とかすべきではないかという話が出て参っております。そうした折にも当っておりますが、最後に言われた保険料の算定の、要するに本年にも当っておるわけですね。そうした保険料の改定のあるべき姿について、今何かお答え出来るようなものがあれば、答えていただきたいし、その上で要望申し上げたいと思います。

○ 介護保険課長

介護保険の保険料につきましては、40歳以上の方が支払われるわけでございますけど、介護給付の50%を保険料で賄います。現在、50%のうち19%を65歳以上の方、31%を40歳から64歳までの方、2号被保険者と申しますけど、賄っております。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、地域の介護サービスに要する費用などによりまして決まっておりますので、介護保険事業計画によりまして、高齢者の人口、要介護認定者、介護サービス

の利用などの実績や動向、それと実態調査を行いますので、実態調査の結果とかあるいは国の制度改正の方向性、指針、介護報酬単価のどういう設定をされるかということになりまして、3年間に必要な介護サービスの量が見込めますので、現時点ではどれぐらい上がる下がるということは、ちょっと申せません。40歳から64歳までの方の2号被保険者の介護保険料は、医療保険と一体的に収めるものでございますけど、毎年度国が見込みます保険給付費を基に算定された額になりますので、これは毎年変わってくると思いますが、65歳以上の分につきましては、21年度から3年間の保険料を今度の介護保険事業計画の中で検討していくということになります。

○ 人見委員

来年度からむこう3ヵ年の保険料にもなっていくわけですので、いつごろでしたでしょうかね、次の保険料の改定は、出来るだけ上げずに済む状況になっていってるのかどうかというような話をした折に、このままいけばひょっとしたら上げずに済むかもしれない、そうした期待もとかいうような話を昨年のどのあたりやったか聞いてたような気がするんです。そんな話は近年まれに見るいい話だねと思ってたんですが、年明けて働く人達の報酬の上げを是非ともする必要あるとかいうような話が出てきたとたんに、雲行きが怪しくなっているような気がしてるわけですが、そんな経過をたどってきたような事実ないですか。

○ 介護保険課長

第1号被保険者の保険料設定、先ほども申しましたけども、高齢化の進行によりまして、サービスの量というのは必然的に増えてまいりますので、相対的に介護保険料の影響いたします。その中で、介護報酬単価というのは、2回にわたって切り下げをされております。ただ今質問者言われますように、介護従事者の処遇の問題を含めて、介護報酬単価の動向というのが何とも言えない状況になっております。国の指針とか方向も出ておりませんので、介護保険料がどうなるということが今の時点では分かりませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 人見委員

合併直前にもこうした計画をたてたわけですよ。新市の高齢者の保健福祉計画を、その上で新市の保険料も定めたわけですよ。更に今後この計画がむこう3年、5年の計画になって、その中でサービスの量というか、そうしたものも自ずと枠が定まってくる。従って、そこから出て来るサービスの枠によって保険料は、1号被保険者の保険料はおおよそ決まってくると、そういうふうな見込みの中であれば、さほどそうした次の1号被保険者についての保険料の値上げというのは、ひょっとしたら抑えられる。そうした見込み等が、あったかに私は聞いた記憶があるような気がするんですが、私の夢だったんですかね。そしたら、必ず上がりますか、今の課長の話であれば、サービス量は必ず増えておりますというような話ですから、いかがですか。

○ 介護保険課長

サービス量は、高齢化に伴いまして増えてまいりますので、介護給付に要する費用は増えてくるということでございます。ただ、今現在ですけども、介護給付の見込みが計画を5%ほど下回っておりますので、介護保険事業計画における剰余金と申しますか、保険料の積立金というのが生じております。この積立金は、次期保険料の計算をする時の引き下げの要因になりますが、その基を計算する介護サービス量と申しますか、給付額が介護報酬の改定と施設のサービス増に伴いまして、基数字がどうなるか分かりませんので、現時点ではちょっとお答えしにくいということを申しておきます。

○ 人見委員

しっかりそうした国の方向性などを見定めながら、なおかつ本市の計画のありよう中身、サービスのですね、そうしたことにも工夫が加えられるような、そうしたものがあれば抑制され

るわけですし、是非ともあきらめずに朗報を高齢者の方々に頂けるようなそんな計画策定に心がけて頂きたいと要望しておきたいと思います。

○ 委員長

次に川上委員の発言を許します。

○ 川上委員

82ページ、社会福祉費、下の方に食の自立支援事業委託料1080万円があります。事業の目的について簡潔にご説明をお願いします。

○ 高齢者支援課長

食の自立支援事業につきましては、一人暮らしなどで栄養改善が必要な方や、食事の確保が困難な方を対象として実施いたしております。

○ 川上委員

基本的には食という面と見守りという面と2つの側面ですか。

○ 高齢者支援課長

失礼いたしました。配達の折の見守りと、こういったことも主目的として実施いたしております。

○ 川上委員

この2つの目的、観点で委託をしておるといことなんですけれども、107ページの資料を見ますと、予算が分かるわけですね。予算見ますと合併年次の18年が7231万7千円と。これ決算ベースですね。そして昨年度予算が8288万3千円、平成20年度は約288万削減して8千万円となっておりますね。それで中を見ますと高齢者分というのはそう多くは減にはなっていないようなんですけれども、障がい者分と書いてあるところが大幅減と書いていいと思うんですね。これは何か制度か何かの変更によるものですか。

○ 高齢者支援課長

大変申し訳ございません。表に単位を書いておりません。これは金額ではなくて食でございます。申し訳ございませんでした。

○ 川上委員

そうですね。もともと予算書に載っている金額がこの程度なんですから、気がつかないといけません。すみません。これは食数ということですね。いずれにしても食数そのものが大幅に減ということなんです、これは委託料が減になっておるのでしょうか。

○ 社会・障がい者福祉課長

19年より20年にかけて少なくなっておりますけれども、この理由につきましては65歳になられまして高齢者サービスの方に変わられた方や、入院とか死亡された方と、あるいはヘルパーの派遣によりますサービスの変更といったことで利用人員の減と、配食数がそういった具合に減っております。

○ 川上委員

そうすると、利用人員はどのくらい減ってますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

高齢者のサービスの変更につきましては4名、ヘルパー派遣への切り替えが2名、入院2名、死亡1名となっております。合計9名でございます。

○ 川上委員

それから委託先が6事業所になっております。現在委託先選定はどのようにされてますか。

○ 高齢者支援課長

配食サービスにつきましては、合併前、旧1市4町全て実施いたしております、そのまま踏襲しているところがほとんどでございます。

○ 川上委員

入札をしてるのか随契なのかということなんですけど。

○ 高齢者支援課長

見守りという観点がございます、ほとんどが在宅介護支援センターを受けていただいているところをお願いしている状況でございます。旧1市4町、だいたいそういう観点から委託をいたしておりましたものですから、随意契約となっております。

○ 川上委員

分かりました。見守りという観点で言うと事業者が異常発生に気がついたとしますでしょ。そういう場合は市にはどういうふう連絡なり報告なりがあるようになっていきますか。

○ 高齢者支援課長

事業所イコール在宅介護支援センターの法人がほとんどでございますけれども、まずは在宅介護支援センターに報告が行って、それから市に報告が来るというような形になります。

○ 川上委員

それは当然でしょうけど、間髪入れずということで報告があるんですか。それとも1週間こういうことでしたという形で報告があるんですか。

○ 高齢者支援課長

だいたい緊急を要する場合には、すぐに連絡が入ります。

○ 川上委員

それから台風だとか大雨、同じかもしれませんけど、災害などによって配食ができない場合が生じた場合は市との関係はどういうことになってますか。事業者がのっぴきならないことで配食できないという場合が生じた場合は市への報告とか相談とかいう契約になってるかどうかを今お尋ねしたんです。

○ 高齢者支援課長

災害の場合、ある程度予測が可能なことが多ございますので、相談はありますけど、今まで配食を休んだということはなかったかと思えます。台風にしても時間帯にもよりますので、どうかして配っていただいている、ほとんど配っていただいていると思えます。

○ 川上委員

そういう場合は非常に大変で危険も伴うことがあるかもしれませんが、逆に考えればそういうときこそ見守りをしないといけないというふうに思われますので、そういう場合は事業者の方も気をつけながらということなんですしょうけど。それから個人負担はどの程度になってますか。

○ 高齢者支援課長

利用者負担額につきましては、去年の10月から400円、350円から400円、50円値上げさせていただいております。

○ 川上委員

中途半端な時期に負担が増えたんですが、これはどうしてですか。

○ 高齢者支援課長

当初19年度から予定をいたしておりましたけれども、やはり周知いろいろと利用者の方にお話しすること、また委員会の報告、そういったことがございましたものですから、10月になっております。

○ 川上委員

1食あたり50円の負担増ということなんですけど、月にするとどの程度の全体負担になるんでしょうか。

○ 高齢者支援課長

全体的に配食サービスにつきましては、体の状況、その方の状況によりまして一般会計、また地域支援事業であります介護保険事業の中で予算を振り分けております。全体的に400万円ほどの増額になりますので、月額33万円ほどの増額になってまいります。

○ 川上委員

月額33万円で12をかけて年間400万円くらいということなんですね。これは齊藤市長の行革実施計画によるものですか。

○ 高齢者支援課長

行革の一環でさせていただきました。

○ 委員長

次に人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

先ほど触れておりましたけど、後期高齢者医療制度の新設が本年4月から見込まれておるわけですけども、この新設に至る経過とその理由について、そして一般質問等でも出てきたかと思えますけど、その新制度の内容それから保険料のあり方仕組みなどもう一度復習を兼ねてご説明願いたいと思います。

○ 健康増進課長

国民健康を堅持するために、医療制度を将来にわたり持続可能なものにするため、その構造改革が急務であるという主旨から平成17年の12月に医療制度改革大綱が示されております。その中で、老人医療費を中心とした国民医療費は、年々増加しておりまして、今後も適切な医療を提供するためには、現在の医療制度の見直しが必要になってきておるといふふうに示されております。中でも、現在の老人保健制度は現役世代の負担と高齢者世代の負担が不公平であったり、医療を提供しているのは市町村であるのに、実際に費用負担を払っているのは各保険の保険者といった非常に財政運営上の責任が不明確であるといった問題があるということが指摘されております。このため、新しい後期高齢者医療制度の創設をして、それぞれの世代の負担などを明確にし、公平で分かりやすいものとするためこの制度が創設されることになったものでございます。内容といたしましては、運営主体は県内の全市町村が加入する広域連合、75歳以上の方及び一定障がいのある65歳以上の方が対象者となります。保険証につきましては、被保険者全員に1枚ずつ交付をいたします。医療機関での負担割は、1割現役並所得は3割と変わりません。保険料は、福岡県内で統一された金額を原則天引きにより対象者一人一人が納めるということになっております。保険料でございます、保険料の決定につきましては、医療費の総額から被保険者が病院などで支払います一部負担金を除いた費用のうち約5割を公費で、残り4割を後期高齢者支援金で負担をいたしまして、残りの約1割を後期高齢者の被扶養者の保険料で負担をいたします。この1割の保険料は、被保険者一人一人が等しく負担をいたします被保険者均等割額、並びに被保険者の所得に応じて決まる所得割額の合計額が保険料となるわけでございます。福岡県では、被保険者均等割額を50,935円、所得割額を9.24%というふうに決定されております。

○ 人見委員

聞いただけでも、また天引きか、先ほどの話ではありませんけど、そんな思いをさせるくらいならば、消費税をしっかりと論議をして、それで賄ってそうした不安や不満が解消されるのであれば、そっちの方がいいだろうと個人的には思ったりもするわけでございます。しかしながら、そうはいかない現状もあって今回このような形になるんだろうと思うんです。それで、なかなかこの分の周知がいろんな所に行ってもなかなか出来ていない。まして、上がるだろう、天引きされていくだろう、今までとの比較なんかどっか飛んでいって、今まで国保でどうだったかというような話があったりだとか、確かに今までの被扶養者の場合が全面的にこの

保険に持っていかれるので、そのあたりについては不安が当然だろうと思うんですけども、そしてその分については国の方で手当もしているところもあったりもする訳なんですね。一つはそういった周知の方法にまだ手立てが有るのか無いのかという気がしておりますが、先ずその点は、何か打つ手立てというのは広報の面であります。

○ 健康増進課長

過去にも広報市報等で広報いたしております。また、地域におきましての懇談会なり各種団体からのご要望によります説明会なり、行ってきております。最近では、3月の市報に再度掲載いたしております。また、国レベルでは3月の20日過ぎ頃に全国レベルでのテレビ新聞雑誌等のマスコミの方に一括して広報をやっている、最終的には保険料を3月中に送付いたします。その中に、小冊子をお一人お一人に送付いたしまして、周知したいというふうな手立てをとっておるところでございます。

○ 人見委員

多分第1回目が、4月15日が年金の振込み支給給付日にあたるんだらうと思います。この時点で、通帳を見れば、あれっとなるんだらうと思います。多分そういうふうな事が、昨年も諸々聞かれたらうと思います。是非とも、広報の有り方には注視をしていただきたいと思います。必ずお前も加担しただらうと言われるような言われ方をするんです。それは、仕方ない部分もあるんですけど、同僚の議員から言われるとこんちくしょうと思いますけど、お互いどっかで似たような立場だと思っで、そうした折にあらあら私の保険料はどれくらいになって、今までと間違いなく上がるんだらうか、どれほど上がるんだらうか、そのあたりの比較なり基準なり、そうした指標、例示があれば、それにこしたことはないんですけども、そのあたりを多くを掲載するような方法というのはないですかね。7割5割2割の軽減がありますよね。それは、当然あるんだらうと思うんですが、それ以外に更にパターンを増やすような手立てというのはないですか。それで、7割5割、なんかこう例をいくつか挙げてもらって、このあたりであれば昨年より保険料は下がるんですと、このあたりになると保険料は申し訳ないけど上がりますと、このあたり何か示して頂けるような数字ないですか。

○ 健康増進課長

各被保険者からの問い合わせ等については、今は広域連合で問い合わせセンターというかたちで、具体的に新設丁寧にご説明しているといったようなことは聞いております。質問者後指摘の部分で、例えばの部分で試算した部分がございますので、国保の19年度の保険税との比較ということで、例えば夫婦所帯で年金収入合計で2,800,000円、例えば夫が2,010,000円妻が790,000円そして試算を持っていて、資産税が120,000円ほどかかっているケースの夫婦所帯、これで国保税で飯塚市であれば129,300円という金額になります。これが後期高齢になりますと、125,840円で3,460円の減ということになります。勿論、上がる部分もございます。一番大きな部分は、国保には資産割がございますけど、後期には資産割がございませんので、それも大きな一因になるかとは思っています。なかなか、ケースに応じて難しゅうございますので、1点だけ。

○ 人見委員

なかなか掴みにくいんだらうと思うんですけども、最終的には、どれほどの該当者がおられて、上がる方々はそれぞれの上げ幅はあるにしろ、どれほどの人数に上りますとか、逆に下がる方々は、どれほどの人数になりますとか、そうした概数なりとも分かりません。

○ 健康増進課長

申し訳ございません。その人数というのは、算定いたしておりません。

○ 人見委員

難しいことは承知で聞きました。出来る限り、そうした問い合わせ等にも、懸命に努めてい

ただきたいと、このように思います。併せて、後でいいですので、そうした例示の分があったら是非ともください。何とか、対応を出来るものならと思いますので。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 17:31

再 開 17:37

委員会を再開いたします。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

83ページに社会福祉費があって、その中で高齢者住宅改造助成金 1,850,000 円があります。資料集では、107ページに資料があります。助成件数は、ここに15, 23, 19というふうに資料に示されております。そこで、相談件数がどのくらいあったかお尋ねします。

○ 高齢者支援課長

高齢者住宅改造事業につきましては、それぞれのケアマネージャー、また在宅介護支援センターで相談を受けることが多ございます。それで、実際に私どもが何軒くらい相談があったかということは把握しておりませんので、ご了承よろしくお願いたします。

○ 川上委員

それでは、申請に対する措置数はどれくらいですか。措置数は分かるんだけど、申請数はどうですか。

○ 高齢者支援課長

ある程度、対象者が虚弱高齢者、また介護の認定者でございますので、また非課税ということで対象となっておりますので、上がってきて断ったケースというのはございません。

○ 川上委員

私は、相談件数が把握出来てないというのが、心配なんです。もう少し要望はあるんじゃないかというふうに思うんですね、自分のいろんなところで活動している実感から申しますとですね。20年度は、19の予算しか組んでいないということについて、心配をしましたので、あえて質問をしました。

○ 委員長

続けて、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

同じく83ページ民生費高齢者福祉費、老人クラブ助成補助金について質問します。老人クラブ補助金については、減額になっていると思います、110ページの資料で、この資料はどう見たらいいんでしょうか。予算はどうなってるんですか。

○ 高齢者支援課長

先ず老人クラブ連合会の補助について掲載いたしております。その次のもので、単位老人クラブの補助金について掲載いたしております。表のつくり方として、予算と比較しますと、ちょっと分かりにくい表で大変申し訳ございませんが、これに掲載しております9,913,000円の補助金につきましては、老人クラブ連合会補助金調べのクラブ割、人員割、定額、これの小計の1,512,592円と、次の単位老人クラブ会員数補助金調べ、これの一番下の合計の8,400,000円、これを合計した額が一般会計としての老人クラブへの補助金でございます。

○ 川上委員

この老人クラブの補助金は、主に何に使われてるようですか。

○ 高齢者支援課長

老人クラブにつきましては、会員相互の親睦、社会奉仕活動、スポーツ、趣味、教養活動、こういったことを目的として作られております。その活動費として、研修会、グランドゴルフ

フとかそういったいろいろな活動費について、それぞれの老人クラブで活用されておられます。

○ 川上委員

老人クラブの活性化のために、この資料の方を見ましたけど、活性化のためにどういうところに力を入れて手立てをとろうとしているのか、少し説明していただけますか。

○ 高齢者支援課長

近年、老人クラブにおきましては、健康づくり、介護予防、こういったことについて力を入れておられます。それで市としても、介護予防を推進するという立場から、これらの事業について支援をするし、人的にも支援をしているところでございます。この表の健康づくり事業を見て頂きたいのですが、18年度決算額 265,581 円、19年度の決算見込額 897,000 円、20年度 1,198,800 円、それぞれの活動が活発になってきておりまして、補助金額についても増加しておるところでございます。特に20年度では、高齢者自身の体力を知ること、自己の健康づくりに役立てるために体力測定を全市内で58回延べ1,700人を対象として実施するように計画されております。このため老人クラブ会員、なるべくお金をかけないということで、独自で老人クラブ会員自身が体力測定員、これ63人要請されまして、あと保健センターの保健士さん、あと施設などの看護師さん、そういうところの協力を願いながら、この事業を実施する予定でございます。市としましても、先ほども申しましたように、健康づくりというのは大切なことだと思っておりますので、そのための補助金も増やしているところでございます。

○ 川上委員

単位老人クラブに 8,400,000 円合わせて補助金が出てますね。これは、ちょっとお金のことになりますけど、この補助金このように使いましたというのは、完了報告書のようなものが市に出されるんですか。

○ 高齢者支援課長

実績報告は、いただいております。

○ 川上委員

念のために聞きますけど、その場合は収支報告と併せて領収書も出るんですか。

○ 高齢者支援課長

収支報告だけだったと思います。

○ 委員長

続けて、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

次に83ページの高齢者福祉費シルバー人材センター補助金に関連して、いくつかシルバーセンター関係の補助金負担金がありますけども、補助金が4本あります。それぞれの概要、そして補助目的、補助額の根拠をお尋ねいたします。

○ 社会障がい者福祉課長

シルバー人材センターの補助金、予算的には 19,670,000 円でございますが、これは高齢者等の雇用の安定等に関する法律を根拠にいたしております。これは、合併によりまして激変緩和措置ということで、今後平成23年度までにセンターあたりの特別財政支援をいたすわけですが、20年度の予算は 19,670,000 円ということで計上させていただいております。次に、高齢者活用生活援助サービス 2,000,000 円でございます。この内容につきましては、シルバー人材センターの会員を活用いたしまして、地域の高齢者、障がい者世帯を中心に家事援助等そういったものを推進するようにしております。それから、就業機会創出委員設置補助金 900,000 円でございます。この内容でございますが、会員の就業機会を拡大するために、創出委員といった方をシルバーの方で配置いたしまして、市内の業者等あたりに仕事を出してもらおうと、そ

ういった事業をしております。最後の高齢者活の子育て支援事業でございます。1,500,000 円でございますが、これはシルバー人材センターの会員を活用いたしまして、少子化対策等の支援と、または乳幼児の世話等と、そういった事業をするようにしております。

○ 川上委員

資料集の111ページにシルバー人材センターの状況調べという資料が提出されております。これは、18年度決算と19年度予算が出ておるんですけども、事業活動収入の方で19年度予算が56,300,000円出てますね。連合交付金市補助金と書いてあります。これは、20年が書いてないんですが、これに照応する数字は予算書ではどこにありますか。

○ 社会障がい者福祉課長

資料として出してありますこのものは、シルバー全体の予算でございます。本市の現在の助成金につきましては、この資料の3の補助金収入、この上から3行目、これの備考欄に市補助金といった掲示をしておりますが、ここに該当するようになっております。

○ 川上委員

昨年度の話になりますけど、56,300,000円の中に、市補助金も入っておるといわけですか。

○ 社会障がい者福祉課長

その通りでございます。

○ 川上委員

そうすると今回の予算案との関係でいうと、20年度は勿論ありませんけど、4つの補助金が全部ここに入っていくんですか。

○ 社会障がい者福祉課長

その通りでございます。

○ 川上委員

この間系の最後ですが、それで補助金総額は19年と20年で、増減はどうなりますか。

○ 社会障がい者福祉課長

事業費本体そのものが今申しあげましたように、毎年減額になっておりますので、昨年より約4,000,000円ほど減額になっております。

○ 川上委員

その補助金のマイナス4,000,000円というのは、市の行財政改革等の関わりはないんですか。

○ 社会障がい者福祉課長

先ほど申しあげましたように、合併に伴いますところの激変緩和措置といったことで、これは国の補助と同額でしておりますので、市の行財政改革とは関係ございません。

○ 委員長

次に、人見委員に質疑を許します。

○ 人見委員

108ページになりますが、老人ホーム愛生苑の運営費の内訳、終始明細票の18年度決算分と19年度の当初予算分を出していただきました。20年度よりは、民営化されていくわけでありまして。決算と予算の数字からすると、何がしかの比較が出来るのかどうかというのが、私の目ではよく分からない。ただ、これが民営化になれば、平成19年度の当初予算で結構ですが、どの分が必要、不必要な科目、金額になるのか、どの分が民営化されても収入として入ってくるのか、この資料に基づいてそのあたりの説明をお願いいたします。

○ 高齢者支援課長

19年度当初予算につきましては、先ず収入でございます。老人福祉施設措置費負担金というのがございます。90,325,000円、愛生苑分ということで、これは市外からの措置費の収入でございます。だいたい53人分くらいになります。その下の、一般会計繰入金愛生苑措置費分

90,155,000 円、これは52人分ほどになりますが、これは飯塚市が愛生苑に措置した方々の措置費でございます。合わせて180,000,000 円、これは19年度編成当時、志ら川荘と合併するということ想定しておりましたものですから、当時合わせて110人ほどおられまして、105人分ほど予算を組んでおったところでございます。その下の一般会計繰入金 98,372,000 円、これは愛生苑の運営に対する赤字の一般会計からの補填分でございます。その下は、金額的に小そうございます。歳出につきましては、給与、職員手当、共済費、こういう項目は人件費でございます、これは次の4月1日から運営されるはくほう会でそれぞれ給与等決められると思いますので、後の需用費、役務費、委託料、これにつきましては、大きく減額されることはないのではないかと考えております。

○ 人見委員

そうすると、間違いなく歳入の一般会計繰入金愛生苑財政支援分赤字補填分と今説明をされました 98,370,000 円、この分は少なくとも措置費ではないわけですから、民間事業所に対しての収入とはならない。こう理解していいですか。

○ 高齢者支援課長

その通りでございます。

○ 人見委員

この 98,000,000 円の赤字分というのと、歳出の2, 3, 4 給与、職員手当、共済費、このあたりで100,000,000 円ですね。だいたい見合うくらいなんですね。こういう見方で、おおよそいいんですかね。この分が、補填されてたということになるんですかね。

○ 高齢者支援課長

単純に人件費が全部無くなるということではございません。むこうでも必要になってまいります。また、財政支援分ということで、98,000,000 円ございますが、この中には今年クーラーを付けましたものですから、その金額 36,000,000 円ほども、この中に入っております。

○ 人見委員

クーラー代もいらぬわけですよ。支援する必要はないわけですよ。要は、この赤字補填分は全く無くなるわけですよ。そして措置費は当然預かるわけですから、措置費として収入は民間会社の方に入っていく。そして右の方の2, 3, 4の人権費に関わるところの分は、まるっと無くなるわけじゃないわけですよ。当然、職員は雇入れなければいけないわけですね。となると、財政支援分が 98,000,000 円とこの 100,000,000 円が見合うのかなと、私的の外れな話をしました。ところが、歳入の分の 98,000,000 円は、これは基本的にはないんですということになってくると、この右側の歳出の方の2, 3, 4はここまでかからずとも、かかってくるわけですよ。そうすると収入と歳入と歳出のバランスは非常に悪いのではないかと、このように思うわけです。そして、課長は先ほど7番以降他の歳出項目はさほど変わらないのではないかとと言われるわけですよ。私がこれだけ見ると、こういうふうなことになってしまうのではないか、これでどうも採算が合うとは思えないのですが、そのあたりのカラクリじゃないけども、採算がこれで合うんだと、先ほど隣から指摘を受けたんですが、外野からの話はオミットにして、私は先ほど言った採算上厳しいのではないかとと思うんですが、その答えはいかがでしょうか。

○ 高齢者支援課長

採算がとれるかというご質問でございますが、大変粗い試算になって参りますけど、簡単にご説明させていただきます。平成19年度は、クーラー取り付けたり何たりで、いろいろと波がございますので、平成18年度の決算で説明させていただいてよろしいですか。先ず歳出でございます、222,000,000 円おおよそでございます。このうち19人分の人件費は、132,000,000 円ほどになります。その他の経費 90,805,000 円になりますけど、先ずこの二つに分けられま

す。人件費の内訳でございますが、正規職員13人、これの平均単価求めますと、申し上げにくいんですが8,700,000円ほどになります。嘱託職員4人、これは一人あたり平均3,140,000円、臨時職員一人あたり2,800,000円ほどになります。それで、この決算額につきましては、一月76人入っていたとことの決算となっております。平均しますと76人になりますので、現在は90人分に置きなおします。歳入も増加しますが、歳出も増加いたします。14人増加した分の金額を、おおよそでございますが、6,700,000円ほどになります。それで、合計いたしますと歳出は97,000,000円ほどになります。また新しい法人での人件費の計算になってまいります。いくらになっているのか実際に聞いた事はありません。ただ、去年か一昨年か、いろんな特養を回った折に、いろいろお尋ねしたときには、大体正規職員で一人あたり平均3,000,000円くらいの平均賃金でございました。それで、一人あたり3,500,000円、臨時職員を2,500,000円、これで試算いたしております。また人数でございますが、現在前年度の入所者に応じて職員数を変えられるようになっております。平均しますと、今年度が80数人でございますので、それで計算いたしますと嘱託員も含めて14人になります。ただ実際に14人で回せるかと言いますと、回せませんので、はくほう会にお伺いしますと医者も含めて17人ということでございますので、正規職員を9名臨時職員7名で計算しますと、人件費は49,000,000円になります。先ほどの、97,000,000円とたすと歳出は146,000,000円ほどになってまいります。歳入はどうなるかと言いますと、愛生苑は一人あたり1,697,000円ほど措置費として頂いております。それで90人おられますので、90人で計算いたしますと152,000,000円ほどになります。その差額としまして6,000,000円ほどのプラスが出る事になります。またその他委託料につきまして、いろいろグループがございますので、共同で委託を発注するとか、そういったことを考えればいろんな委託料なども割安になって経費がそこらへんでも出て来るんじゃないかなろうかと考えております。大変粗い計算ではございますが。

○ 人見委員

何で私がこんな質問をしたかと言いますと、人件費はこのような形で確かに大きく違ったりするということはあっても、まさかその他の食事だとかその他の面が今までと極端にサービスが低下したとか、手が抜かれているとかいうようなことがあつては、まことに申し訳ないというような事態になってしまうのではないかと、このような気がしたわけです。そのような事態にならないようになっていかなという心配をしたわけです。そのあたりは心配ないということですので、先ほども説明があったように何とか計算上は6,000,000円くらいの歳入の方が大きいというような算定もあり、更には諸々委託も今後考えておられるというようなことで、そういう意味での経営の不安定化は起きないようにということの理解でしておきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○ 高齢者支援課長

委託等につきましては、私がそういうふうなかたちにすれば、いくらかでも安くなるんじゃないかと思ったものでございます。この数字にしましても、私の知識の範囲で申しましたものです。ただ、全体的に福岡県で42箇所、養護老人ホームがありまして、そのうち半数以上の24箇所が民営でございます。経営的に成り立たないということはないんじゃないかなろうかと感覚的にも感じているところでございます。また、処遇の低下にならないようにははくほう会とも協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

次に、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

84ページの社会福祉費繰出金の中に、下の方ですが後期高齢者医療特別会計繰出金が3本あります。そこで、この三つの繰出金の目的、それから金額の根拠などについてお尋ねいたし

ます。

○ 健康増進課長

先ず市事務費分でございます。これは、後期高齢者特別会計の方の件費一応4人分として計上いたしております。次に、広域連合事務費分でございます、これは資料の112ページについておりますけど、後期高齢者の方の本市から出します事務費の負担分といたしまして、人口割それから高齢者人口割と均等割、それぞれ50%、48%、2%といった平成19年9月の人口がベースになっております。最後の保険基盤安定分につきましては、保険料の軽減分でございます。これにつきましては、県から4分の3の補填がございます。

○ 川上委員

資料は112ページということで、上の表が平成20年度保険料分と書いてあります。賦課被保険者が、15,951人となっております。内訳として、特別徴収者13,462人、この方々が年金から天引きをされる方々ですね。月15,000円以上の年金があれば天引きということです。その月15,000円に満たない方々の場合が、普通徴収ということで自ら納入しなければならないということで、2,489人の方々がおられるわけですね。政府が凍結だとか、一部の方々15%の方々について凍結期間を設けるわけですけど、いずれ凍結もとけるわけですね。それで、本市の場合は福岡県後期高齢者医療広域組合には、齊藤市長と古本議長が代表で出ておられます。そこでちょっと考えておられたかどうかをお尋ねしたいんですが、今度の後期高齢者医療制度というのは、負担とサービスの両面で高齢者にかかなり大きい負担、サービスの抑制が働くということは、だいたいどこでも言われていることですよね。そういう中で、自治体が独自で財政出動して、この見捨てられようとしている高齢者を少しでも助けるという動きが出来ないのかということなんですよ。それで、市としてそういう観点から財政出動しようとしてはどうかと、結局はしてないんですが、そういうことを検討されたかどうかお尋ねします。

○ 健康増進課長

私どもは、この制度創設に関わりまして、担当所管課としまして、一定の経過なり聞いた中で、独自での財政出動といったようなものについては記憶はございません。

○ 川上委員

記憶がございませんというのは、考えたことがないという意味ですか。

○ 健康増進課長

広域連合の中の会議等において、そういった話は無かったということでございます。

○ 川上委員

広域連合のことではなくって、飯塚市としてどうかということを考えてことがあるかと聞いたんです。

○ 健康増進課長

考えたことは、ありません。

○ 川上委員

それは、この後期高齢者医療制度のひどさをよく理解していないか、それともだいたい大変なことになるなと思っておるけども、お金がないからなのか、どちらだと思われますか。

○ 健康増進課長

行財政改革を行って、非常に財政的にも逼迫しておりますので、余裕は非常に厳しいかと思っております。

○ 川上委員

今、思ってるんですかね。それで、全国的には先週の始めくらいまでに、各自治体議会で500を超える意見書があがってるんですね、凍結だとか見直してもらいたいだとか、岐阜県の

大垣市では、自民党市議団が凍結見直しを、意見書を提案して共産党も賛成して、公明党を除いて賛成多数で意見書を可決してるんですね。その後、北九州市議会でも自民党が見直しの意見書案を出しました。共産党は賛成して可決しましたね。そういう状況が、今広がっているわけです。それで、私はここに数字が表れてますけど、市民の痛みを想定することは十分可能じゃないですか。それから言えば、今からでも保険料の問題でも負担軽減図るために、財政出動を検討するべきではないかというふうに思うんです。そのへん市長、お考えはいかがでしょうか。

○ 健康増進課長

ご意見、ご要望として承りたいと思います。

○ 川上委員

では検討して、予算特別委員会の総括質疑の時までに、返事をください。

○ 委員長

引続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

次に、84ページ社会福祉費やはり操出金の中ほどに、介護保険特別会計関連の操出金があります。同じような質問で申し訳無いんですが、操出金のそれぞれについて介護保険料減免を拡充するために操出金を出しているというところがありますか。

○ 介護保険課長

84ページに6つほど介護保険特別会計の操出金がございますが、質問委員がおっしゃってある部分につきましては、介護給付費分に相当する部分が1,209,742,000円ございますが、ここに一般会計から出動すれば減免の拡充ということになります。現実的には給付費に沿って法定負担の12.5%分しか支出しておりませんので、一般会計からの超過操出はございません。

○ 川上委員

今、だいたい介護保険料の基準額は、4,975円ですか。これに、後期高齢者の保険料が入ると、天引額がだいたい10,000円くらいになりますよ。合わせるとですね。大変な額です。最低一番厳しい場合を言えば、15,000円以上の方々から天引ですからね、10,000円天引ということは、少ないだろうと思いますけど、そういうひどいやつなんですね。その中で、ありとあらゆる制度を活かして高齢者を助けないといけないという、こういう立場に立つのが重要だと思うんです。それから言うと、介護保険料の減免が進められないかというふうに思うんです。そこで、113ページに介護保険料減免の適用状況4カ年が出されていますけれども、今の高齢者の置かれている状態からすれば、適用が非常に少ないと言わざるを得ないですね。合併の時期に、預金について条件緩和を市としてはかなり思い切ってされたのかもしれませんが、なかなか減免適用が伸びない。収入が多いですね、所得制限が。それと保険料減免した分は、特別会計内の財政出動になりますから、思い切った減免の条件緩和、適用増というのがしにくいわけですね。だから、少し研究してもらって、どの程度の緩和あるいは拡充をすれば、どの程度一般財源からの操出が必要になってくるのかとか、そういうことを少し資産してみられませんか。ちょっとお考えを伺います。

○ 介護保険課長

介護保険料の減免につきましては、これは当初介護保険料の減免をするときに、厚生労働省の減免の三原則というのが示されております。その中で、個別の申請により判定すると、それから全額免除は行わない、それから保険料財源で対応し保険料減免に対する一般財源の繰入を行わないというような3原則がうたわれております。介護保険の費用は、高齢者の方の保険料が原則19%で、市保険者の一般財源が12.5というように負担割合は決められておりますので、この中で、高齢者同士の助け合いの中で、減免の基準を設けておりますので、一般会計か

らの繰入れ等については、考えておりませんので、ご了承お願いいたします。

○ 川上委員

あまり長くやり取りをしてもとは思いますが、今課長が言われた高齢者同士の助け合いと言われたですね、この高齢者同士の助け合いというのが、今世界の人がびっくりしている話なんです。後期高齢者医療制度をはじめとしてね。こういう制度はないでしょう、世界中で、例えば後期高齢者医療制度、今それぞれの保険に入っている方々のうち75歳以上の方だけを集めて、囲い込んで、そして自分達で助け合いなさいと、一応国とか若い世代のところからの支援金とか入ってますけど、基本は高齢者同士で助け合いなさいという思想ですよ。これをあみ出した人がいますね。厚生労働省の幹部の方、この中央公論の2月号に書いてるじゃないですか、反省の弁を、自分は姥捨て山を作ったかもしれないと、こういうような高齢者同士で助け合うような地域コミュニティの話とは違うんですから、その反省があるわけですよ。そういう作った本人が反省しているような制度に、地方自治体がそうですかと従う必要はないと思うんですよ。今言われた、介護保険減免の3原則も承知しています。してますけども、国にあるいは厚生労働省に、そんなことを言う資格はあるのかと、自治体から言っていいと思うんですよ。今は、高齢者をどんな目に合わせているのかと、厚生労働省が、そんな3原則とかね、勝手なことを言うべきではないと、だいたいもっと国が地方へ財政出動してそんなことが自由に出来るようにするべきなんですよ。だから、共産党もがんばりますけど、市長の方からももっとこの分野はがんばっていただきたいと、そういう方面でね、というふうに思います。

○ 委員長

引続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

86ページ民生費社会障がい者福祉費、サナビリティズ飯塚指定管理委託料に関してお尋ねします。サナビリティズ飯塚が指定管理者制度を導入されて何年か経つんですが、直営でやった場合と指定管理者制度になった場合、どこがどういうふうにメリットが生まれたか、お尋ねいたします。

○ 社会障がい者福祉課長

平成18年の4月に市の指定管理ということで、NPOの飯塚障がい者団体協議会に委託をしております。お尋ねの件でございますが、当時の人件費等も削減等が出来るといったことで指定管理をしております。

○ 川上委員

それは間違いです。指定管理者制度の導入の一番の目的は、その公の施設で住民サービスをどのように向上させるかということが一番に考えるんです。法はそうなってるでしょう、違いますか。

○ 社会障がい者福祉課長

当時のこの指定管理に至るまでの経緯でございますけど、当然NPO飯塚障がい者団体協議会の方も、こういった委託を受けることによって、それぞれの会の維持運営と、あるいは目的等が達せられるといった面もございましたので、市といたしましては指定管理といったかたちで委託をしております。

○ 川上委員

だから担当課長がね、人件費が浮いたから、お金が浮いたからメリットだということだけ言うようでは、大変ですよ。その施設の能力が、どのように発揮されているのかと、その施設の目的に従ってね、住民サービスがどのように充実しておるのかしていないのかということをお断りせず考えないといけないですよ。それで、指定管理者制度でいっておるわけだけど、それでお金は浮きましたというだけではなくて、もし住民サービスがそれで後退しているということ

があるんだったら、財政出動が求められるんじゃないですか、サポートする必要があると思うんですよ。そのへんは、考えたことがないですか。

○ 社会障がい者福祉課長

現在、サンアビの方での利用状況を勘案いたしまして、必ずしも利用者数が減っておる状況でもございませんし、当時指定管理を出すことによって、何度も申し上げますが、NPO飯塚障がい者団体協議会での再利用といったかたちでの効率化といった面もございましたので、市といたしましては、そういったかたちで平成18年4月に指定管理ということでしております。

○ 川上委員

この指定管理を決める議案が出た時に、共産党は反対しました。何故反対したかということ、選定過程が全く明らかにされなかったからです。今は、プレゼンを公開するとか何とか言ってますけど、その時は全く情報を出されなかったんですよ。結論だけ承知してくれということだったんです。このNPOのがんばりというのは、知っておりましたけども、そういう結論だけ議会に押し付けるやり方はおかしいだろうということで反対したわけですけども、それだけにその後の2年間、その選択が正しかったかどうかというのを先ほどから繰り返し言ってますけど、住民サービスがどうなっておるかという観点からみる必要があると思うんですよ。それを聞いているわけです。

○ 社会障がい者福祉課長

当然、このサンアビの利用につきましては、市の方も打合せと言いますか、一応入りましてそこいらあたりのサンアビの方の利用状況、運営状況についても聞いておりますので、お尋ねの件につきましては、そういった観点から今後とも十分にサンアビの利用状況ということで注目をしていきたいと考えております。

○ 川上委員

注目して、その状況に合った支援をしていただくように要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、人見委員に質疑を許します。

○ 人見委員

障がい者福祉費の分ですが、生活支援センターそれからコミュニケーション支援事業、地域活動支援センターなど、ずらっと並んでおるんですが、この障がい者福祉を巡るこうした文言と内容がイメージできないんですね。先ずそこをそれぞれ説明をお願いいたします。

○ 社会障がい者福祉課長

3つの事業でございまして、障がい者福祉法が出来て、そういった意味の事業でございまして。事業の内容について、簡単にご説明いたしますけども、障がい者の生活支援センター事業でございまして、障がい児者あるいはまた保護者等の介護を行うといったことの相談とあるいは必要な情報等を提供するといった目的でございまして。本市では、2市1町で現在知的については笠松、精神についてはばさら、身障についてはサンナビといった3ヶ所で運営をしておりますけど、それぞれ運営につきましては常勤の相談員が配置されております。なお、20年度の計画では、4ヶ所目を2市1町で設置する予定にしております。次の地域活動支援センターでございまして、これは従来の共同作業所といったものでございまして。これも自立支援法の施行に伴いまして、一定の要件を備えた共同作業については、地域活動支援センターといったかたちになりますけども、この内容でございまして、利用者に対して創作的活動、生産活動の機会の提供といったことを目的としております。本市では、今現在2市1町の共同でいずみ、先ほど申しましたばさらNPOでございまして、一応設置をしております。最後のコミュニケーション支援事業でございまして。これも同じく自立支援法で、法定化された事業でございまして。障がい者の方で聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいがあるために、意思疎通が

出来ないといった方への手話通訳の派遣事業でございます。なお、19年9月より、この事業については実施しております。

○ 人見委員

それと併せて、このコミュニケーションの支援事業の分に加えての話なのか、手話の通訳者の本庁に常勤というようなものがありあり聞いてますが、この分に入るんですかね、これとはまた別ですか。

○ 社会障がい者福祉課長

このコミュニケーション支援は、あくまでも派遣でございまして、今お尋ねの件につきましては、設置につきましては、嘱託といったかたちで予定をしております。

○ 人見委員

先日の一般質問の中で、今後の事として地域以降の支援のあり方だとか、それとか特に就労支援のあり方ですね、このあたりが大きく課題として継続して残っていく。そういうふうな指摘もされております。先ほど、嘱託でという話がありました。特に、就労支援のあり方については、いずれもどの施設にしても、団体にしても、窓口はハローワークなんですね。なかなかこの実態が向上しないわけです。ハローワークのみのそうした支援のあり方というのが、果たして今後もいいのかどうかという点もあるわけです。出来たら、そうした手話通訳者を嘱託として常駐させるとすれば、一つ加えていただいて、そうした就労支援の何がしかそのお世話なり、まさに思いを聞くなり、更に言えば企業あたりとの渡りを機動的に掴んでもらう、構築してもらおうとか、こういうふうなことまでなっていくような魁になればという思いが、私なんかはあるんですけども、どんなふうですかね。

○ 社会障がい者福祉課長

今質問者の構想等については、私もそういったところは今後期待をしております。特に、設置というかたちになれば、当然窓口で障がい者の方との接触も出て来ると思いますし、本市におきましてはコミュニケーション支援事業といったことも展開しておりますので、今後ともそういったかたちの市独自性が出せれば、非常に設置することについての意義も更に倍化するんじゃないかと考えております。そこいらあたり今後も十分検討してまいりたいと考えております。

○ 人見委員

因縁と言っていいのか分かりませんが、この自立支援法ですよ。それに基づいて、こうした支援センター等の設置も行われてきてるわけですよ。更に、この地域におけるそうした2市1町の取り組みなどは、広域的で十分に理解をされることであり、出来るだけ応援もしていきたいというような気もします。是非そうした、喜んでいただける施策になりますように、一段と努力を傾けて頂きたいと要望しておきます。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 18:35

再 開 18:45

委員会を再開いたします。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

86ページ民生費障がい者福祉費生活支援センター運営事業委託料についてお尋ねいたします。中ほどに、43,588,000円の委託料が予算計上されております。資料の116ページに、詳細が述べられています。それで、利用者数あるいは相談件数について、ここに書いてある事業所ごとに、つまりサンアビ、それから笠松、ばさら、それごとに先ず聞かせてください。

○ 社会障がい者福祉課長

平成18年度の笠末の利用件数は、122人でございます。ばさらにつきましては、355人でございます。サンアビにつきましては、1,524人でございます。計で、2,001人でございます。平成19年度は、笠末につきましては、269人でございます。ばさらにつきましては、1,202人です。サンアビにつきましては、1,722人です。合計が、3,193人でございます。

○ 川上委員

この3事業所と社会障がい者福祉課が中心になると思うんですが、連絡調整体制はどのようになっていますか。

○ 社会障がい者福祉課長

この事業につきましては、本市の重要な事業でございまして、特に障がい児者の件につきましては、本来この計画の中でも実施しておるところでございます。当然、市といたしましては、これら施設につきましては、定期的な打合せ等実施しております。

○ 川上委員

委託料については、それぞれの市の基本的な考え方があって委託がされておると思うんですが、2,3事業所の方々と話す機会があります。やっぱり運営は大変だということがあるので、実情に応じて今後委託料については引上げの方向で検討出来ないかと思いますので、ご検討頂きたいというふうに思います。

○ 委員長

次に、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

87ページの民生費障がい者福祉費の中の福祉タクシー補助金について、この補助内容とどういう方達にやるのかという説明をお願いいたします。

○ 社会障がい者福祉課長

福祉タクシー券でございますけど、障がい者の方が外出するときの一つの方法としてタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成し障がい者の方の生活の利便と社会参加の範囲を拡大するといった目的でございます。

○ 兼本委員

いくら補助するのか、どういうふうな範囲内で補助するのか、追っかけて質問せんと全部出してください。

○ 社会障がい者福祉課長

この補助金の対象者でございます。市民税非課税所帯の方で、身体障がい者手帳1級、これは視覚、下肢または大患で2級、人工透析者を含めます。それから療育手帳のAの交付を受けている方、それから精神障がい者保健福祉手帳1級を受けている方、そしてこの具体的な交付の内容でございますが、月3枚を限度に年間最高36枚支給するようにしています。

○ 兼本委員

月3枚と言いますが、これは1枚でどこまでも乗っていいんですかね。金額はいくら。

○ 社会障がい者福祉課長

初乗りが620円になっておりますので、この範囲の中での運賃の分でございます。

○ 兼本委員

初乗りの620円のやつを月3枚まで利用できると。外出の利便性を向上するというんですけど、620円と申しますと初乗りですからもうわずかなもんですよね。月3枚ということですから、3枚一緒に利用しても、2千円かかったとした場合に620円を3枚使えるわけですか。1回につき1枚しか使えないわけですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

これは具体的に申しますと、月3枚を限度で36枚という形になりますので、1回乗るときに1枚渡すと。こういう説明でよろしいでしょうか。

○ 兼本委員

ないよりもあった方がいいんだろうけど、620円を1回出して年間でいうと36枚ですからかなりの枚数みたいにありますけどね、1回620円ですよ。最近の新聞報道でテレビやら見ますと北海道で生活保護の方が1億何千万円詐取したということで賑わせよりましたけどね、あの補助金といいますか、通院の手当が出るというのはどういう仕組みになっておるのかちょっと私たちもはじめてああいうのが出るということは知ったんですけどね。保護課の方いますかね。あのシステムはどうなってるんですかね。

○ 保護1課長

北海道滝川市で生活保護世帯の夫婦が滝川市から札幌市の病院までの約80キロメートルの通院時の介護タクシー代など約2億円を超える通院費を不正に受給したとされる事件でございます。2人でほぼ毎日通院しておりまして、月に約1500万円ほどになっていたということです。生活保護における移送費につきましては、歩行が困難な方、それから視力の低下がある方などが病院に通院する場合にタクシーの実費が認められております。

○ 兼本委員

生活保護と違いはあるんですけど、この障がい者の方もこのタクシーの36枚もらうのはもう住民税とか所得税非課税の方ということです。かなり所得としては低い方だろうと思うんですよ。かたや生活保護の方は病院に通院するのは病院の証明とか何とかがあれば、介護タクシー等々を利用して、飯塚ではそういうことないと思いますけどね、飯塚から博多まで通院している人なんて多分そんな方ないと思いますけど、そういうふうなお金が利用できる。かたや年間に36枚しかもらえないということは非常に何か一生懸命努力して生活保護をもらわないでがんばりよる方にはそういうふうな応援の体制は低いというような私は気がするわけです。これは何かこういう人たちを外出とか何とかいうのを、今から先地域活性化事業でこういうのも当然入ってくるんだろうと思いますけどね、現状で何かこの人たちを応援してやるというような制度は何かあってるんですかね。

○ 社会・障がい者福祉課長

ただいま福祉タクシー券のほかに障がい者の方の外出の機会をより多くしていただくといった形では本市では、市では今申し上げましたこの制度でございますけども、それ以外に有料道路の通行料の割引とか、JR、西鉄の場合であれば50%、あるいは航空運賃であれば25%、また船舶の利用についてはそれぞれ割引率が異なりますけど、交通手段の確保といった形では利便に供しておる。そういった状況でございます。

○ 兼本委員

知ってますけどね。ただ先般の江口委員の質問の中にも社協はこういう人たちを搬送するようなサービスをやっておるといふようなことを聞いたんですけどね。これはやってないんですかね。どうですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

社協では現在福祉輸送という形での確保をしております。ちょっと内容について今手元に資料がございませんのでちょっと内容についてはちょっと申し訳ございませんが答弁できませんけども、社協でもそういった事業をやっておるようでございます。

○ 兼本委員

私もこういう話をしよって同僚議員から教えてもらったんですけど、社協の方でそういったボランティアとして登録をして運送を手助けしてるというようなことがあってるらしいんです。これも何か旧飯塚市だけというような話も聞きました。もしもそういうふうなものが旧飯塚市

でもあつてるんだつたらやっぱり全町に、飯塚市は一本ですからね、もう今旧町とか何とかないわけ、飯塚市一本ですから、サービスは同じようにやってやるのが1つの方法だと思いますね。そういうものについて例えば社協がどういうふうな取り扱いやってどのような事業費を使ってやってるのか、私も知りませんし、あなたもよく分からないことですからね、よく調べて、登録をすれば利用できるということであれば、こういう人たち今あなた言われた1級の身障者手帳持っておる方とかいろんな方、すぐ分かるわけですからね。だからこういう人たちにはこういうサービスがありますよということをこの3枚、36枚ただ投げやるんじゃないくて、こういう登録をすればこういう制度が利用できますよということをよく周知徹底させて今の話ではサービスが旧飯塚市だけというような話ですから、社協の方よく調べられて、もしもこれが全市に広げられるんだつたら、早急に広げるように、例えばそれについて年間にいくらかでも資金が要るんだつたら、よく財政と相談してもらって、ぜひ全市に広げてもらってこういうふうな方たちこそやっぱり行政として助けることが大事だろうと思いますので、ひとつよく検討して、今日は予算委員会ですので、市長以下副市長も全部おりますので、今いったことは全部耳に入っておると思いますので、ぜひよく検討して、いいものであれば行政のあれとして取り入れていただきたいということを要望しておきます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑をゆるします。

○ 川上委員

通告をしておりましたが、要保護児童連絡協議会委員謝礼金については総括質疑の方で子ども支援のテーマをお願いしておりますので、そこで合わせて質疑をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○ 委員長

次に人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

90ページ、13節委託料の乳幼児健康支援一時預り事業委託料について簡単に説明を願いたいと思います。

○ 保育課長

乳幼児健康支援一時預り事業の主旨と内容ということでございますけれども、これにつきましては、子どもが病気の際には子どもの看護が当然必要となりますが就労している保護者の場合、職務上の都合等により休暇制度を活用することが困難な場合も考えられることから、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的としております。内容につきましては、保育所に通所中の児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間あるいは病期中であるが当面症状の急変が認められない場合におきまして当該児童を病院等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に預かる事業です。利用料につきましては、1日に月2千円となっております。なお所得に応じまして減免措置がございます。

○ 人見委員

実績等も知りたいところではあるんですけども、それよりもまだ周知の徹底が弱いのではないかと、そういう声というかそういうふうな気がするわけですけども、周知のあり方については何か工夫がなされておるのか、どうですか。

○ 保育課長

18年度の実績といたしましては、述べ250人ということで、18年度までは若干増加傾向あったんですけども、19年が現在のところ若干減ってるんじゃないだろうかということで見込んでおります。そういうことで10月の市報等に掲載をいたしました。それと同時に公私立、これ保育所に来ておることが前提でございますので、全世帯に対しましてチラシ

を配布し、そういう啓発活動は行ったところでございます。

○ 人見委員

乳幼児のことですからね、ブックスタートなんかも今回は予算化されてます。そうした検診の折とかね、やっぱり現場に足を運んで、そして、市としてはこういうふうな事業もございませよと。ぜひぜひ必要な方は活用してくださいと、このような直接語りかける場があってもいいのではないかと。一応にも市報です。こうです。何か要するに市報の現実はどうかという、分かってるでしょ。ね。要するに、知らせたよという実績を作んなきゃいけない。さりとて現実を読んでいる人はどうかと見たら大体分かるはずなんですよ。そこでとどまるんじゃないくて、できたらやっぱり出前ですよ。そんなPRがあってもいいのではないかと。本年のこの予算の資料を見てるとこれをできるだけそうした意味では拡大をしていきたいという意欲にも感じられますんで、その拡大の意図があることの確認と、先ほど言いましたPRのあり方の一工夫というか、この点について前向きのご答弁がいただければこれでこの質問は終わりたいと思います。

○ 保育課長

まずPRの関係ですけれども、いろんなご意見が出たと思うんですね。いろいろ参考にしながら、利用者が増えるような増進を図って行きたいというふうに考えております。それと平成20年度の取り組みについてでございますけれども、市民の方々の利便性を高めるために現在実施しております子どもクリニックもりたの他にもう1カ所での実施を考えておるところでございます。今後は指定管理者となっているため調整すべきことがありますけれども、予算の議決がいただけますと飯塚市民病院での設置を1つの候補として取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

91ページ児童福祉費の中ほどに、児童扶養手当883,021,000円の予算計上があります。児童扶養手当の目的を簡潔に述べてください。

○ 児童育成課長

児童扶養手当の目的でございますけど、児童扶養手当は父と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立の促進を寄与するために児童の福祉増進を図ることを目的に当該児童が18歳に達する日以後の3月31日までにある者を看護している母、または養育している者に対して支給されるものでございます。

○ 川上委員

額は、どのくらいの額になりますか。

○ 児童育成課長

支給額でございますけど、全額支給の場合につきましては児童一人41,720円、児童二人が5,000円加算の46,720円、児童三人が3,000円加算の49,720円となっております。

○ 川上委員

全部支給、一部支給、全部停止という表が120ページにあります。受給者数は、全体としてはどういう状況になってますか。

○ 児童育成課長

受給者数につきましては、平成18年度は、全部支給が1,235人、一部支給が590人、全部停止が106名でございます。合計の1,931名となっております。19年度につきましては、これは3月1日現在でございますけど、全部支給が1,212人、一部支給が622人、全部停止が100名、計の1,933名となっております。

○ 川上委員

基本的に、受給者数としては、横ばいと言ってもいいんですね。そこで、この金額、手当は貰う母子家庭は、それによって生活が非常にゆとりが生まれるというようなお金ですか。

○ 児童育成課長

母子家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るということでございますので、安定というふうにはならないんじゃないかなと思ってます。

○ 川上委員

これは、そういう意味ではなくてはならない、その母子が生きて子育てをする上でなくてはならない、そういうお金と言ってもいいですね。

○ 児童育成課長

母子世帯の生活の安定を図り、自立を促進をしていくというような目的もございますので。

○ 川上委員

資格がある方には、なくてはならないものだと思います。そこで、あなた方は資格のある方々に 880,000,000 円でしたか、予算組んで支給をしたいというふうになってるんだけど、あなた方は支給をどのようにするんですか、その方法。

○ 児童育成課長

支給月につきましては、4月それから8月12月の年3回の支給をしております。これは、その月の11日に口座の方に振り込むというふうにしております。

○ 川上委員

その方の口座に振り込むんですね。100%そうですか。

○ 児童育成課長

そうでございます。

○ 川上委員

その振り込まれた児童扶養手当を、ちょっと言葉は厳しいですけど、横取りする人があったとしたら、その方々は生活出来ないと思いますが、どう思われます。

○ 児童育成課長

すいません、その横取りというのが、どういうあれなんでしょう。

○ 川上委員

考えられないでしょう。どうして考えられないかと言うと、あなた方知ってますね。児童扶養手当法というのがありますね。24条を紹介してください。

○ 児童育成課長

児童手当法第24条で、手当の支給を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、または差押えることが出来ないと規定をされております。

○ 川上委員

市長、本市が児童育成課から子ども達、母子の生活を助けるのになくてはならないお金を支給しながら、納税管理課は差押えをしているんです。預金に振り込まれたら、それは出来るということで、それは12月もお話しましたように、年金でも給与でもとにかく振り込まれれば押さえられるんだという言い方なんですね。そこで、児童育成課は納税管理課に自分達が法に基づいて母子家庭に支給したお金を、何故差押えるのかと、法で禁じられているではないかということを行ったことがありますか。

○ 児童育成課長

言ったことは、ありません。

○ 川上委員

そういう事実を聞いたことがあるという意味だと思いますけど、今後母子家庭の方々がそう

ということがあって、生活が出来ないという事で皆さんの所に相談に来た場合は、納税管理課に何とかせよというふうに言っていただけませんか。

○ 児童育成課長

差押えをされたご本人が児童育成課の方に相談にあった場合は、細自立支援員が納税課の方に同行して、相談に応じるようにはしたいと思っております。

○ 川上委員

是非、相談していただいて、取り返してください。要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

91ページの民生費の母子父子福祉費の母子家庭等日常生活支援の委託料についてお尋ねいたします。これは、齊藤市長になりまして、子育て支援それから少子化の防止するということの新しい新規事業ではないかと思えます。いろんなところで補助金をカットしたりしている中で、貴重な財源を使っての新規事業ではないかと思えますので、この事業はどのような事業かをお尋ねいたします。

○ 児童育成課長

母子家庭等日常生活支援事業とは、この事業は平成20年度の新規事業として考えております。母子家庭等が就学等の自立促進に必要な理由や疾病等の理由により、一時的に生活支援や保育サービスが必要な場合に、その世帯に生活支援ヘルパーを派遣し援助を行い、母子家庭等の自立、生活の安定を図るものでございます。

○ 兼本委員

具体的なサービス内容について、お尋ねいたします。

○ 児童育成課長

母子家庭、父子家庭、寡婦家庭にあって、その自立促進に必要な理由、技能習得のための通学、それから就職活動等、また社会的理由、疾病、出産、冠婚葬祭、それから学校等の公的な行事の参加等によって、一時的に生活援助若しくは子育て支援が必要な世帯及び生活環境の急激な変化により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じる方への支援でございます。サービスの内容につきましては、食事の世話、住居の掃除、それから生活必需品等の買い物、それから乳幼児、児童の生活指導等であります。

○ 兼本委員

介護保険で禁じられている買い物とか、それから掃除とかそういうものまでこのサービスの内容には入っておるということで、非常により優れたサービスではなかろうかと思うんですけど、これやっぱりサービス利用する時に、受益者負担ということでお金は要るわけですかね。

○ 児童育成課長

サービスに伴う利用料金でございますけど、基本料は1時間あたり子育て支援が150円、生活援助が300円で非課税世帯と児童扶養手当支給水準世帯で減免措置の設置をしております。

○ 兼本委員

このサービスを受けようとする場合にどうするのか、そして時間ありませんから併せて、今後のスケジュールについても答弁してください。

○ 児童育成課長

サービスの利用方法でございますけど、本庁児童育成課で申請を受けまして、利用を決定し通知をいたします。その後で、委託業者に電話をしてヘルパーの派遣について打合せをしていただきます。なお、急な依頼にも対応できるように、申請と同時に決定することは無理なこともありますけど、翌日の利用依頼にも対応できるように迅速な対応を行っていきたいと思っております。

おります。今後のスケジュールについてでございますが、4月1日より受付を開始いたしまして、並行してサービスを開始いたします。議会での議決を頂きましたら、市の子育て支援ホームページに記載し、随時広報や各種メディア等の記載依頼をして周知を徹底していきたいと思っております。また、母子寡婦福祉会の会員の皆様方へも周知をお願いしたいと考えております。

○ 兼本委員

聞き忘れておりましたけど、ヘルパーどこから出すわけですかね。どこの委託をするわけですかね。

○ 児童育成課長

委託先といたしましては、シルバー人材センターを考えておりますので、シルバーのほうからのヘルパー派遣になります。

○ 兼本委員

シルバーにね、シルバーであれば結構お年より、60歳以上ですから、孫を見るようなつもりで見ていただければ、確かにいいかと思えます。いずれにしても、先ほどから人見委員も言われましたように、こういうものを作っても市民の皆様に分かっていただけないと利用出来ないわけなんです。だから先ほどから言われましたように、市報に載せまじゃ駄目ですよということを言われたでしょ。だから、よくその点を検討されて、新規事業ですからね、いろんなことで子どもがおってお母さんが急に具合が悪くなったとか、葬式に行かないかとかかなんとかのときに、子どもをどうしようかというのじゃなくして、子育て支援のためには大事な一つの事業でありますし、金額的にも高くない事業でもありますので、こういうものをやればかなりの利用者がいると思えます。初年度ですから、やっていただいて、そして実績見て来年が増えれば、また来年予算あげてもらおうというようなかたちでどんどん増額してもらったらよろしいと思えますので、是非がんばってやっていただきたいと思えます。ただ、今言うように周知方をきっちり4月1日から出来るのであれば、どのようなかたちをすれば利用できるかということ、我々に言ったからとか、新聞に載せたからとか言って、市民の皆様十分に周知しましたじゃ駄目なんです。だからきとっとその点をよくご理解されて、事業に取組んでいただきたいとお願いしときます。

○ 委員長

次に人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

92ページになろうかと思えますが、4目1節報酬の公立保育所運営検討委員会委員報酬に関連してお伺いします。これも先の12月議会の模様、更には先般の本定例会の一般質問でも関わってまいる話だろうと思えます。12月の議会が終わって、市長の記事がでました。明日、一般質問の問いかけにもなったんだろうと思えます。従って、先ずそうした意味で、この公立保育所の運営検討委員会から出された答申と、最終的には1園という断定ではないという話ですけれども、そのあたりの整合性というんですかね、受け取る受け止め方にもあるかもしれませんが、個人的に私が率直に12月時点では、これから更に進んでいくことは間違いない、統廃合が、また民間移譲の姿も進んでいこう、どのあたりで一応の目処があるのかなど。そうした時に、子育ての支援センターを併設している保育所、また地域等を考え合わせると、ここですという部長の答弁がひとつ残っておりました。このあたりが、一つの当面集約されていく目標値なのかなという認識でおりました。違うなら、違うでいいんですよ。私は、そうやって受け止めておったんです。そこに、1園という話が新聞紙上で出たので、ちょっと勇み足なのか、話とちょっと違う方向に一挙に行くのかなというような気がいたしたんですが、もう一度そのあたり誤解を解いていただけるならば、きちっとした説明をお願いいたします。

○ 児童社会福祉部長

度々所管の委員会なり決算委員会、本会議等で今回の民営会、統廃合の問題等につきまして、経過説明をいたしております。それで、平成18年度において次世代育成施策推進委員会の中に、今後の保育所のあり方につきての専門部会を立ち上げまして、大きく3つの方向性の提言を受けておるところであります。すみません、ちょっと簡潔に答弁せないかんとですけど、どうしてもちょっと長くなる部分があるかしれませんが、その3つの大きな部分につきましては、従来から何度も説明しておりますように、公立保育所の役割、保育サービスの質と量の向上、統廃合も視野にいたしたところの施設面の向上、民営化等の民間活力の導入という方向性だけの提言を頂きまして、その後飯塚市公立保育所運営検討委員会、これを平成19年の6月4日だったと思いますけど、立ち上げさせていただきまして、昨年10月15日に市長に答申していただいたと、その答申の内容につきましては、3つの骨子のより充実した、特に保育サービスの充実を強くうたっていたいております。それで、民営会と統廃合につきましては、頼田台、第2保育所を新築移転すると、民営化につきましては鯉田保育所が第1の候補であるという提言を受けた中での答申を受けております。その計画中には、具体的に将来的に保育所の数をいくつにするとかいうようなことまでは、諮問をいたしておりません。これは何度も説明いたしておりますとおり、次世代育成支援対策行動計画の後期計画を21年度中に策定する予定にいたしております。その後期計画を策定すると併せて、次世代育成施策推進委員会の中に専門部会を立ち上げまして、今後平成26年度までを視野に入れたところの認定子ども園、幼稚園、保育所のあり方の答申を頂こうと思っております。その中で、公立保育所、先ほど言われましたように地域の拠点となる保育所と、また民営化する具体的な保育所の名称等を諮問させて頂きまして、答申を受けたいというふうに考えておるところでございます。そういうことございまして、今のところ明確に1ヶ所にするとか、地域の拠点が何ヶ所になるのかとか、答申書を読んでいただければ、そここの地域の拠点となる数が何ヶ所ぐらいあるかなというところの推測はつこうかと思っております。3月6日の一般質問の時に、市長が答弁いたしておりますように、市長は何も将来的に保育所を1ヶ所にするとか、そういったことだけの意味合いではありません。言葉を断片的にとらえれば、そういった受け止め方も出来ますけど、市長が最も考えておられますことは、今後の将来の飯塚市、教育と子育て支援の充実であります。それと併せた中で、特に今の子どもさん達の中で、発達障がいや体に障がいを持つ子どもの保育については、当然公立保育所の担うべき役割ではないかと、将来民営化、統廃合を進めていく上においても、必ずや公立の担うべき役割は市の責務として必要なものは残さなければならないということでの答弁も、先日の一般質問ではさしていただいておりますので、そういった主旨の中での新聞報道等であったということで、ご理解のほう何とぞよろしくお願いいたします。

○ 人見委員

答申書をそこお持ちですか。持ってますね。13ページ、民営化等の民間活力導入についてという項があって、1に検討の必要性というのがあります。公立保育所は、保育士の正規職員が退職するのに伴い、臨時保育士を補充することで対応していますが、現在の保育サービスを維持するためには、臨時職員の比率が正規職員を上回ることは絶対に避けなければなりませんということです。そうすると、多分部長も何度も答弁このあたり持ち出しておられることだろうと思うんですが、このように一方で行財政の職員の縮減を図ってきて、一切正規の保育士を今のところ雇い入れてこなかった。現状がそうです。今後、引続き雇い入れないとすれば、何年にはここで言われる臨時職員の比率が正規職員を上回るという数字で出て来るわけですね。そしたら、平成何年にはこれが臨時職員の比率の方が上回ってまいりますので、この時点で1園はなんとかしなければなりません、2園は何とかしなければなりません、こうなっていっ

てしまい、最終的には全部無くなっていく、それはちょっと出来ないから、その時点で初めて向こう10年後なのか20年後なのか、最後の比率が逆転しない、するという時点において最後の1園がですよ、そこで初めて職員の採用を図ることになれば1園は残りますよね。だから、行財政改革の絡みの中で出てきちゃうんです。違いますか、こういうふうな見方は間違ってますか。

○ 児童社会福祉部長

今、将来的な保育士の数なり保育所の数の推計的なご指摘を受けております。単純に数字の上で申しますと、現在飯塚市には116名の職員の保育士の方がおっております。臨時は、今現在でしたら、110人近くほぼ5割の状態です。今年は残念ながら、11名の職員の保育士が辞められます。そういったことで、将来、これは絶対有り得ない話だと思いますけど、今後保育士さんの職員採用試験を全くしない状態で将来推計をいたしましたら、単純な計算になりますけども、だいたい1園で定数が鯉田の場合でしたら、定数120で保育士さんが20名います。半分が職員ということでいけば、保育士が定年退職していかれて、保育士の数が10人になるのが、平成44年、今から24年後には職員採用試験を一切しない場合は1園に、10名ですから1園になると。しかし市長も一般質問等と言われておりますように、これは単純な数字上の問題だけです。今後のいろんな社会情勢、経済情勢、飯塚市の財政状況も非常に見通しは厳しいものがありますけど、今時点での単純な数字的な判断でいけばそういったふうな数にはなりません。

○ 人見委員

2ページ見ていただいて、次世代育成推進委員会の中の専門部会の提言書に示された公立保育所の方向性、課題の確認という項があります。ここで、1施設の安全、2人事管理、3保育サービス、4保育財政の4点を挙げていますと、その上で安心して利用することの出来る保育所を目指し、施設面の改善と保育サービスの充実を早急に対応すべきであると、この専門部会の提言はなされております。これに基づいて、こうした方向性が確認をされたということで、実はこの運営検討委員会なるものが立ち上げられて、この方向性に基づいて具体的に統廃合の具体案、民間移譲の具体案、これを検討をいたしましたということなんですね。そうすると、施設の安全と保育サービスで、この文言だけを見てみると、特段に過激なまでにそうした公立保育所の縮減を図らなければならないというようには見えないんですが、一方でこの答申書をじわじわと読んでいって、最後の結論の段になると、私はこの検討委員会は諮問に従って開かれ、結成されてもいいはずのようにも思うんです。それを、今回は鯉田の統廃合と鯉田の民営化を具体的にあげているわけです。ここで留まっておけば、何ら問題ないんですよ。ところが、最後のなって検討の結果更に追い討ちをかけるように14ページです、今後の検討と、余計なことまで書いているようにみえるんです。これからしたら、まさにさもありなんの話になるんです。そして、次の質問ですけど、今年は次世代の育成計画を策定される準備に入ると、あの時多分広範囲なアンケートとかいろいろやられたと思います。このアンケートの中身も、おおいに興味のあるというか、どういう中身になっていくんだろうかなという、今から注視していかないかなと思ってますが、この答申書を通して議論が行われてきて、今日に至ってるやり取り等を見れば、間違いなく凄い反発が私はアンケートに出て来ると思う。この公立保育所の統廃合の方向性、この答申書でうたってるような方向に果たしていくだろうかというようなものになっていってしかるべきだろうという気がする。その一つに、何も具体的な何園にするとか言っていないんですと、何年までにと断言していないんですと、この断言がないことが不安を駆り立てる。そしてここにいる皆さん方も、市長をはじめ私達も平成44年とかはるか遠い先のことを考えてみたら、誰にも責任を負えない。こんなことになってしまうのではないかと、さあ次世代の推進計画なるものは、その準備を含めてどのあたりまで踏み込んで、表現やって、

更に検討委員会につなげていこうと目論んでいるのでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

時間がかかりますので、私が過去を遡りますのが、それでいよいよのスタート説明をいたします。今次世代の計画言ってますけど、これは平成17年度から、これは合併前の話なんですよね、平成17年度から21年度までの5ヵ年計画、この計画を作る時には、平成16年度中にニーズ調査、16年中に計画を策定して17年がスタートです、合併前の1年で、その時には合併しておりませんので、1市4町それぞれ、その時は2市8町同時に作っております。これは合併構想が2市8町でしたから、その中で旧飯塚市の次世代の計画の中の、ちょっと今持ってきておりませんが、一番最後の今後の保育所のあり方については、民営化統廃合を含めた中での今後の運営、行財政問題も考えた中でのという、飯塚市だけの計画書にはその方向性が出ていたんですよ。4町の方には、そういった表現はありませんでした。18年の3月26日に合併いたしましたして、新市の中では1市4町の5冊の次世代育成支援対策行動計画があったわけでございます。そこで、18年の8月1日になりますけど、この1市4町の5冊ある計画、これ事業数が235くらいの事業数があります。これで、同じ内容でも事業の名称が違ふとかいうようなことがあったものですから、新市としての1市4町の事業計画を統合するとともに、ある一定の見直しをするという作業の中で、18年の8月1日に次世代育成施策推進委員会を立ち上げております。これはさっき言いましたよね。1ヶ月後に専門部会を立ち上げてやったということでありまして、飯塚市につきましては、委員もご存知のようにそういった16年の計画の方向性を受けた中で、17年の4月1日から横田保育所を、既に民営化の経験は持っておったわけです。そういった経過を踏まえた中で、合併という大きな節目があったものですから、きちっとそこらへんのところは新市の中での計画をたてるべきだということ、18年の9月1日から専門部会を立ち上げてまして、先ほど委員言われたところの、2ページに記載のところの方向性の提言を受けたと、方向性の提言は受けましたけども、具体的な保育サービスの質と量の向上につきましても、昨年10月15日ですが市長の方に答申をしていただきました答申書をお読みいただければ分かると思いますけど、サービスの部分に関するところの答申のウエイトが非常に大きなウエイトになっておるといのが、私は肌で感じておるところです。これは、議会の方からいろいろ指摘を受けましたけど、統廃合民営化だけの部分の表現ばかり言われたところで、この答申書の内容についての判断は頂いておりますけれども、少なくとも民営化統廃合することやないよと、今後の保育サービスの質と量の向上を高めていこうという、過去のいろんな経過、それと手順を歩いて踏まえていただいた中で、今回の鯉田保育所の民営化、また颯田第1第2保育所の、私といたしましては本当に信じられません。増築の統合と思ってましたが、新築移転と、特に颯田第1保育所につきましては、国旗掲揚台ポールが斜めになってしまうというような地盤の非常に悪い、子どもの安全と命を守るためにも非常に厳しい状況にあったということで、12月議会に関連の条例議案また補正予算案等を上程させていただいたという経過でございますので、どうかよろしくご理解の程お願いいたします。

○ 人見委員

私はね、次世代のこの育成施策推進委員会で、いくら揉んでみても、この専門部会でまた立ち上げて、そこでまた保育所のあり方等を審議してもらっても、緩やかな方向性だから変わらないと、それよりもこの運営検討委員会がどこまでも踏み込んでこういうふなことでやっていく、この運営検討委員会こそが、私は大きな問題を抱えることになっていきはしないか、それであえて言います。今日の出足のところでもそうでした。前は旧飯塚市で考えてみたら、こうした運営検討委員会、議員も私みたいに、お前長いよ、辞めろと言われるような議員が先に入れてもらってたんです。そういう審議会に、検討委員会に、きちんと議論に参加してもらって

けば、もう上がってきた時は出て来ないよというようなことにもなるんですよ。それも今は出来ないんです。かと言って、議会在こういう議論をやる場が、なかなか見えてこない。執行部の方が、どんどんそういう審議会を作って、どんどん意向を出して、答申をもらって、それでぼんとぶつけてこられて、その時は白か黒かみたいな話をされるから、ちょっとおかしくなりよらせんかという気がするんです。それで、これが前置きと言うんですかね、それで、運営検討委員会、これ今回は鯉田と颯田でした、次から具体名が出て来る。その時に、総論賛成各論反対と、このようなことになりはしないか、そうしてみたら今回この答申書の一番最後に出てる、この5名の方々、この5名で果たしていいのか、専門性から言ってどうなのかというような話まで出てきかねない。総論賛成各論反対ですから、いいですか、議会というのはややもするとそういうものだということを変えて私は今回身にしみて感じてるんです。従って、前もってぎちぎち議論をしていかないと、なかなか本当にそうなのかという方向には行ってない。今回だって、1年ずれるわけですよ。こういう危険性がある。さりとて、そのことは財政部長にも聞きたいけども、行財政改革を進めて5人に絞った理由の一つは、こういう行財政の推進過程にあるから、極力メンバーを省力化してはどうかというような理由がなかったか、そういうふうなことをある意味では図ってこられたことはなかったか、それが今回のことで増えているわけです。併せて、この検討委員会の将来のことを考えると、これも併せて見直していく必要があるのではないかと私は思うから、この項で質問をしてるんですが、部長はどう考えますか。

○ 児童社会福祉部長

質問が非常に、委員会の構成から議会選出の各種委員まで、過去は審議会の方には、議員も積極的に入って頂いておりました。そこらへんの部分の考え方も若干出ておりますけども、そここのところについては、ちょっと私からの答弁は差し控えさせて頂きたいと思っております。それで、先ほどの私の説明がちょっと分かりにくい面があったと思っております。現在の答申を出して頂いております、公立保育所運営検討委員会、ここの流れについては一応今まで答弁したとおりです。今度、後期計画を作るとき、これ結局同じ手順になります。後期計画を作る時には、次世代育成施策推進委員会、同じパターンですよ、今までのパターンと、現在もありますけれど、ここに先ず諮問するわけですね。この施策推進委員会の中に、また専門部会を内部機関として立ち上げていただいて、今度は認定子ども園と幼稚園と保育所のあり方についての諮問をお願いしたいということで、その前段となりますのが、20年中にはニーズ調査をやりませう。そういったことも視野に入れたところのニーズ調査をやった上で、専門部会の中で方向性を出していただいて、その後名称がどうなるか分かりませんが、一応今ある公立保育所運営検討委員会につきましては、20年度中が一定の任期になりますので。それで、後期の次世代育成支援対策協議会を策定する次世代育成施策推進委員会の内部機関としての答申が出た中で、またその後の進め方と、その答申の中には具体的な保育所の統廃合とか民営化する場所とか地域の拠点となる保育所とかいう具体的な保育所の名称は、一応出していただくように諮問をお願いしたいというふうには考えております。これも一緒ですよ。提言書と、次世代の委員会の中に専門部会を立ち上げていただいて提言を受けているのですから。それと同じ手順で、後期計画を策定するのに併せて、専門部会の中で3点セットの今後のあり方の提言を受けたいというふうには考えております。

○ 人見委員

だからそんな答弁になっちゃうと、今までの話とちょっと違うじゃないかと。私は、次世代の今回準備にあたるこの推進委員会の諮問の中にも、専門部会を立ち上げて、そこからの答申がまさに具体的な公立保育所の具体名まであげた、そういう統廃合だとか民間移譲の話まで及ぶという話は、今初めて聞くんですよ。そうじゃなくて、結果的には前回と同じようにそこでは専門部会から頂いた答えとしても、具体名は出て来ないでしょうと、だから方向性は出てき

ても、具体名は聞かないでしょうと、具体名は今回の答申書でも言っているこの運営検討委員会で初めて具体例を調査して、現場に立ち至って、そして具体的にはここだと、統廃合は今回は颯田だと、そして民間移譲は鯉田だと、こう決めたこの検討運営委員会がいよいよ今回のことをてこにして考えてみると、5人の委員でいいのかというこの項の質問の骨子に入りますけど、そこに至るが大丈夫なのかと言ってるわけですよ。議会とは、そうやって今回言ってるように、ここまでは良かったけど、これから先は駄目だということだってあり得ると、こういうようなことがあるから、いよいよこれは駄目になっちゃうよと、だから検討委員会そのものも併せて見直すという方向にはならないのかと聞いてるんですよ。

○ 児童社会福祉部長

分かりにくい答弁になっておるようですので、一応今の公立保育所運営検討委員会、これは5名ですね。前回は今回も一緒なんです。施策推進委員会の委員定数は、一応20名です。今回は行革方針がありますから、一割カットになるかなど。その中に立ち上げる専門部会、前回は15名でお願いしとります。今回も同じくらいの数字くらいになるとやないかと。その専門部会の中で、具体的な名前が入った民営化統廃合の、答申も併せてお願いしたいと、21年中にそここの協議をお願いしたいという考え方でおります。そこまで今度は出来ますので、公立保育所運営検討委員会は2年で終わりますから、その計画が出た後の委員会がどうなるかというのは、その時は5名の委員会、どちらかと言えばいよいよ選考主体型の委員会になるかというふうには考えております。

○ 人見委員

今度はそうなってくると、元々20名で構成される育成施策推進委員会そのものの、一割カットとか言われてるけど、そこで審議される、諮問をする時には、具体例挙げてくださいという諮問をやるといわけですよ。全部こちらで、ある意味では執行部の方で色を書いて、後は何らかの答えをくださいと言わんばかりの話になってるわけです。そうなった時に、またここにも入ってないんですよ、審議に加わることがないんですよ。今度はそうはいきかせんよと、いやいや今回の経験で、今度は保育所の問題ですよ、文化会館じゃないんですよ、アンケートをとるんよ、随分と様変わりの様相が見えてくるんじゃないのと、いずれにしても私の質問に答えようとするならば、だから5名で心配ないんですよと、この運営検討委員会は、その前段で推進委員会の方で具体名を挙げるんですから、運営検討委員会は5名でもいいんですよというのであったら、そういう答えで結構なんです。いかがですか。

○ 児童社会福祉部長

すみません、過去と現在と前期計画と今の状況と後期計画がちょっとだぶっておりますので、ちょっと分かりにくい部分もあるかと思っておりますけど、現在の公立保育所運営検討委員会の委員の5名につきましては、今現在に絞ります、明日から民営化法人の受付が開始になります。ということで、1月、2月、検討委員会の中で、募集要項とか選考基準の協議を頂いておるところであります。3月末から4月上旬にかけて、プレゼンテーションをし、ヒアリングを行い、選考に入っていきますので、今回の場合につきましては、この5名での選考をやりたいということで考えております。

○ 人見委員

だからこそ、心配してるんですよ。この5名でと言った時に、中小企業診断士、税理士、保護者は1名おられる、学識も1名おられるけども、中小企業診断士、税理士なんていうのは、保育に何か関係があるのかという理由が出てきて、それでも人数が足りないじゃないかと、こんな話が出てきたとしたらどうなるのと、そこがずっと私には12月以来ずっとあるから心配しているんですよ。

○ 児童社会福祉部長

委員構成の内容でございますけど、指定管理者の選考委員会の方については、私の方から強いて答弁はいたしません。この公立保育所の運営検討委員会の委員構成。委員長が、前期の次世代の計画の委員長であり、専門部会の委員長でもあります近畿大学の保育科の、いえいえ委員構成の中身なんです、私は人数やないと思っております。選考委員会の人数は5名、公立保育所の運営検討委員会の委員の委員長は今言うように保育科の準教授です。もう1名の保護者代表という方につきましては、先ほど言いました横田保育所の民営化いたしておりますけど、その保護者の方で、延べ16年間6人の子どもさんを保育所に預けられている市民公募の方であります。後の二人は、今言われました税理士と中小企業診断士の方。最後の一人が、役不足かと思っておりますけど、担当部長ということで私が入らせていただいておりますと、そういうふうな内容的には指定管理者の方で言われております、専門的知識を有するような方とか経験のある方が入っていないから指定管理者の方の委員は増やすべきじゃないかというご提案があつているかと思っておりますけど、私といたしましては、公立保育所の運営検討委員会の方については、これだけの専門的にやっただくという想定の中での委員選定を行っているつもりでありますので、ご理解願いたいと思っております。

○ 人見委員

そういった議論が、はたして12月議会の文化会館の時に行われたかどうか分かりませんが、私がこうやって見ても、あの議論を、鯉田の話も議論されているあの姿を聞いてみても、本当に大丈夫なのかという話があつてわけですよ。いよいよこれから業者選考に入るわけですよ。これでいいのかという、押し切れるの、きちんと。あくまで選考委員会は、部長のところやるの、今度は鯉田部長の所に行ったりはしないの。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 20:00

再 開 20:10

委員会を再開いたします。

○ 人見委員

時間をかけて申し訳ないです。大変私が一部採り違い、誤解、認識が誤つたところがございます。それは、次世代の次の計画の中では、公立保育所等々の効率化の具体的な民間への移譲する保育所はこれだとか、こういう具体化は推進委員会の方で、今後次の後期についてはやるということは一環して説明をしてきてたということでございます。私はそれをまるっと忘失というか頭に無かつたということが分かりましたので、大変申し訳ありませんでした。それと、今の運営検討委員会で、今後業者の選考が行われていくということに関しては、再度確認をさせていただきます。そう言いながら、ならなかつた12月の議会の事例が私の脳裏からは離れません。従つて、きちんと公開制というか、そうした中でもこの5人の検討委員会の先生方で明確に大丈夫だということで、後になって今回みたいに変更になつたりだとかいうようなことは、成否は別ですよ、それによつて変わるということはありませんね、その点だけ確認させていただきます。

○ 児童社会福祉部長

鯉田保育所の民営化の選考につきましては、現在の公立保育所運営検討委員会の5名の委員の方で選考していただくということの考え方は変わりませんので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

次に、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

95ページのこれも青少年対策費ですけど、ここに質疑通告に書いてある3本ですね。この

3本の事業についても、今回の新規事業というふうに私は思っております。ファミリーサポートセンターという事業と、子育て短期支援ということですが、一つ一つお尋ねしますが、ファミリーサポートセンター事業とはどのようなものかをお尋ねします。

○ 児童育成課長

ファミリーサポートセンター事業でございますが、このファミリーサポートセンター事業は旧飯塚市で平成16年度より、次世代育成支援対策行動計画であがっていた未実施事業、8つの事業のうちの1事業であります。平成20年度に新規事業として予算計上をさせていただいております。この事業は、地域において育児の援助を行いたい者、まかせて会員と、育児の援助を受けたい者、お願い会員が行う会員制の相互援助活動を支援したり、両者の関係を調整し、これにより子育てを行っている家庭が育児と仕事を両立できる環境を整備し、地域における市民相互の子育て支援を通じ、地域コミュニティの活性化を図ることも、この目的としております。

○ 兼本委員

どのようなことをやるわけですかね。

○ 児童育成課長

センターの主な事業内容は、育児の援助を行いたい会員と、育児の援助を受けたい会員の募集及び登録に関する事。それから、会員同士の援助活動の調整に関する事。それから、会員に対する講習会及び会員相互の交流会の開催に関する事などの業務を行います。

○ 兼本委員

会員とは、どのようなことをやるのですか。

○ 児童育成課長

育児の援助を行いたい会員、まかせて会員が行うサービスの内容は、保育所それから幼稚園、学童保育所等の送り迎え、帰宅後の預かり、それから保護者が買い物、それから美容室、観劇、授業参観、それから冠婚葬祭参列等で外出するときの子ども預かり等でございます。

○ 兼本委員

結局、親が子どもの保育所に預けていて、時間までに迎えに行けないとか、それから学童保育でも迎えに行けないというような子どもさんたちを会員同士で合わせながら、子どもさんを見てやるという、端的に言えばそういう事業でしょう。子どもさんを預かるわけですから、これ過程に預かるんですね、ということは子どもさんと預かる人とのコミュニケーションというものが大事になると思うわけですがね。誰でもかれでも会員同士で合わせて、例えば川上君が子どもだったら、川上君を誰にでも預けるといふわけにはいかないんですからね、やっぱりこのねちっこい子を預けるとしたら、誰かに預けるといふふうにしなきゃいけないわけですが、どういうふうにしてコミュニケーションをとらせるわけですか。もう少しね、答弁分かりやすく言ってもらわんと、聞きよってよく分からん。

○ 児童育成課長

まかせて会員とおねがい会員が、お見合いと言いますか、相互に打合せを行いまして、そういう場をつくるのがファミリーサポートセンターの仕事でございます。

○ 兼本委員

まかせてとあれば分かりますがね、だから子ども、要は子どもですよ。子ども預ける時に、お世話する方も当然子育てをしようという意欲の持った方が、会員になられとるわけですから、そんなに虐待とか無いにしても、その方に本当におまかせしていいのかなという保護者の心配があるわけですよ。その時に、その子どもさんを連れてお見合いをして、この子をお願いしますと言うでしょう。この子どもが、この人では駄目とか話があるかもですよ。そういうのは、どうするのか言っているんです。

○ 児童育成課長

会員同士で、そういったコミュニケーションをとるといふか、交流会等を開催をいたしまして、お互いの信頼をつくりたいと。

○ 児童社会福祉部長

委員の方から実際に事業を展開しましたときの利用者とサービスを提供する方、それとまさに子どもさんの戸惑いとか不安を少しでも解消させるような方策をどのように考えておられるのかという観点でのご提案かと思っております。それで本事業を実施いたします場合に、課長の方から説明はいたしておりますけど、市が直営で事業をやりましたが、職員がやってもなかなか上手くいく事業ではございません。そういったところで、これの事業を受けていただく委託先が、非常に問題になるのではなかろうかというふうな認識をいたしております。そこにつきましては、ある部分先ほどの話にも関連しますが、次世代の前期計画、その計画にも策定に関わられました団体等も視野に入れたところで、今後事業を進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 兼本委員

保育所に迎えに行き連れて帰る、学童に迎えに行き連れて帰る、車を使うこともありますよね。連れて行って家でする場合に、もしも事故なんかあったときの対応としては、どのような想定をしているんですか。必ず、迎えに行き自分の子どもと同じような感覚で扱ってくれると思いますから、事故の起こるようなことにはならないと思いますけど、子ども預ける方は預かってもらって無事に帰ってくればありがたいと言いますが、もしも事故があったら家の大事な子どもに怪我をさせてというようなかたちになるわけですよね。その時の対応なんかは、どのように考えておられるか、その点はいかがですか。

○ 児童育成課長

保障関係でございますけど、財団法人女性労働協会が運営をしておりますファミリーサポートセンター保障保険というものに加入をするということにしております。

○ 兼本委員

先ほど部長は、この事業を委託するところが非常に大切だということですが、これも予算がおおればおそらく4月1日から実施するような事業になると思うんですけど、委託先は想定していないわけですか。

○ 児童育成課長

委託先につきましては、子育て支援団体の方に委託をする予定にはしております。

○ 兼本委員

子育て。

○ 児童育成課長

すみません。委託先につきましては、子育て支援団体であります集いの広場飯塚の方に、委託をする予定にしております。

○ 兼本委員

鯉田にある幼稚園の跡のNPOに委託するということですね。当然これは、支援してくれる会員さんを募集したり、会員の研修とかも必要になってきますよね。その点は、4月1日からすぐに出来ないということはおそらくそういうことだろうと思いますけど、会員を募集して、そして会員の研修をやって、そして先ほどと同じようにこれも料金があると思うわけですが、料金はどのようになっていますか。

○ 児童育成課長

サービスに関わる個人負担ということになろうかと思いますが、1時間あたりの単価を9時から19時までが500円、それから7時から9時までと19時から24時までを800円と設

置しております。研修につきましては、センター側の指定する講習会などを受講していただくというように考えております。

○ 兼本委員

募集して出来た会員の研修が終わった。そしてお願いしたいという方は、登録するわけですか、それとも随時お願いしたいという時に、直接団体に電話を入れてお願いすればいいわけですか。分からなかったら、分かる人が答弁して。

○ 児童育成課長

会員の登録をいたしまして、登録した後にお互いで支援をしていくというような格好になります。

○ 兼本委員

受ける方も、支援する方も、両方とも会員の登録がいるということ。両方とも登録がいつて、じゃあ会員に登録してない人が例えば急に用事ができた時に、お願いしようということとは出来ないということになるわけやな。

○ 児童育成課長

先ほど言いましたように、センターが指定しました講習会等を受けて初めて会員になるというようなことです。

○ 兼本委員

それは、受ける方も研修を受けるわけ、両方とも、する方もしない方も研修を受けるわけ、あんたゆっくり聞いてから手を挙げてごらん、受ける方も支援する方も、両方とも研修を受けるわけ、それとも支援する方だけが研修を受けるわけ、どっちね。

○ 児童育成課長

支援を受ける方も行う方も、両方研修を受けるということになっております。受ける方につきましては1回で、支援をする方につきましては4回というふうになっております。

○ 兼本委員

委託は、鯉田にあるNPOに委託して、受ける方も会員登録する。勿論、支援する方はNPOが仲介するわけですから、そこに会員登録してそこで研修をしてやるということですね。料金もそういうかたちでやるということですね。そうしますと、例えば先ほどお尋ねしました、急に病気などになって誰も子どもを迎えに行ってくれる人がいない、例えば近親者の方も誰もいない、そして本当に職場の人ぐらいしかいないということで、そして具合が悪くなった、そして病院に行っている間だけ誰か迎えに行ってくれないだろうかということで、急にそういうふうなことになった場合には、この制度は利用出来ないの。

○ 児童社会福祉部長

議員から今指摘を受けておりますような方だけについては、そこだけ特定すればこれは出来ません、ファミリーサポートセンター事業の目的とやり方では。ただ、議員の方からも言っていていただいておりますように、今回大きく5つの事業、新規事業です、これ平成16年からの懸案事項であつとるわけです。その中で、母子父子家庭へのヘルパー事業、こういったものは用件があれば利用できるわけですよ。ファミリーサポートセンター事業というのは、まさに飯塚市が今進めておりますところの協働のまちづくり、これもひとつイメージしたところで、いろんな団体の方、お母さん方お父さん方のネットワークの構築、おねがい会員とおまかせ会員がおつてある、両方の会員登録を現実的にはしていただくことになると思います。そういった方々のネットワークを構築していく中での、両方の方に対する研修です。これは事業開始も、現実的には9月以降くらいがスタートになるかと思ひます。そういったネットワーク、組織づくりの広がり、それを進める中でのより良いサービスの提供をしていくと、この後の質問になるかと思ひますけど、それに今度1晩子どもを見てくれる人がおらんとかいったときに、

今まで非常に困っておりました。すいません、だからそういったものは、今回大きく5つのメニューをご提案させていただいた中で、子育て支援に充実に関後とも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 兼本委員

内容は、よく分かってるんですよ。分かってるけど、例えば緊急で出た場合に、当然今おまかせ会員とかおたすけ会員とかやっとかんと、5時から以降誰さんが迎えに行きますよということ登録しとかんと、子どもを保育所は渡しませんからね。だから、兼本の代わりに人見という人が行きますよというかたちを言っておかないと、行ったところで子どもは渡しませんよね。だから、そういうことは分かるわけですよ。分かるけど、もしも急にそういうことになった場合とか、それから逆に想定した場合、人見が行くというのが人見が具合が悪くなって、誰か他の者が行くとなったときに、原田が行くとなったときには、どういうふうな対応をするんですか。いろんなことを想定しないと、せっかくやる事業ですからね、いい事業ですからね、いろんな事を想定してやった場合に、会員にしてないと駄目ですよというの、確かに分かります。分かりますけど、そういう子どもさんを持つてる親御さんたちには、全員会員登録させて、そして研修を受けさせるというようなかたちのものも、ある意味では必要になってくるかもわからんわけですよ。だから俗に言う、そういうところでコミュニティづくりをやるというかたちの中で、地区地区で全部登録させるというようになるかもわからん。例えば、人見が駄目で原田が行ったときにはどうなるかということも想定して、今からのことですから想定してやれば、ここでどうするのかと言ったって時間が遅くなりますから、もう答弁いりませんけど、よくそういうふうなことも想定して、そして出来れば急な病気とか何とかになって、母親が子ども一人を抱えて本当に誰もいない時に、どうするのかということもあるかと思うんですよ。ヘルパーさんが家事を手伝いにくるのは、この事業は違いますからね。子どもを迎えにいたりする事業ですからね。そここのところは、もう少し検討課題にさせていただいて、よりサービスを公平に受けられるように充実したサービスをつくって、折角の新規事業で16年からやっとな4年かかって予算付けてもらった事業ですからね、そういうことも検討してやったら、どうかなと思います。続けて、子育て短期支援事業について、これもどういう事業か簡単に説明してください。

○ 児童育成課長

保護者が、疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが、一時的に困難になった場合に保護を適切に行うことが出来る児童養護施設等において、一時的に養護をする事業であります。

○ 兼本委員

時間がないから、私が中身も言いますが、これは今度は預かるんじゃないなくて、施設に預かるという事業なんですよ。その施設はどこになるわけですか。

○ 児童育成課長

施設につきましては、鞍手乳児園に打診をしましたところ、受け入れるということで了解を得ましたので、鞍手乳児園の方をお願いをする予定です。

○ 兼本委員

そうしますと、例えばどっかに泊まりでいかないかんとというような時に、連れて行くことが出来ないと、それから盲腸くらいで二、三日入院せないかんとという時に、誰も見てくれる人がいないから、預けるというようなことである場合に、鞍手乳児園というところに、自分で連れて行って、お願いしますということでやるわけですかね。それと、料金とかはどうなっていますか。

○ 児童育成課長

連れて行くのかどうかということですが、自分でそこまで連れて行っていただくということで、料金につきましては、ショートステイ事業ということで、基本料金については、2歳未満が1泊あたり5,350円です。それから、2歳以上で就学前が1泊あたり2,750円でございます。生活保護世帯、それから非課税世帯につきましては、減免の措置をしております。それから、トワイライトの方につきましては、夕方16時から22時までの預かりの保育でありまして、それにつきましては基本料金750円です。減免措置についても、同じように対応しております。なお、休日につきましては、10時から22時までの預かり保育で、基本料金が1,350円でございます。これにつきましても、減免の措置をしております。

○ 兼本委員

ショートステイの5,350円、2歳未満はですね。それから、時間を決めての預かり、これは当然食事代とかは、全部入ってるんですかね。

○ 児童育成課長

食事代も入った中での料金であります。

○ 兼本委員

これを利用しようとする場合は、どのようにして利用するわけですかね。

○ 児童育成課長

児童育成課の方で申請を受けまして利用を決定し、通知をいたしますので、それによって保護者の方が施設まで送迎をしていただくという格好になります。また、緊急な依頼にも対応できるように、申請と同時に決定をすることは無理だとは思いますが、翌日の依頼等も対応できるように迅速な処理をしていきたいと思っております。

○ 兼本委員

鞍手乳児園じゃなくして、飯塚市や嘉麻市など、この近辺で10分か20分くらいで行けるような場所で、対応してくれるところはないですかね。鞍手といったら、1時間くらいかかると思うんですけどね、どこかこの近辺に預かってくれるような場所を是非確保しないと、折角この事業をやったとしても、1時間もかけて、むしろ車を持たない人は少ないと思うけど、車を持っていない方は、とても大変だろうと思うわけですがね。この近辺にないわけですかね。

○ 児童社会福祉部長

今回、提案させていただいております本事業についても、16年からいろいろな場所を探した経緯があるわけです。何とか、母子支援施設あたりをお願いをしますが、受入の了解が得られないと、ようやく昨年になって、いろんな施設を職員は回っております、平成16年からですよ、私が18年に辞令もらいました、いくら頼んでも無理ですよということでしたが、職員が度々お願いする中で、距離的には遠いですが、しかし言われるような本当に緊急を要するような事例については、本当にすぐ対応はします。ある意味職員が動けばいいわけですから。ただ、そこまでの緊急性があるということであれば、この制度じゃなくて、私は急患センターであろうと思っております。もう病気の状態だと思います。家庭で忙しいで、例えば県外の親戚が危篤状態になったと、子どもを連れて行くのはいかなものかというようなご相談がありましたら、私の部の方にも家庭児童相談室がございます。担当が直接的には代わるかも知れませんが、保護課も持っております。ある部分、うちの職員は夜中でも出て行ってやっておりますから、そういった非常に必要性があるケースについては、今も対応しておりますし、そこまで逼迫しておれば、今回ご提案させていただいておるような事業の内容と別の次元での対応は、住民の皆さん方が少しでも困らないような、サービスを受けられて良かったなど言ってもらえるような事業になるように、今後とも職員と一丸となってサービス内容に充実努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 兼本委員

よろしくはないわけね。そういうふうな意気込みだけは感じますけどね、でも実際にそういうふうな市民サービスを受けた方が、今までいるのかいないのか、あなたの話ではいるような話ですけどね。でも、こういう事業をやった場合に、あくまでもあなたはそれだけの意気込みを持っておるけど、この事業に対応出来ない人は駄目ですよというのが、役所の窓口でしょう。決められた、さっき言ったように、会員でしてなかったら、例えば迎えに行くのも駄目ですよとはっきり言ったじゃないですか。この場合には、急患センター、病人なみに扱いますよというようなことを言ってね。だからそこに温度差があるわけですよ。だから、そういうふうにするなら、折角いい事業でやるなら、そここのところをしっかりと考えてやってもらいたいということ言ってるわけですよ。さっき言ったように、迎えに行くのが急に行かなくなった、そしたら当然保育所に誰々さんが行きますよということ保育所なり学童に言うのは、市の方が言ってやれば分かることなんですよ。市の職員が中に入ってやっていけば済むことなんです。それから、例えばNPOのところにも急に行ったら、NPOの人があなた会員してないけど、そういうことなら仕方ないねということで、市の方に相談してこういう事業をしていいですかということで、いいですよと言えばやれる事業なんですよ。でも、さっきは会員じゃないと駄目だと言ったでしょう。今度は、あなたは市の職員が動けばいいと、全然違うでしょう、温度差が、だから折角やる事業やったら、そここのところを意思統一してやってもらわんと、担当部長が代わった場合には、もうこの規定のとおりです、何が悪いですかということになると、誰も文句言えないようになるわけですよ。そここのところを、きちんとしてもらわんと、折角いい事業だからということ。あなたが、大きな声出して、私やりますよと言ったって、やらないとさっき言ったじゃないですか。会員以外は駄目ですよと言ったでしょう。やるんだったら、いいですよ。ゆっくり時間かけてやりましょうか、今から。だから、そういうことですよ。だからね、そういうふうなことで、きちっと対応できるんだったら、NPOというところも、何もそういうふうな支援をしてやろうというかたちで、おたすけとおねがい会員を登録させると、そこに行って電話で具合が悪くどうにもならないのでお願いしますと言ったら、そこの方が市と相談しながら、動いてやれば済むことでしょうが、だけどそれは会員登録しなければ、研修受けてないと駄目ですよと言って、何かいつもやる、言葉悪いけどお役所仕事になってしまうわけですよ。せつかくいいものでも、だから、本当に子育てを支援しよう、そして貴重な財源で予算を付けた事業なら、誰もが喜んでもらえるような、市民の皆さん誰もが喜んでもらえるような事業をやらないと、せつかく税金使った価値がないでしょう。そここのところをどうですかと確認させてもらってるわけですよ。もう一つ、産前産後についても同じことですよ。産前産後は読んで字のごとくですから、産前産後はその時の支援でしょうからね、今度は本人の支援でしょうからね、これは続けてやらせてもらいますが、どのようにして事業のお願いをしたらいいのか、料金はもしも必要であれば、料金はどのくらいになるのか答弁してください。

○ 児童育成課長

サービスの利用方法なんですけど、本庁児童育成課で申請を受けまして、利用の決定通知をいたします。その後、委託業者に電話をして、ヘルパーの派遣についての打合せをしていただくようになります。急な依頼にも、対応出来るように、先ほども申しましたけど、申請と同時に決定することは無理ということもありますけど、翌日の利用にも対応できるような迅速な対応をしていきたいと思っております。個人負担につきましては、1回につき2時間以内の利用ができ、基本利用料は1時間あたり150円で、これにつきましても生保世帯、非課税世帯は減免の措置をしております。

○ 兼本委員

いろいろ申しましたけど、いずれにしても母子父子家庭等の日常生活支援事業、それか

ら今質問しました3本、いずれにしましても新規事業で子育て支援ということで、大きな事業だろうと思います。だからしっかりがんばってもらってね、そして今言うように窓口でトラブルの起こらないように、そして急なそういう人が出たときにどういうふうにするかというある意味のマニュアルも作って、急な対応のときにはどうするんだということも検討しながら、原則はこうですよと、しかし例外もありますよというのがサービスしようと思ったら、民間やったら絶対やるんですよ、そういうことは。必ずやりますよ、民間やったら。委託するところもあれでしょうからね、最後の母子もあそこに委託するんですよ。シルバーに委託するんだろうと思いますけどね。そういうところにしたらいろんなことを想定しながら急なときのお助けですからね、健康なときに、結婚式に行くからお願いしますというような場合と違って急な病気とか何とかあった場合はどうするかということも考えて、会員じゃなければダメですよという、かたっぱしは会員じゃなくてもがんばってやりますよという、そういうことのないようにひとつ意志の統一をされましてしっかりした子育て支援をやっていただいて飯塚の方に住所を移せば病気になっても、子どもは親が具合が悪くなってもあそこをお願いしたらちゃんと見てくれると。保育所やら学童やらでもちゃんと遅くなったときでも迎えに行ってもらえると。あそこで子ども生んだら大丈夫という、全体に言って、どんどん飯塚に入ってくるような人口増になるような事業になるようにがんばってもらわないかと思っていますので、どういう展開になったかというのは来年の決算委員会でも、私が出るか誰が出るか分かりませんが、どういう事業かということはまたそのときに成果を見させていただこうと思っておりますけど、がんばってやってください。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

おおよそ兼本委員の方からお話がありましたので、だぶってる部分は省きまして、今委託先についてなんです。委託先、産前産後については、シルバー、そしてファミサポについては、集いの広場、そして鞍手乳児園の話もあっておりましたですよ。こうやってあったんですが、これはあくまでも委託でやるわけです。そして、どうやら今のお話ですと、随契のようなかたちがするわけですが、果たしてそれでよいのかどうかという部分がひっかかるわけです。その随契の理由についてお聞かせください。

○ 児童育成課長

先ず、母子家庭等日常生活支援事業と産前産後生活支援事業を委託先と考えておりますシルバー人材センターでございますけど、平成19年度よりその人的支援及び枠組みを活用した子育て支援事業の実施を市町村との連携のもとで実施する団体に対し、厚生労働省が助成を行う高齢者活用品子育て支援補助事業を申請し、地域の子育て支援活動に積極的に取り組み、本年度各研修会や体験活動を行っております。この高齢者活用品子育て支援補助事業は、国が2分の1、社会障がい者福祉課、先ほど説明があったかと思いますが、そこが窓口となって2分の1の補助金を出し、支援している事業でありますので、その事業の実施につきましては、経験豊富な高齢者が地域における子育ての担い手として活躍していただけることを期待するものでございます。予算の議決が認められましたなら、地方自治法施行例の規定に基づき、随意契約を結ばせて頂きたく予算を計上いたしております。次に、子育て短期支援事業でございますけど、この委託先として考えております、先ほど申し上げました小竹乳児園ですが、この子育て短期支援事業は、児童養護施設において一定期間養育保護を行う事業であり、受入可能な施設にいろいろ打診をいたしましたけど、なかなか受入先がございませんでしたけど、事業に向けて鞍手乳児園の方に打診をいたしましたところ、ようやく受入が可能となりました。そういったことで、今回予算議決を頂ければ、先ほども言いましたように、地方自治法施行例の規定に基づき、随

意契約を結ばせていただきたいと予算を計上しております。最後に、ファミリーセンター事業を委託先として考えております集いの広場飯塚ですが、平成15年より鯉田幼稚園跡地を活用して、子育て支援活動を積極的に継続的に行ってきた団体で、その活動を安定化するために、平成19年1月にNPO法人格を取得しました。子育て支援活動を目的とした11団体で構成されたNPO法人集いの広場飯塚は、子育て支援に関する情報の提供事業、それから障がい児及びその保護者の交流事業、それから高齢者と児童との交流事業、それから地域の子育て拠点の提供事業を展開しております。これからの活動を通じ、NPO法人集いの広場飯塚が実施する事業の参加や施設利用者は年間1万人にも達しているところでございます。このような非営利活動による地域に根ざした子育て支援の実績は、飯塚が目指しております協働のまち飯塚を目指す本市の基本理念に合意しているものであり、ファミリーサポートセンター事業の主たる事業である会員の募集、それから登録及び援助活動の調整を行うのに適している団体であると判断をいたしまして、予算の決議を頂ければ地方自治法施行例に基づきまして、随意契約を結ばせていただきたいというような格好で、予算の計上をいたしております。

○ 江口委員

今のお話の中で、シルバーに関する部分については、厚労省と市との共に2分の1の補助事業の中で、現在トレーニングをやっていただいているということも含めて、これは一定の理解をするものです。また、鞍手乳児院についても、実際に用件が合う、そしてまたその用件の中で引き受けていただく施設が無いというところで、これも私は理解するところでありますが、最後のファミサポなんです、ファミサポについて集いの広場というお話がありましたが、これについては私は異論があります。実際にファミリーサポート事業を行える団体は、市内に非営利団体においても複数あると考えられます。勿論、協働というのは大切だと思いますが、協働を育てる時に、ここにという話をする、それは違うというふうな話だと思います。飯塚市がファミリーサポート事業をやるとなれば、それぞれのところで我はと思うところは、手を挙げて、私達はこういうかたちで運営をしたい、こういったかたちで財政基盤もしっかりしている等の提案をしていただいて、その中から選ぶのが筋かと思っております。そこについては、契約担当課としっかりと協議の上行っていただきたいということをお願いしたいと思っております、よろしいですか。

○ 児童育成課長

先ほども申し上げましたけど、つどいの広場につきましては、委託先につきましてはそのあたりを十分検討いたしまして実施していきたいと思っております。

○ 江口委員

いまのお返事は契約担当課ときちんと協議をしてやるということによろしいですか。

○ 児童育成課長

はい、そのとおりでございます。

○ 江口委員

ありがとうございます。そういったところで変な疑いをもたれることが市があってはならないわけです。ファミリーサポートセンター事業についても、たとえば一つではなくて複数のサポートセンターがあることも良かもしれません。一つでスタートするのが普通だと思いますが、そういったものをあわせてきちんと検討していただきたい。こういったところできちんとお話をすることで「じゃあ次に私たちは何ができるんだろう」と考えていただける部分がございます。そういった芽を摘まないためにもきちんとした部分で対応していただきたい。何もそのNPOつどいの広場については、鯉田幼稚園のあの施設をどうやって利用しようかというところからスタートしたんですよね。あそこにつどいの広場自体は複数の団体が集まってきている団体です。それこそ団体内部での意思統一も必要でしょうし、その出入りもあるわけです。

そういった部分もきちんとあわせて検討していただきたいと思っています。後もう一点ですね。先ほどからずっときちんと知っていただくことが必要だという部分が出ているわけです。その点について、市報等でご案内をするというお話がありましたが、この部分について、出前が必要だというお話がありました。という中で1点提案をしたい点がございます。市報を市役所が作るのではなくて、外の団体が、NPOが市報を作っているという市が実際にあります。また、いろんな子育てに関するもの、何々に関するもの、という部分でそれぞれの団体が会員さん向けに情報提供しているケースもあるんです。そこでやっていただきたいなと思うのが、市報っていっぱい載っているわけですよ。ポツと読んでスッと置いてしまってわからないという部分があるんです。いま若いお父さんお母さん、ほとんどの方々が携帯電話をお持ちです。その携帯電話を活かした部分で若菜小学校とかでも不審者に対する情報の提供等を始めました。メルマガっていうふうな形でいいとおもうんですが、そういった形でこういった子育て関係の部分とかを流していただきたいと思うわけです。それにたとえばある団体がやっていただく。それに対して飯塚市の方はそれを事業委託か何かになろうと思うんですね、どんな形であってもお金を出す。情報がほしい方々はその団体に登録をする。メールアドレスだけでも構わないとかいうふうな形ですね。そうすると、こういったものを定期的に少しずつ送ることができる。そして、ああこんなことがあるんだねっていう部分を読むことができるサービスが考えられます。そういった部分を含めて広報について十分考えていただきたい。それこそ九工大なり何なりをかかえながらITという部分で地域振興を目指す飯塚としてはその部分をしっかりやっていただきたいと思います。検討していただけますか。

○ 児童育成課長

江口委員のほうからご提案していただきましたことに対しましては今後十分検討をしていきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

ぜひいい検討を、結果をお待ちしております。また、この部分については他の各担当の部分でも言えることです。その部分を皆さま方の検討をお願いしたいと思います。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

98ページ生活保護費について伺いますけども、特に99ページの扶助費について予算の面では関わってくると思います。まず、扶助費が今年度予算9,225,110,000円ということで、前年比で76,143,000円減額になってます。この予算計上について、どうしてこういうふうになっているのかお尋ねします。

○ 保護1課長

扶助費につきましては、19年度決算見込額に平成19年4月から10月までの伸び率2%を乗じて算出しております。それで、こういうふうな金額になったわけですが、19年度の決算見込と比較いたしますと、152,210,000円程増えております。それで、減額になっておりますが、19年度の決算見込よりも増額となっておりますということですが、

○ 川上委員

分かりました。それにしても予算としては、マイナスなんですね。いずれにしても、生活保護のことですから、必要に応じて予算増額ということに当然なると思うんですが、被保護世帯あるいは人員の全国的な動向は、今どうなっていますか。

○ 保護1課長

飯塚の保護の動向といたしましては、19年度1月現在で世帯数が4,055世帯人員は6,148人、保護率が46.3パーミリとなっております。それから、福岡県につきましては、世

帯数36,084世帯、人員54,329人、保護率20.5パーミリでございます。全国といたしましては、1,094,276世帯、1,528,725人で保護率12.0パーミリとなっております。

○ 川上委員

全国的な動向を先に見てみますと、生活保護法が制定された暫くの後に、全国的には200万世帯だったんですね。勿論、今の人口規模を考えてみれば比重はもっと大きいんですが、それで景気の動向とかいろいろなことがあるんですが、小泉構造改革の始まる前が74万世帯なんですね。小泉構造改革が終わってみると、今は、1,094,000世帯ということなんです。人員にすると1,520,000人なんですね。ここに自民公明の小泉改革の重大な結果が表れているわけですね。国民に痛みを押し付けても構わないというやりかたの姿がここにあるわけです。こういう状況の中で、全国各地で都市部でも農村部でも餓死者が出る、そういう状況がうまれてますね。生活保護を受けている方も、高齢の方、障がいのある方だけではなくて、稼働能力があるけど働く場所が無い、そういう比較的若い方々も生活保護に頼らざるをえない、そういう事態がうまれているわけですね。そこで、本市の状況はどうかということなんですが、先ほどお話がありました。4,055世帯の6,148人ということです。本市のおいても生活保護の役割が非常に重要だろうと思うんです。そこで、今全国的にでも、あるいは本市でもいいんですけど、生活保護の水準がありますね、それ以下の状態にある方々の中で、どのくらいの割合の方々が生活保護を受けておられるんですか。

○ 保護1課長

今、質問委員が言われましたのは、保護の補足率だと思いますが、この補足率というのは、生活保護の受給資格のある人の間で、どれだけの人が生活保護を実際にもらっているかという統計でございます。ドイツでは70%以上、イギリスでは80%以上、日本では厚生労働省がこういう統計を出していないようですが、学者の間では日本では20%くらいだということが言われております。

○ 川上委員

そうですね、参議院の決算委員会が2月10日にあつて、我党の仁比聡平参議院議員が梶添厚生労働大臣に質疑したわけですが、その時に大臣が答弁した会議録があります。いろいろな大学の先生方が、この生活保護の補足率を推計した研究を行っています。18.5%とか40%とか、低い方は6.5%、いろいろそういうことがございますと言ってるんですね。高いところで、だいたい40%くらいではないかと、低いところは、6.5%ではないかというふうに大臣が言ってるわけです。これは、生活保護の水準以下の暮らしをしてるんだけど、いろいろながんばりで苦しみながらも保護を受けないで、あるいは受けさせてもらえないでいるという方々がおられるんですが、こういう方々の中で、窮迫の状態に陥ることがありますね。この窮迫の状態というのは、生活保護法の規定にあるわけですが、どういう状態ですか。

○ 保護1課長

窮迫の状態ということでございますが、病気であつて倒れて動けないとか、食事代が無くて餓死する恐れのある方が、窮迫の状態だと認識しております。

○ 川上委員

昨年11月22日に70歳の女性が、浜松の市役所玄関ロビーで心配停止状態であつたわけですね、午後1時半くらいです。職員が見守っておつたと、それで通りかかりの方がどうしたのということで、救急車を呼んで病院に運んだけども、深夜亡くなったわけです。この方は、元々浜松駅で倒れていたのを、交番の警官が発見して救急隊を呼んだんです。まだ意識があつて会話が出来ましたからどうしたのと言うと、四日間食べてないと。それで救急隊が、ちょっと分かりにくいんですけど、すぐに病院に運ばずに福祉の方に連絡をとったんです、浜松の、

そうすると救急隊員は、この方は病院には行きたくないと、ご飯が食べたいと言ってるというふうに行ったところ、福祉課の方が連れてきてくださいと、だから救急隊は病院に行かないで福祉に連れていったわけですね。そしたら、気温11度と書いてましたけど、福祉の方が出てきてその方に、アルファ米というのを渡したそうです。お湯で膨らましたりするんでしょ、感想米ですね。お湯で20分くらいかかるそうですね。水だったら、もっとかかるそうです。それを渡して、引き返したらしいです。そこで何時間もその70歳の女性は胸にアルファ米を持ったまま、横に倒れてしまったんですね。その館に彼女が口にしたものは、守衛の方が紙コップに注いだ水だけです。そういうことが、浜松で起きてます。私は、この間飯塚市の福祉事務所生活保護課のいろんな対応を見てまして、こういうことは飯塚では起こらないだろうなというふうには思うんです。今、課長が答弁されてますが、この浜松の話、これは新聞赤旗に載せたことなんですが、聞かれてどう思われますか。私は、まさか飯塚ではと思いますが、しかし浜松でも、まさか浜松ではというふうにあったと思うんですよね、これはどうですか。

○ 保護1課長

生活保護法第25条第1項で、保護の実施機関は要保護者が窮迫した状況にある時は、速やかに職権をもって保権の種類及び程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならないとの規定がございます。本市におきましては、例えばホームレスの方などが傷病のため救急車で病院に搬送され、病院からの連絡で保護を開始するケースがあります。要保護者が、窮迫した状態にある時は、出来るだけ速く保護の種類、程度、方法を決定し、保護を開始しております。

○ 川上委員

そこで、通常保護申請を口頭か文書でしますね、口頭でも受理されると思うんですが、2週間で決定しなければならないということになってますね、違いますか。

○ 保護1課長

保護の開始につきましては、生活保護法第24条第3項に基づき、保護の開始は申請のあった日から14日以内にならなければならない、ただし、扶養義務者の資産状況の調査に時間を要する等特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことが出来る、この場合は、書面にその理由を明示しなければならないとなっております。生活保護法に基づく扶養義務調査、それから預貯金調査、生命保険調査、病状調査等をする中で、各機関からの回答が遅れる場合、調査日数を要しております。また、申請された方が病状調査のための検診命令に従わない場合や必要な書類の提出が遅れるなどで、14日以内に開始出来ない場合がありますが、他のケースワーカーの応援によりまして、14日以内に保護の開始が出来るよう努力しているところでございます。

○ 川上委員

そのただし書きによる、こと以外による遅延というのはありませんか。

○ 保護1課長

30日に達する、以上になる件数は、今年になりまして5件ほどありますけど、それは31日から2日かかったのがございます。

○ 川上委員

もうそろそろあれですが、2週間で決定、14日でと言ってるのは、どうして14日というふうになってるんですか、そもそも。

○ 保護1課長

すいません、ちょっとそこまで勉強しておりません。

○ 川上委員

14日と言うからには、15日から先は、この方は生きていけないというか、最低限の生活を下回るだろうと憲法25条から外れた状態に陥るだろうということで、そういうことになっ

てるわけですよ。もう厳しく言えば、この方は15日以降に生命の危険さえ生じかねないという状態だと私は思うわけです。それが更に2週間過ぎる、その時にいろんな事情があるんでしょうけど、見守りと言うかサポートがきちんと出来ないといけないと思うんですね。実は、私が最近これが事実ならとんでもないことだと思うんですが、2週間を過ぎようとしている方がおられたんですね、職員に相談したら、議会があるので決裁が出ないというふうに言われたと言うんですよ。明らかに、おかしいですね。どこかで詰まっているんでしょうけど、しかし現実に申請した方が聞かれた言葉は、議会が理由になっているわけですよ。とんでもないことだと思うんですね。それで、私は保護課の皆さんが努力されていると思います。思いますけど、一層の努力を、生命にも関わることなので、お願いしてこの質問を終わります。

○ 委員長

次に安藤委員の質疑を許します。

○ 安藤委員

同じ生活保護費についてなんですけど、多分全然違う視点で私は喋らせていただきたいなと思っております。先ほど、私もいろいろ勉強不足ではございますけど、補足率というお話が出ておまして、ドイツでは70%以上、日本は20%以上ではないかというような言葉を聞いて、日本も捨てたもんじゃないかと、がんばっている人たちが沢山いるんだと、本当に感動したのが今の補足率についてでございます。本当に、見る視点が違うと全然違うわけなんですけど、私にとってみれば、この9,225,000,000円という数字は、凄い数字だなと、飯塚市全体の予算の中でも、この数字の占める重みは凄いなというふうに思っております。先ほども、この保護率のパーミリですか、出ておりましたけれども、それが全国平均の4倍に達している。そういう部分もしっかり精査しなけりゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。先ず、どういう体制で、前線にたつてケースワーカーの皆さん本当にがんばってあると思います。いろんな事例がある中で、前線にたつてやられるケースワーカーの身になってみると、本当に大変じゃないかなと思いますけど、先ずどういう体制でされているのかお聞かせください。

○ 保護2課長

保護課の体制でございますけど、2課8係、課長以下71名で、そのうちケースワーカー49名、それを指導します係長7名、各ケースワーカーと申請の相談を受ける2名の面接相談員、就労支援と威圧的な被保護者の指導にあたっていただいております警察OB職員1名を配置して事務の執行にあっているところです。

○ 安藤委員

業務を聞きますと、大変ハードな業務をこなしてあるというふうにも聞いております。それと、先ほどもちょっと触れましたけど、全国の平均の4倍になってるということですけど、その要因についてどのようにお考えでしょうか。

○ 保護2課長

全国平均の4倍ということでございますけど、先ず飯塚市の保護の推移を見ていきたいと思っております。昭和30年代における保護に関する本市のデータが存在しないために、県の状況から推察いたしますと、30年頃までは本市の保護率は全国の水準とほぼ変わらないものであったと思われまます。昭和29年頃から石炭産業の不況を主因といたしまして、保護率は急激に上昇の傾向をたどっていきます。昭和40年の本市の保護率は、146.2パーミリとなっております。これは、当時全国の保護率と比べますと、8.797倍、県平均の2.54倍にあたります。その後、経済情勢が好転するとともに、産炭地域振興施策等の充実が図られまして、保護率は年々減少していきます。平成7年に32.1パーミリまで減少いたしました。近年は長引く景気低迷などによりまして、じょじょに高くなります。平成20年1月末では、46.3パーミリとなっております。本市の保護率の高い要因につきましては、石炭産業の好不況に左右されて

きたもので、石炭産業の衰退の影響を未だに少なからず受けているものだと考えております。また、平成19年12月時点での有効求人倍率は、全国が0.98倍、福岡県0.71倍、それから飯塚地区で0.58倍となっており、常に低い状況にあることから、厳しい雇用条件及び高齢化の進行が保護率増加の要因の一つと考えております。

○ 安藤委員

今のご回答ですと、石炭産業の後遺症があると、何か信じられないようなお話なんですけど、その他の要因といたしましては、有効求人倍率とか高齢化というのもありますけど、それでは同じ旧産炭地と言われている大牟田市において、保護率が大牟田市よりも本市の方が高くなっていると、その要因についてはどのようにお考えですか。

○ 保護2課長

大牟田市と飯塚市の人口規模は大差ありませんが、平成20年1月末の保護率は、飯塚市46.3パーミリ、筑豊地域で申しますと田川市48.9パーミリ、嘉麻市62.0パーミリ、県の田川郡106.5パーミリ、大牟田市で30.7パーミリとなっています。本市の保護率が大牟田市と比較いたしまして、15.6パーミリ高い理由として考えられるところは、平成19年12月の有効求人倍率で、飯塚地区が0.58倍に対しまして、大牟田地区では0.72倍と高くなっております。この他に、大牟田地区の交通の条件と利便性として、この部分を考えますと、仕事が見付け易い状況にあるのではないかと、それと大手企業があることで雇用の場が多いのではないかとということが推測されます。また、同じ産炭地域でも、炭鉱の規模からしますと、採鉱での就労者が飯塚市に比べて少なかったことなどが、保護率に影響しているのではないかと考えております。

○ 安藤委員

本当に果たしてそうなのかなというふうに、疑問を感じざるを得ないというのが、先ほど兼本委員からも出ておりましたけど、介護タクシーの不正受給ですね。きっちりとした精査が出来ているのかな、本当に困った人に対しては、これは国の制度でありますので、そういう方は守っていかなくてはいけないのは当然だとは思いますが、スピード化していかなくてはならないという部位分は、そうなんでしょうけれども、ある意味北海道で言われるみたいに、何億も使ってしまったと、そういうチェック体制自身がこちらで出来ているのかなと、先ほど兼本委員からも出ておりましたけど、実際に飯塚でそういう介護タクシーと言いますか、そういう病院に通うために使われる事例で、どれくらい使われているかというのが分かりましたら、お知らせください。

○ 保護2課長

本市におきまして、平成18年度で、通院費等で支給した延べ世帯数は、7,377世帯でございます。総額にいたしまして、31,929,556円となっております。1ヶ月の1世帯あたりの平均にしますと、4,328円ということになります。本市の中で、一番タクシーなどを利用して通院しているのはということですが、一番高い医療移送費を支給しているケースがございます。それは、週3回の人工透析を行っている方でございまして、本市から直方市の病院に通院しておる被保護者でございます。月額約50,000円程度の医療移送費を支給しているところでございます。

○ 安藤委員

先ほどの障がい者に対するものと比べると、手厚いなというふうに思ったりしますし、先ほど北海道の事例じゃないですけど、そこまでのチェック機能がきっちり果たしているというふうには信じております。先ほども申しましたけど、この制度の重要性というのは私は十分認識しておりますし、ある部分適正にきちんとした審査がなされているかどうかというのが、一番求められるところでございますので、この適正化のための対策はどのようにされたおります

でしょうか。

○ 保護2課長

医療機関等への通院等につきましては、基本的には公共交通機関の利用をしていただいております。本人の病状により、電車やバス等公共交通機関の利用が困難な人など、どうしてもタクシーの利用が必要な場合については、主治医、それから嘱託医と十分協議おいたしまして、認定をしているところでございます。

○ 安藤委員

ある意味、この受給をされる方というのは、費保護者の方なですけれど、いろんなパターンがあると思うんですね。病気で働けない、高齢化していると、いろんなパターンがありますけど、飯塚市の現状としてどこがどこらへんの%か、そこらへん分かりましたらお答えください。

○ 保護2課長

すみません、もう一度質問の方をお願いいたします。

○ 安藤委員

いろんなパターンがあると思うんですけど、本市の場合、病気のために働けなくて生活保護を頂いている、それから高齢のためにどうしても生活保護費を頂かなくてはいけない、母子家庭の場合もあるでしょうし、いろんなパターンがあると思いますが、そういう区分の内訳というのが分かりましたらお知らせください。

○ 保護2課長

18年度末現在でございますけど、高齢世帯、構成比で申しますと42.5%でございます。それから、傷病、障がい世帯等につきましては29.7%となっております。

○ 安藤委員

では残りが、その他ということでしょうか。

○ 保護2課長

その他が、母子世帯8.8%、それからその他の世帯が19.0%でございます。

○ 安藤委員

その他と言われる部分ですけど、19%あるということでございます。いろんな事情があると思いますが、そこの中に就労支援というのも一つあると思うんですね。そういう部分で、そこらへんをどのように取組んでいるのか聞かせてください。

○ 保護2課長

生活保護の適正な運用のため、保護の相談に来られた方への相談業務におきまして、保護に優先する他方他施策の活用など、具体的な解決方法の助言が出来るように相談業務体制の充実や保護を受けられておる方で、就労支援を職業安定所との連携によりまして行っているところでございます。福祉事務所の職員と、職業安定所が連携を図りつつ支援を行っており、稼働能力や就労の意欲がある被保護者に対して、各々対象者の対応、ニーズ等に応じた就労支援を行っておるところでございます。先ほど申し上げました保護課の体制によりまして、職員一丸となりまして生活保護業務の適正実施に努めているところでございます。

○ 安藤委員

働く場所が無いというのも、一つの理由になってるかとは思いますが、そこらへんでしっかりとした就労支援をやっていただいて、その中でしっかりと適正化のために、もう一度ご尽力を賜ればいいかなというふうに思います。私はよく教育の問題を一般質問あたりでさせていただくんですけど、筑豊教育事務所の管内の全国学力テストの平均点が低いと、全国レベルから比べても低いですし、県内レベルからでも低いというところが、ある意味この生活保護率の高さに、ある部分つながっているような気もしてならないわけです。私は、教育の時にいつも言いますが、教育は教育だけに限らず、いろんなものの施策が絡まり合って、教育力のアッ

プにつながっていくんじゃないかなと常に思ってますんで、そういう部分も含めまして、是非保護につきまして、今後更なる精査を続けて頂きたいというふうに思いまして、終わります。

○ 委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑は、ありませんか。

○ 上野委員

さっと終わりますので、さっと答えてください。96ページ委託料の一番下、児童クラブ運営等委託料があります。183,630,000円、委託先が飯塚市青少年健全育成会連絡協議会、これ今年度初めて委託されると思いますが、この組織、どんな方々が何人で組織されている協議会なのか教えてください。

○ 児童社会福祉部長

飯塚市青少年健全育成会協議会でごさいます、合併直後は新市での団体の統合は出来ておりませんでした。昨年、19年の6月くらいに、市内13地区の青少年健全育成会で組織する、飯塚で一番青少年活動に熱心な地域活動をされております団体です。申し訳ありません、会員数については、ちょっと私が数字は把握いたしておりません。

○ 上野委員

協議会にも事務局があるんですが、今度の再任用とかで何人か入られていると思うんですが、分かったら教えていただけますか。

○ 児童社会福祉部長

青少健の構成員の方に、嘱託職員の方やなんかはあってありません。ただ、クラブ事業を委託する中で、嘱託職員さんが、今児童育成課の中に7名人員配置されております。再任用職員は、一人もいません。

○ 上野委員

分かりました、最後に一つ、これは市の関係部署で直接やることなく、この協議会に委託する意味、利点を教えていただきたい。

○ 児童社会福祉部長

合併前に1市4町でそれぞれ運営のやり方が違っておりました。それで、新市になりまして、新市の青少年健全育成会に委託をさせていただいております。地域の子育て支援につきましては、協働のまちづくりを進める中で、地域の皆さん方、それと地域の保護者会、それと地域の住民の方が一体となって、放課後の子どもさん方の健全育成事業を実施していただくという意味合いも含めまして、青少健に事業の委託をお願いしております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

他に質疑は無いようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日3月14日金曜日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明日3月14日金曜日午前10時から委員会を開き審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成20年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れ様でした。